

風水害等対策計画編

2 風水害対策計画

第2章 災害応急対策

目 次

第1節	組織計画.....	67
第2節	動員計画.....	76
第3節	気象情報等計画.....	79
第4節	災害情報の収集・伝達計画.....	84
第5節	通信計画.....	91
第6節	広報計画.....	97
第7節	消防活動計画.....	100
第8節	水防計画.....	108
第9節	災害警備計画.....	114
第10節	交通計画.....	115
第11節	避難計画.....	119
第12節	食糧供給計画.....	129
第13節	衣料・生活必需品等供給計画.....	132
第14節	給水計画.....	134
第15節	災害時要援護者安全確保対策計画.....	138
第16節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画.....	141
第17節	医療・助産計画.....	145
第18節	防疫計画.....	153
第19節	清掃計画.....	156
第20節	死体の捜索及び処理埋葬計画.....	158
第21節	障害物の除去計画.....	161
第22節	輸送計画.....	162
第23節	労務計画.....	168
第24節	文教対策計画.....	169
第25節	自衛隊に対する災害派遣要請計画.....	172
第26節	他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画.....	179
第27節	農地農業計画.....	182
第28節	電力施設の復旧計画.....	187
第29節	東日本電信電話株式会社茨城支店の非常災害対策計画.....	188
第30節	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ茨城支店の非常災害対策計画.....	189
第31節	郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護措置.....	190
第32節	防災ヘリコプター要請計画.....	191
第33節	救出計画.....	196
第34節	土砂災害応急対策計画.....	198
第35節	災害救助法適用計画.....	200

第2章 災害応急対策

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、それぞれの防災関係機関が、その全機能を発揮してその発生を防ぎよし、又は応急的な救助を行う等災害の拡大を防止するために行うべき措置について定めるものとする。

第1節 組織計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 災害対策本部の災害情報の正確な把握と関係機関への迅速な連絡 2 災害時における各課職員の担当事務の周知 3 災害対策本部の設置場所 ⇒ 市役所庁舎内	各部・室共通

1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に対処するため、市の災害対策組織体制を明らかにし、防災行政の総合的な運営及び災害応急対策の的確な遂行を図るものとする。

2 災害発生初期の措置

総務部長は、あらかじめ定める事務分担に基づき、次の措置を講じる。

- (1) 災害に関する気象情報の収集
- (2) 被害状況の把握
- (3) 把握した災害情報を整理し速やかに市長に報告及び関係機関への連絡をすること。

3 災害対策本部の設置基準

笠間市災害対策本部は、次のような場合で市長が必要と認めたとき、笠間市災害対策本部条例（平成18年条例第18号）に基づき市役所庁舎内に設置する。

- (1) 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風雨、大雨、洪水等の注意報又は警報が発令されたとき
- (2) 県と気象庁が共同で発表する土砂災害警戒情報が発令されたとき**
- (3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき**
- (4) その他市長が必要と認めたとき**

4 災害対策本部の設置及び閉鎖の通知

- (1) 災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を関係機関に通知、公表するとともに、災害対策本部の標識を市役所庁舎正面玄関に掲示する。なお、閉鎖した場合についてもこれに準じて行うものとする。
- (2) 災害対策本部は、次の場合に閉鎖する。
 - ア 予想された災害の危険が解消したとき
 - イ 災害応急対策が概ね完了したとき
 - ウ 本部長が適当と認めたとき

5 災害対策本部の体制と配備

体制の基準は、次によるほかその時の状況により本部長が決定する。

(1) 連絡配備

気象注意報が発令されたとき、またはその他の状況により本部長が配備が必要であると認めるときに連絡調整を主とする体制

(2) 警戒体制

気象警報や土砂災害警戒情報が発令され、災害が発生するおそれがある場合又はその他の状況により本部長が警戒を要すると認めるとき、災害の拡大を防止するため必要な準備の開始及び情報収集活動を主とする体制

(3) 緊急体制

事態が切迫し、若しくは災害が発生し、なお拡大のおそれがある場合又はその他の状況により本部長が必要であると認めるとき、災害の現状に対処し拡大に備える体制

(4) 非常体制

災害が拡大し、緊急体制では対処できない場合又はその他の状況により本部長が必要と認めるとき、本部の全力をもって対処する体制

6 災害対策本部の組織と編成

(1) 本部の設置に関する指示及び伝達

ア 総務部長は、本部設置及び活動体制について市長の命を受けたときは、副本部長に連絡するとともに、総務課長に指示するものとする。

イ 総務課長は、各部長に連絡するとともに、総務課員に指示し、本部開設に必要な職員の動員等を行うものとする。

(2) 本部の編成

災害対策本部には部、班を設け、部には部長、班には班長を置く。

ア 本部を設置した場合は、本部長、副本部長は、直ちに指揮監督にあたる。

イ 部長は、本部長の命を受け、班の事務を管理し、所属部員を指揮監督する。班員は、上司の命を受け、担当事務に従事する。

(3) 本部会議

ア 本部長、副本部長、教育長及び本部員をもって組織し、災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。なお、各部長は、災害情報、被害状況及び災害応急対策の状況その他必要な事項について、随時、本部会議に報告するものとする。

(ア) 災害救助法に関すること。

(イ) 本部の活動体制に関すること。

(ウ) 災害応急対策の実施及び調整に関すること。

(エ) 応援要請に関すること。

(オ) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

(カ) 災害広報に関すること。

(キ) 県に対する要望に関すること。

(ク) 災害対策本部の廃止に関すること。

(ケ) その他重要な事項に関すること。

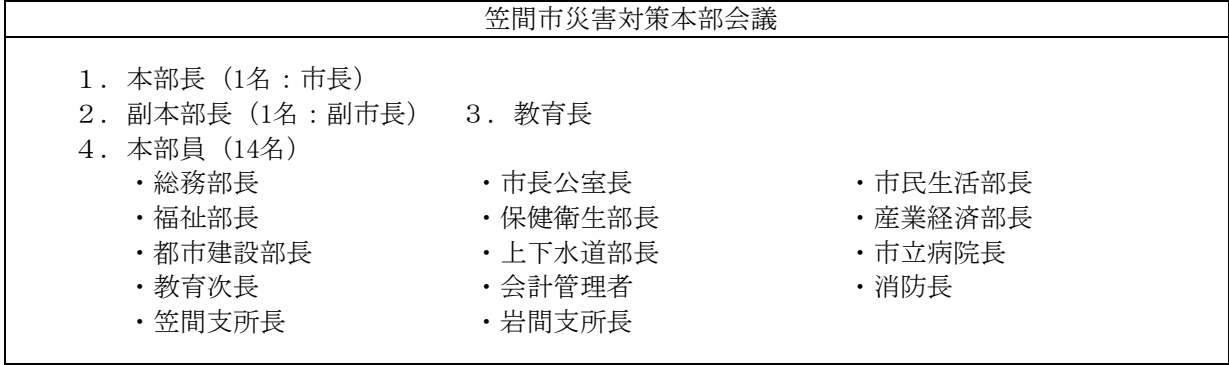
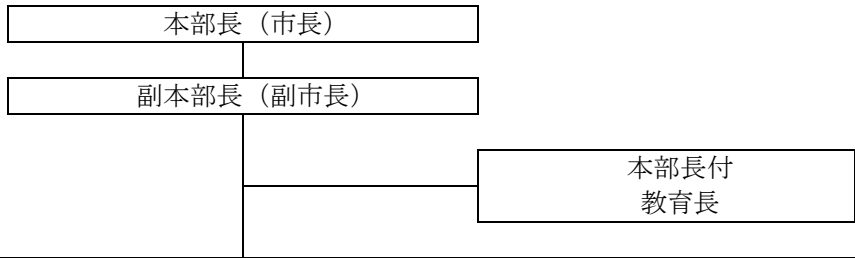
イ 招集

本部長が必要の都度招集する。なお、招集の伝達は、庁内放送又は各部連絡員を通じて行う。

(4) 災害対策本部組織図及び分掌事務

災害対策本部の組織図及び分掌事務は、次ページのとおりである。

笠間市災害対策本部会議



笠間市災害対策本部組織図



福祉部 (部長：福祉部長) ・ 社会福祉課 ・ 高齢福祉課 ・ 子ども福祉課	福祉班 社会福祉課、高齢福祉課、子ども福祉課
保健衛生部 (部長：保健衛生部長) ・ 保険年金課 ・ 健康増進課 (友部・笠間・岩間保健センター含む)	避難誘導班 保険年金課 救護・防疫班 健康増進課、各保健センター
経済部 (部長：産業経済部長) ・ 農政課 ・ 農村整備課 ・ 商工観光課 ・ 農業委員会	産業班 農政課、農村整備課 産業協力班 農業委員会事務局 商工観光班 商工観光課
建設部 (部長：都市建設部長) ・ <u>建設課</u> ・ <u>管理課</u> ・ 都市計画課 ・ <u>まちづくり推進課</u>	建設班 建設課、 <u>管理課</u> 、 <u>まちづくり推進課</u> 都市施設班 都市計画課
上下水道部 (部長：上下水道部長) ・ 水道課 ・ 下水道課	上水道班 水道課 下水道班 下水道課
医療部 (部長：笠間市立病院長) ・ 笠間市立病院	医療班 笠間市立病院
教育部 (部長：教育次長) ・ 学務課 ・ 生涯学習課 ・ スポーツ振興課	学務班 学務課 社会施設班 生涯学習課、スポーツ振興課 <u>各公民館、各図書館</u>
会計部 (部長：会計管理者) ・ 会計課	会計班 会計課
消防部 (部長：消防長) ・ 消防本部 ・ 笠間、友部、岩間消防署 ・ 各地区消防団	消防班 <u>消防本部</u> 笠間消防署、友部消防署、岩間消防署、 笠間地区消防団、友部地区消防団、 岩間地区消防団
地域対策部 (部長：笠間支所 <u>地域課長</u> ，岩間支所 <u>地域課長</u>) ・ 笠間支所、岩間支所	笠間地区対策班 笠間支所 岩間地区対策班 岩間支所

各部・班の編成及び分掌事務

	任 務
本 部 長	災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
副 本 部 長	災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

部名 (部長)	班名 [担当課名]	分 掌 事 務
総務部 (総務部長)	本部班 [総務課 (管財G を除く)]	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の運営、庶務に関すること。 2 本部会議に関すること。 3 本部事務局に関すること。 4 本部員の動員に関すること。 5 <u>災害時における職員の動員に関すること。</u> 6 各班所管の避難所開設の指示に関すること。 7 各班の動員、連絡調整に関すること。 8 災害救助法適用の協議に関すること。 9 県、消防、警察、自衛隊、隣接市町等に対する応援出動 (派遣) の要請に関すること。 10 県その他防災関係機関に対する連絡及び被害状況等の報告、提供に関すること。 11 他市町村との連絡調整に関すること。 12 交通関係について警察との連絡調整に関すること。 13 <u>仮設トイレの調達に関すること。(災害協定に関すること。)</u> 14 災害警備に関すること。 15 配車計画及び車両確保の総括に関すること。 16 安否確認、捜索、救助の総括に関すること。 17 水防活動の総括に関すること。 18 市民の避難勧告及び指示に関すること。 19 電話並びに防災行政無線等の送受信に関すること。 20 災害時のアマチュア無線に関すること。 21 備蓄物資の総括に関すること。 22 応急対策実施状況の総括、取りまとめに関すること。 23 激甚災害指定手続きに関すること。 24 危険物施設等の応急対策、復旧に関すること。 25 緊急輸送に関すること。 26 県、国等の災害地視察に関すること。 27 国等への要望及び関係資料の作成に関すること。 28 他班に属さない事項に関すること。
	財政班 [財政課]	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策に必要な財政措置に関すること。 2 <u>災害関係の補助起債に関すること。</u> 3 公用負担などによる損失補償、弁償等に関すること。 4 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関すること。 5 災害対策のための労働力の確保に関すること。 6 本部長及び部長の指示により他班の応援に関すること。
	物資調達班 [財政課契約検査 室]	<ol style="list-style-type: none"> 1 食糧、救援物資の必要数量調査に関すること。 2 災害対策に必要な物品の調達に関すること。 3 本部長及び部長の指示により他班の応援に関すること。
	管財班 [総務課管財G] [監査委員事務局]	<ol style="list-style-type: none"> 1 市有財産の保全及び被害調査及び復旧対策に関すること。 2 人員、物資搬送用車輛の調達及び手配に関すること。 3 本部長及び部長の指示により他班の応援に関すること。
	税務班 [税務課]	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>住宅等建築物の被害調査、報告及び被災納税者の減免等の措置に関すること。</u> 2 被災地籍の調査に関すること。 3 本部長及び部長の指示により他班の応援に関すること。

部名 (部長)	班名 [担当課名]	分 掌 事 務
	議会班 [議会事務局]	1 議員の被災地視察に関する事。 2 市議会との連絡調整に関する事。 3 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。
計画部 (市長公室長)	公聴班 [秘書課]	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 <u>2 各部からの災害情報の収集及び被害状況の取りまとめに関する事。</u> 3 災害情報、被害情報の集約、分析、報告に関する事。 4 災害広報及び公聴に関する事。 5 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。
	記録班 行政経営課	1 報道関係機関との連絡調整に関する事。 2 災害記録写真の撮影収集及び災害記録に関する事。 3 災害対策時の情報システム管理に関する事。 4 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。
	計画班 [企画政策課]	<u>1 復興計画に関する事。</u> <u>2 燃料の確保に関する事</u> <u>3 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。</u>
市民生活部 (市民生活部長)	住民班 [市民活動課] [市民課]	1 <u>り</u> 災害名簿の作成等一般り災者の被害状況の取りまとめに関する事。 2 <u>り</u> 災証明の発行に関する事。 3 被災者相談窓口設置に関する事。 4 <u>社会福祉協議会と災害ボランティアの調整に関する事。</u> 5 市民及び外国人の安否情報に関する事。 6 不明者の身元確認に関する事。 7 被災者に対する国民健康保険被保険者証の再交付、国民年金等の免除等に関する事。 8 埋火葬の許可及び火葬場に関する事。 9 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。
	環境班 [環境保全課]	1 災害による廃棄物処理対策に関する事。 2 被災地のゴミ、し尿の収集処理等公衆衛生に関する事。 3 井戸水の水質検査及び消毒に関する事。 4 <u>被災家屋の消毒に関する事。</u> 5 生活環境を著しく破壊する公害原因物質の汚染状況調査に関する事。 6 環境衛生、食品衛生の指導及び劇毒物の安全対策に関する事。 7 避難所の衛生等に関する事。 8 死亡獣畜の処理に関する事。 9 その他応急衛生対策に関する事。 10 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。
福祉部 (福祉部長)	福祉班 [社会福祉課] [高齢福祉課] [子ども福祉課]	1 被災者を収容する避難所の設置に関する事。 2 救援物資の受付・管理・配分及び避難所に対する応急炊出しに関する事。 3 <u>災害時要援護者の安全確保対策に関する事。</u> 4 災害救助法の事務に関する事。 5 日本赤十字社との連絡調整に関する事。 6 行方不明者の捜索に関する事。 7 災害援護資金の融資及び災害弔慰金の支給に関する事。 8 保育児童の避難誘導に関する事。 9 災害時の保育対策に関する事。 10 所管施設の災害調査及び復旧対策に関する事。 11 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。
保健衛生部	避難誘導班	1 避難所への避難誘導に関する事。

部名 (部長)	班名 [担当課名]	分 掌 事 務
(保健衛生部長)	[保健年金課]	2 避難所の運営及び報告に関すること。 3 避難所の食糧及び救援物資の配分に関すること。 4 救護所の設営及び連絡調整に関すること。 5 本部長及び部長の指示により他班の応援に関すること。
	救護・防疫班 [健康増進課] [各保健センター]	1 所管施設利用者の避難誘導及び救護に関すること。 2 所管施設の災害調査及び復旧対策に関すること。 3 救護・防疫班の編成及び出動に関すること。 4 伝染病予防防護活動に関すること。 5 被災地の防疫活動に関すること。 6 所管施設を避難所としたときの避難所の開設及び運営に関すること。 7 本部長及び部長の指示により他班の応援に関すること。
経済部 (産業経済部長)	産業班 [農政課] [農村整備課]	1 生鮮野菜、米穀等の調達に関すること。 2 農産物、畜産関係の災害調査及び復旧対策に関すること。 3 家畜、家きんの飼料供給に関すること。 4 家畜感染症の予防及び防疫に関すること。 5 農業関係機関との連絡調整に関すること。 6 農耕地、農業用施設の災害調査及び復旧対策に関すること。 7 林業関係の災害調査及び復旧対策に関すること。 8 本部長及び部長の指示により他班の応援に関すること。
	産業協力班 [農業委員会]	1 産業班の協力に関すること。 2 本部長及び部長の指示により他班の応援に関すること。
	商工観光班 [商工観光課]	1 商工観光関係の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 2 衣料、生活必需品等の調達及び避難所等への配分に関すること。 3 物資の流通促進に関すること。 4 災害時における観光客の避難誘導、救助等安全対策に関すること。 5 被災商工観光業者に対する融資に関すること。 6 災害に関連した失業者の対策に関すること。 7 その他応急商工観光対策に関すること。 8 本部長及び部長の指示により他班の応援に関すること。
建設部 (都市建設部長)	建設班 [建設課] [管理課] [まちづくり推進課]	1 道路、橋梁、水路等公共土木施設の災害調査及び復旧対策に関すること。 2 河川の災害調査及び対策の連絡に関すること。 3 道路障害物の除去に関すること。 4 <u>公園等主管施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。</u> 5 <u>公営住宅等建築物の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。</u> 6 土木建設業者との連絡及び協力要請等に関すること。 7 土木資機材の調達に関すること。 8 応急仮設住宅の設置に関すること。 9 本部長及び部長の指示により各班の応援に関すること。
	都市施設班 [都市計画課]	1 応急危険度判定に関すること。 2 市有建築物の応急修理に関すること。 3 本部長及び部長の指示により各班の応援に関すること。
上下水道部 (上下水道部長)	上水道班 [水道課]	1 上水道施設の被害調査及び必要な対策に関すること。 2 被災者に対する飲料水等の確保及び給水に関すること。 3 給水不能地帯の調査及び給水タンク車による給水に関すること。 4 飲料水の水源の確保に関すること。

部名 (部長)	班名 [担当課名]	分 掌 事 務
		5 本部長及び部長の指示により各班の応援に関する事。
	下水道班 [下水道課]	1 下水道施設の被害調査及び必要な対策に関する事。 2 本部長及び部長の指示により各班の応援に関する事。
医療部 (笠間市立病院長)	医療班 [笠間市立病院]	1 所管施設利用者の避難誘導及び救護に関する事。 2 所管施設の災害調査及び復旧対策に関する事。 3 被災者の医療、救護に関する事。 4 医療機関との連絡調整に関する事。 5 医療資機材及び医療品の調達に関する事。 6 本部長及び部長の指示により各班の応援に関する事。
教育部 (教育次長)	学務班 [学務課]	1 児童生徒の避難誘導及び救護に関する事。 2 学校施設の災害調査及び復旧対策に関する事。 3 学校関係の防疫に関する事。 4 児童生徒に対する教科書、学用品等の調達及び支給に関する事。 5 学校給食施設の災害調査及び復旧対策並びに給食対策に関する事。 6 所管施設を避難所としたときの避難所の開設及び運営に関する事。 7 本部長及び部長の指示により各班の応援に関する事。
	社会施設班 [生涯学習課] [スポーツ振興課] <u>[各公民館]</u> <u>[各図書館]</u>	1 所管施設利用者の避難誘導及び救護に関する事。 2 所管施設の災害調査及び復旧対策に関する事。 3 文化財の災害調査及び復旧対策に関する事。 4 所管施設を避難所としたときの避難所の開設及び運営に関する事。 5 本部長及び部長の指示により各班の応援に関する事。
会計部 (会計管理者)	会計班 [会計課]	1 災害対策経費の資金計画に関する事。 2 災害対策に係る経費の出納に関する事。 3 義援金の受領、管理及び配分に関する事。 4 本部長及び部長の指示により各班の応援に関する事。
消防部 (消防長)	消防班 [消防本部] [各消防署] [各地区消防団]	1 火災及び水害等の予防・警戒及び防衛に関する事。 2 消防施設の被害調査及び応急修理復旧に関する事。 3 災害情報、被害情報の収集及び記録並びに報告に関する事。 4 消防通信施設の確保に関する事。 5 救急救助及び救出者の保護に関する事。 6 消防職員及び消防団員の動員に関する事。 7 水害、火災その他の災害に係る救助業務に関する事。 8 行方不明者の捜索に関する事。 9 負傷者等の救助に関する事。 <u>10 死体の収容及び処理に関する事。</u> <u>11 市民の避難誘導に関する事。</u> <u>12 市内巡回警戒に関する事。</u> <u>13 関係機関との応援要請に関する事。</u> <u>14 本部長及び部長の指示により各班の応援に関する事。</u>
地域対策部 (<u>笠間支所地域課長、岩間支所地域課長</u>)	笠間地区対策班 [笠間支所] 岩間地区対策班 [岩間支所]	1 笠間地区における災害対策について、各部との連絡調整及び災害対策全般に関する事。 1 岩間地区における災害対策について、各部との連絡調整及び災害対策全般に関する事。

第2節 動員計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 時間に応じた動員の伝達方法 (1) 勤務時間内 ⇒ 庁内放送、庁内電話、使送 (2) 勤務時間外 ⇒ 電話又は携帯電話 2 組織計画に基づき実情に即した動員計画の整備 (1) 警戒体制 ⇒ 総務部本部班 (2) 緊急体制 ⇒ 各部長及び班長及び班員の1/2 (3) 非常体制 ⇒ 全職員 3 本部長の職務代理者の確立 市長 ⇒ 副市長 ⇒ 総務部長 4 災害対策本部の代替場所 ⇒ 笠間市消防本部庁舎	各部・室共通

1 計画の方針

災害応急対策活動に必要な要員を把握して、災害応急対策活動を確実にするための計画である。

2 動員の伝達方法

総務部長は、災害対策本部の設置及び活動体制について、市長の命を受けたときは、応急対策実施のため必要な職員の動員を行うものとする。

(1) 勤務時間内については、次のとおりとする。

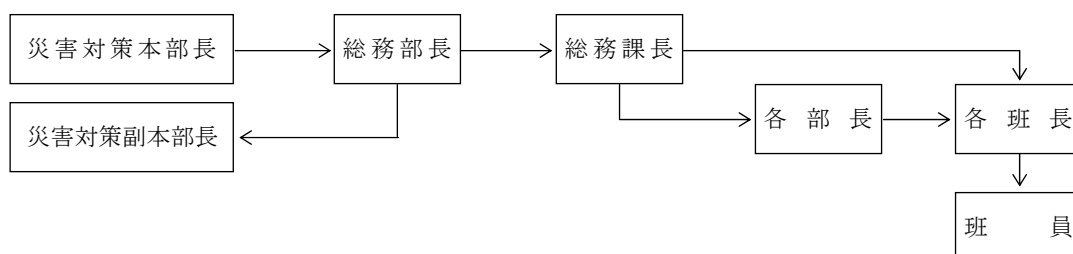
ア 庁内放送により職員に対し、次の放送文に準じ一斉に動員の伝達をする。

○ 放送文（例）

「市長の緊急命令を伝達いたします。（2回繰返す）〇〇災害で市内〇〇方面に被害が発生した模様であります。〇〇時〇〇分災害対策本部を設置し、〇〇体制により応急対策を実施することになりました。職員は、既定の計画に従い直ちに配置につき応急対策の実施に万全を期されたい。」

イ 各班長は、班員の活動体制の配備をする。

ウ 庁内放送及び庁内電話が使用できない場合は、本部班は、班員の使送により各班長に動員の伝達をする。



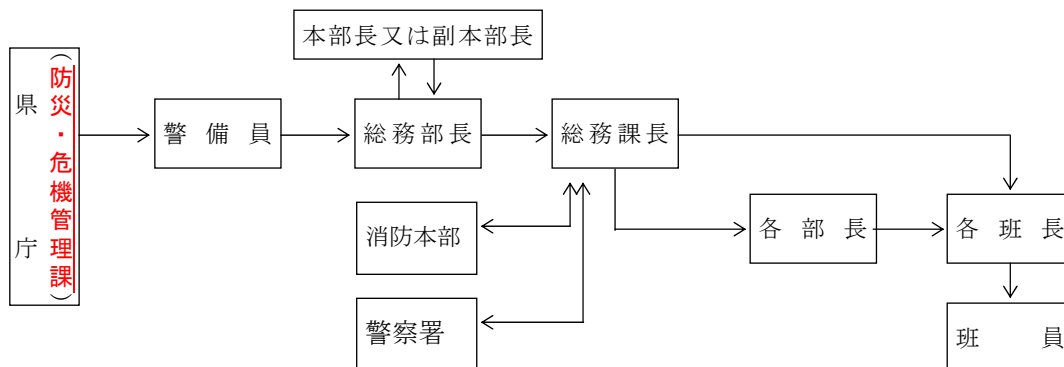
(2) 勤務時間外については、次のとおりとする。

ア 県より気象予警報、災害情報を受領した警備員、職員は、直ちに総務部長に伝達するものとする。

イ 総務部長は、一般加入電話又は携帯電話により本部長、副本部長に報告し、本部長より配備の指示を受けた場合には、速やかに総務課長を通じて各部長に動員の伝達をする。また、消防

本部及び警察署と相互に連携を図る。

- ウ 各部長は、各班長に動員の伝達をする。
- エ 各班長は、班員への伝達など必要な措置をとる。
- オ 関係者の動員は、電話又は携帯電話により行う。



(3) 動員状況の報告

各班長は、職員の動員状況を速やかに把握し、総務課長を通じて総務部長に報告するとともに、総務部長は本部長に報告するものとする。

(報告事項)

部、班名
動員連絡済人員数
動員連絡不可能人員数及び同地域
登庁人員数
その他

(4) 各部、班内及び消防用の動員計画の整備義務

ア 各部、班内の動員計画

各課などの長は組織計画に基づき実情に即した動員計画を定めておくものとする。

体制区分	基準	配備人員
警戒体制	1 次の 警報 が発表されたとき。 (1) 大雨 警報 (2) 洪水 警報 (3) 大雪 警報 2 <u>土砂災害警戒情報が発表されたとき。</u> 3 震度4の地震が発生したとき。 4 その他必要により市長が警戒体制を命じたとき。	<u>総務課総務G及び危機管理室職員</u> <u>各支所地域課職員</u> <u>(3名)</u>
緊急体制	1 <u>警戒体制をとった場合であって、相当の被害が発生し、若しくは発生が予想されるとき。</u> 2 震度5弱及び5強の地震が発生したとき。 3 その他必要により市長が緊急体制を命じたとき。	<u>主査級以上の全職員</u> <u>総務課及び各支所地域課職員全員</u>
非常体制	1 大規模な災害が広範囲にわたって発生し、又は発生のおそれがあるとき。 2 震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 その他必要により市長が非常体制を命じたとき	全職員

(注) 配備人員は、本部長（市長）が災害の規模・状況等により増減ができるものとする。

イ 消防団の出動計画

消防団長は、災害の規模等により本章第7節「消防活動計画」の定めに則り実施するものとする。

3 本部長の職務代理者の決定

災害対策本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てるものとする。ただし、緊急の場合で市長が不在等の場合には、次の順位で本部設置等必要な災害対策を行う。

第1位 副市長

第2位 総務部長

4 職員の心得

(1) 「災害時職員初動体制マニュアル」により、平常時から災害時の自らの役割を的確に把握しておく。

(2) 災害により交通、通信が途絶し、又は利用できないため登庁が不能となり、上司の指示も受けられない場合は、登庁可能な方法により自主的に参集して、災害応急対策に従事するものとする。

(3) 職員は、災害の発生後又は発生のおそれがある場合には、速やかにラジオ、テレビ放送を視聴するなど、自ら情報収集に努めるものとする。

5 災害対策本部の代替場所

災害対策本部が被災した場合の代替場所は、笠間市消防本部庁舎とする。

第3節 気象情報等計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 災害情報の伝達システムの周知徹底 2 異常現象の発見者の速やかな通報とそれを受けた市長の関係機関・市民等への措置	総 務 部 市 長 公 室

1 計画の方針

災害関係の気象及び水防に関する警報、注意報及び情報の伝達、災害情報の収集、災害応急対策に必要な命令の伝達等を迅速確実に実施するための計画である。

2 注意報・警報

(1) 注意報・警報の種類と発表基準

水戸地方気象台が茨城県を対象に行っている注意報及び警報の種類とその発表基準は、次のとおりである。なお、警報とは暴風雨、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報であり、注意報とは風雨、風雪、強風、大雨、大雪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意して行う予報で、発表基準はこれらの被害の一応の目安として設けたものであるから社会環境の変化に応じて変更されることもある。

ア 警報と注意報の種類と概要

警報・注意報の種類		概要
警 報	大雨警報	<u>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。</u>
	洪水警報	<u>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</u>
	大雪警報	<u>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>
	暴風警報	<u>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>
	暴風雪警報	<u>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</u>
	波浪警報	<u>高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>
	高潮警報	<u>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>

警報・注意報の種類	概要	
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれのあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれのあるときに発表される。	

イ 警報・注意報の基準値（笠間市）

市町村等をまとめた地域		茨城県	
		北部	
		県央地域	
市町村名		笠間市	
警 報	大雨	市町村雨量基準	1時間雨量60mm
		土壌雨量指数基準*	108
	洪水	市町村雨量基準	1時間雨量60mm
		流域雨量指数基準*	涸沼川流域=16、涸沼前川流域=8
		複合基準	平坦地：1時間雨量40mm かつ 流域雨量指数 涸沼川流域=7
	暴風（平均風速）		陸上 20m/s
	暴風雪（平均風速）		陸上 20m/s 雪を伴う
	大雪（24時間降雪の深さ）		30cm
	波浪（有義波高）		
	高潮（潮位）		
	大雨	市町村雨量基準	1時間雨量40mm
		土壌雨量指数基準*	75
	洪水	市町村雨量基準	1時間雨量40mm
		流域雨量指数基準*	涸沼川流域=13、涸沼前川流域=4
複合基準		平坦地：1時間雨量25mm かつ 流域雨量指数 涸沼川流域=7	
強風（平均風速）		陸上 12m/s	
風雪（平均風速）		陸上 12m/s 雪を伴う	
大雪（24時間降雪の深さ）		10cm	
波浪（有義波高）			
高潮（潮位）			
注 意 報	雷		落雷等により被害が予想される場合
	融雪		
	濃霧（視程）		陸上 100m
	乾燥		最小湿度 40%で、実効湿度 60% （基準は気象台の観測値）
	なだれ		
	低温（最低気温）		夏期：15℃以下が2日以上継続 冬期：-7℃以下
	霜（最低気温）		早霜・晩霜期に3℃
	着氷・着雪		著しい着氷（雪）が予想される場合
	記録的短時間大雨情報（1時間雨量）		100mm

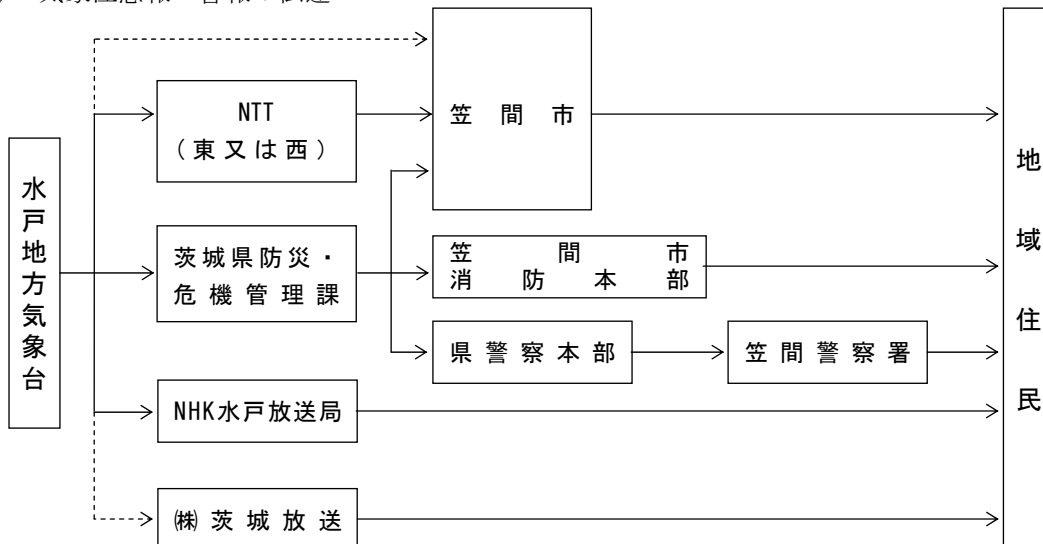
* 土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準は無単位

- (注) 1 発表基準欄に記載した数値は、茨城県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。
- 2 警報、注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報、注意報が発表される時は、これまで継続中の警報、注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報、注意報に切り替えられる。
- 3 大地震や火山活動等の災害により地盤が脆弱となり、雨による土砂災害発生の可能性が通常より高いと考えられる地域では、警報・注意報の発表基準を暫定的に引き下げて運用することとしている。

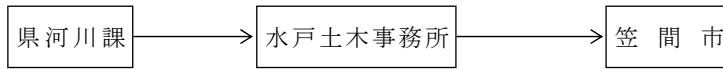
ウ 気象情報

種 類	発 表 基 準
全般気象情報 関東地方気象情報 茨城県気象情報	気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。
記録的短時間大雨情報	県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。
土砂災害警戒情報	茨城県と水戸地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。
指定河川洪水予報	河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。
台風情報	台風の実況と予報を3時間ごとに（日本に接近した場合は1時間ごとに）発表する。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。
潮位情報	大潮など干満による潮位が通常より高い状態にある時に発表する。

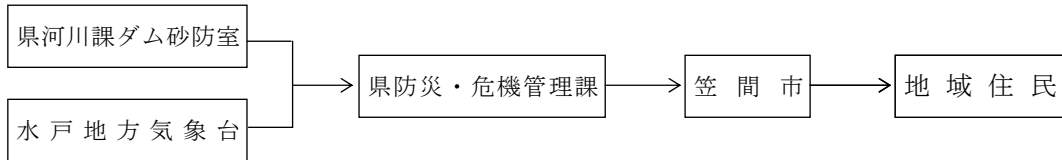
(2) 気象注意報・警報の伝達



(3) 洪水予報・水防警報の伝達

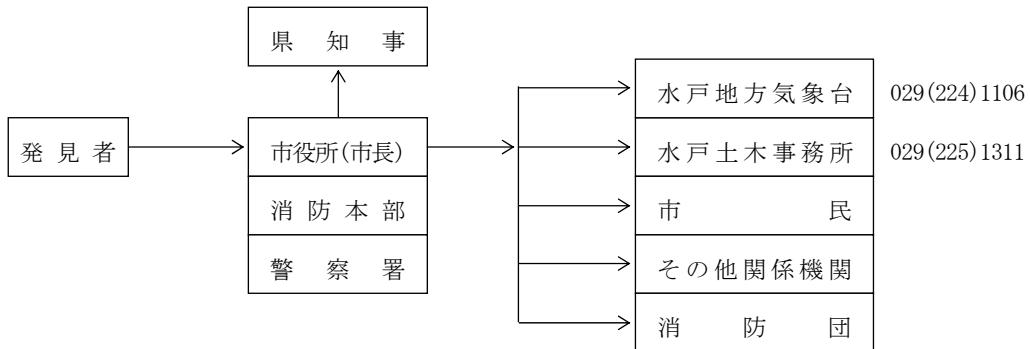


(4) 土砂災害警戒情報の伝達



3 異常現象の発見者の通報と措置

- (1) 災害の発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、速やかにその旨を市長、消防機関又は警察署に通報しなければならない。
- (2) 市民から消防本部、警察署が通報を受けた場合は、市長に速やかに通報連絡するものとする。
- (3) 発見者から通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく、県、水戸地方気象台及び防災関係機関に通報すると同時に、市民その他関係団体にも周知させるものとする。



第4節 災害情報の収集・伝達計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
<p>1 各課等の被害報告</p> <p style="text-align: center;"> 各課等の長 ⇒ 各部長 ⇒ 総務課長 ⇒ 総務部長 </p> <p>2 知事への被害報告</p> <p>(1) 即報 …… 災害発生直後に報告</p> <p>(2) 確定報告 …… 応急対策完了後10日以内に報告</p> <p style="text-align: center;"> 市長 ⇒ 県知事 </p>	各部・室共通

1 計画の方針

災害時の応急対策を実施していく上で不可欠な気象情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達するものとする。

2 被害概況の報告

(1) 各課の被害報告

庁内、各課等の長は、大雨、強風、地震その他により所管内に被害が発生した場合は、速やかに各部長に報告し、各部長は総務課長を通じてその旨を別記様式により、総務部長に報告することとする。

(2) 重点的に把握すべき被害概況

ア 浸水の被害状況

イ 建築物の被害状況

ウ 道路、鉄道の被害

エ 崖崩れの状況

オ 道路渋滞の状況

3 被害情報・措置情報の種類

(1) 被害情報

死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、浸水、道路・鉄道・港湾被害、公共施設被害等に関する

ア 被害発生時刻

イ 被害地域（場所）

ウ 被害様相（程度）

エ 被害の原因

(2) 措置情報

ア 災害対策本部の設置状況

イ 主な応急措置（実施、実施予定）

ウ 応急措置実施上の措置

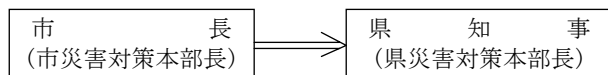
エ 応援の必要性の有無

オ 災害救助法適用の必要性

4 情報収集・伝達活動

(1) 災対法に基づく報告

ア 市長は、災対法第53条に基づき、知事に対し、災害発生及びその経過に応じ逐次報告を行うものとする。



(7) 即報

災害発生時点における被害の状況及び応急対策の概要を直ちに報告する。なお、即報にあつては、人的被害、住家被害、非住家報告、り災世帯数、り災者数、災害対策本部の設置状況及び消防職団員の出動状況を最優先するものとする。また、被害状況の推移、確認情報の増加に応じて取りまとめる。

(イ) 確定報告

災害応急対策完了後10日以内に確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要を報告する。

イ 報告の基準

報告は、次に掲げる事項のいずれかに該当したとき行うものとする。

(7) 市災害対策本部が設置されたとき。

(イ) 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。

(ウ) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。

(エ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき。

ウ 報告様式

各課（又は部）の被害報告を一括整理し、「被害状況等報告書」（様式第1）により報告するものとする。なお、災害の具体的な状況及び個別の災害現場の概況等を報告する場合又は災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合には、「災害概況即報」（様式第2）を用いて報告するものとする。

(2) 報告の方法

ア 被害状況等の報告は、防災情報システム等を利用して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。

イ 通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等あらゆる手段をつくして報告するよう努めるものとする。

ウ 事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合には、県災害対策本部に直接連絡をとるものとする。

なお、県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。

エ 「直接即報基準」に該当する火災・災害が発生した場合には、市は、第一報を県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防長官から要請があった場合については、市は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

消防庁窓口

回線別	区 分	平日(8:30~17:45) ※震災等応急室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
衛星通信	電話	※-048-500-7527	※-048-500-7782
	FAX	※-048-500-7537	※-048-500-7789

※ 衛星選択番号 本庁14、支所・消防本部7

「消防庁火災・災害等即報要領」を参照

オ 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。

カ 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。

5 被害の判定基準

被害の判定にあつては、次に示す被害区分別の判定基準表を参照すること。

被害区分別の判定基準表

被害区分		判定基準	
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。	
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1ヶ月以上の治療を要する見込みの者。 (軽傷) 1ヶ月未満で治療できる見込みの者。	
住家の被害	住家	現実に住居のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	棟	一つの建築物をいう。 主家より延べ面積が小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。	
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取扱う。)	
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもとする。	
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもとする。	
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないもとする。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもとする。	
	非住家の被害	住宅以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないもとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。	
	公共建物	市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供される建物とする。	
その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。		
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったもとする。	
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもとする。	
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うもとする。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもとする。
		損壊	道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急措置が必要なもとする。
		冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なもとする。
		通行不能	道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったもとする。
橋りょう	道路に連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流失したものと及び損壊により応急修理が必要なもとする。		
その他	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	破堤	堤防等の破堤により堤内にあふれ出たもとする。	

被害区分		判定基準
	越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港漁	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び漁港法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾・漁港の利用及び管理上必要な臨港交通のための施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	電車の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶被害	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数の最も多い時点における戸数とする。
	水道	上下水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
公立文教施設	公立の文教施設をいう。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。	
その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。	
公共施設被害市町村数	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

様式第1

被害状況等報告					市町村名			報告の区分																																	
								即報	確定報告																																
原因	発生日時		月時	日分	区分		被害	被害程度及び応急対策状況(経過)																																	
発生場所	市		町	村	田	流出・埋没 ㉒ ha	公立文教施設 ㉘ 千円																																		
	郡					冠水 ㉓ ha	農林水産業施設 ㉙ 千円																																		
受発信時刻	月 日 時 分		畑	流出・埋没 ㉔ ha	公共土木施設 ㉚ 千円																																				
発信機関	発信者			冠水 ㉕ ha	その他の公共施設 ㉛ 千円																																				
受信機関	受信者		文教施設 ㉖ 箇所	小計 ㉜ 千円																																					
区分		被害		病院 ㉗ 箇所	公共施設被害市町村数 ㉝ 団体																																				
人的被害	死者	①	人	その他	道路 ㉘ 箇所	その他	農産被害 ㉞ 千円			要請事項																															
	行方不明	②	人		橋りょう ㉙ 箇所		林産被害 ㉟ 千円																																		
	負傷者	重症	③		人		河川 ㉚ 箇所					畜産被害 ㊱ 千円																													
		軽傷	④		人		港湾 ㉛ 箇所					水産被害 ㊲ 千円																													
住家被害	全壊	⑤	棟		砂防 ㉜ 箇所	その他	商工被害 ㊳ 千円																																		
		⑥	世帯		清掃施設 ㉝ 箇所		⑤																																		
		⑦	人		崖くずれ ㉞ 箇所	その他 ㊴ 千円																																			
	半壊	⑧	棟		鉄道不通 ㉟ 箇所	被害船舶 ㊵ 隻	被害総額 ㊶ 千円																																		
		⑨	世帯		被害船舶 ㊵ 隻	水道 ㊷ 戸	災害対策本部設置状況 ㊷ 設置 月日時分																																		
		⑩	人		水道 ㊷ 戸	電話 ㊸ 回線	㊸ 廃止 月日時分																																		
	一部破損	⑪	棟		電気 ㊹ 戸	ガス ㊺ 戸	避難の指示等 ㊹ 月日時分																																		
		⑫	世帯		ガス ㊺ 戸	ブロック塀等 ㊻ 箇所	消防職員出動延人数 ㊺ 人																																		
		⑬	人		ブロック塀等 ㊻ 箇所		消防団員出動延人数 ㊻ 人																																		
	床上浸水	⑭	棟		被災発生	り	災			世帯	数	㊼	世帯																												
⑮		世帯	り					災	者					数	㊽	人																									
⑯		人															建	物	㊾	件																					
床下浸水	⑰	棟		危																	険	物	㊿	件																	
	⑱	世帯																							そ	の	他	㊿	件												
	⑲	人																												そ	の	他	㊿	件							
非住家	公共建物	㉚																																	棟	災	生	発	生	㊿	件
	その他	㉛																																	棟						

様式第2

災 害 概 況 即 報

経由	受信	年	月	日	時	分	報告日時	年	月	日	時	分
	発信	年	月	日	時	分	市町村名					
	_____ 地方総合事務所							報告者名				

報告者名

災害名 _____ (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	死傷者	死者	人	行方不明者	人	住家	全壊	棟	床上浸水	棟	
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床下浸水	棟	
	道路	箇所	河川	箇所	非住家 ()内は 公共建物	全壊	()棟	床上浸水	()棟		
	崖くずれ	箇所	橋梁	箇所		半壊	()棟	床下浸水	()棟		
応急対策の状況	災害対策本部設置状況	設置	月	日	時	分	廃止	月	日	時	分

第5節 通信計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 市の通信施設の利用 (1) 防災行政無線 (2) 電話 (3) 県防災行政無線 (4) NTT非常・緊急通話用電話及び電報 (5) 孤立防止用無線 2 1で不足の場合は、他機関の通信施設を利用	総 務 部

1 計画の方針

市及び防災関係機関は、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策の実施に係る通信を確保するため相互に協力するものとする。なお、災害時における各防災関係機関の通信は、通常使用している有線電話、市防災行政無線等の通信手段によるほか、公衆電気通信設備の利用又は他機関の有線・無線通信設備の使用（災対法第57条及び第79条）、孤立防止用無線電話、非常無線通信、防災相互通信用無線電話、放送、使送等により行う。

2 公衆電気通信設備の利用

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条の規定による非常・緊急通話又は電報を利用する。

(1) 災害時優先電話の指定

既設の電話機のうち、災害等の緊急時に発信が優先される災害時優先電話を公共施設ごとにあらかじめ指定して、NTT茨城支店長に申請し、承認を受けておくものとする。

(2) 非常・緊急通話の利用

ア 一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすいが、それでも困難な場合は次によるものとする。

イ 原則的に「災害時優先電話」により、市外局番なしの「102」をダイヤルしオペレーターへ次のことを告げ通話を申し込むこととする。

(ア) 非常扱い通信又は緊急扱い通話の申し込みであること。

(イ) 「災害時優先電話」に登録された電話番号と機関名称等

(ウ) 相手の電話番号及び話の内容等

なお、相手等の通信設備の被害状況などによってつなぐことのできない場合もある。

(3) 非常・緊急電報の利用

非常・緊急電報を頼信する場合は、発信紙の余白欄に「非常」あるいは「緊急」と朱書してNTT茨城支店に申し込むものとする。なお、電話により非常・緊急電報を頼信する場合は、本市の電話番号及び頼信責任者名をNTT茨城支店に申し出るものとする。

(4) 非常・緊急電話（電報）の内容及び利用し得る機関の範囲

区分	電話及び電報の内容	機 関 等
非常 通話 及 び 電 報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
	2 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予報のため緊急を要する事項	1 水防機関相互間 2 消防機関相互間 3 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	1 消防機関相互間 2 災害救助機関相互間 3 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設（道路・港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧、その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力施設の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	1 警察機関相互間 2 防衛機関相互間 3 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
緊急 通話 及 び 電 報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他これに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	1 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（非常扱いの通話の表中8欄に掲げるものを除く。） 2 ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 3 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 4 緊急事態の発生の事実を知った者と県、市町村、消防機関との間
	3 治安の維持のため緊急を要する事項	1 警察機関相互間 2 防衛機関相互間 3 警察機関と防衛機関相互間 4 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	5 天災、事変その他災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間

3 公衆電気通信設備が利用できない場合

(1) 他機関の通信設備の使用等

市長は、災害に関する予警報の伝達等、災対法第56条に定める緊急通信の必要があるときは同法第57条の規定により、また災害発生時における応急措置の実施上必要があるときは同法第79条の規定により、それぞれ有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第3号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

ア 使用又は利用できる通信設備

- 警察通信設備
- 消防通信設備
- 気象通信設備
- 鉄道保安通信設備
- 電力保安通信設備

イ 事前協議

市長は、災対法第57条に基づき他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結するなどの措置を講じておくものとする。（災害が発生した場合の災対法第79条に基づく優先使用を除く。）

ウ 警察通信設備の使用手続

警察電話（有線電話及び無線電話）を使用する場合、警察本部との協定に基づき、警察電話使用申込書によって使用申請を行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭により行うものとする。

(2) 非常通信の利用

市長及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4項の規定による非常通信を利用するものとする。なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合あらかじめ茨城地区非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼しておくものとする。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきかを判断のうえ行う。

ア 通信の内容

非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとする。

- (ア) 人命の救助に関するもの
- (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- (ロ) 緊急を要する気象、地震等の観測資料
- (ハ) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- (ニ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (ホ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- (ヘ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- (ロ) 遭難者救護に関するもの

- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (コ) 鉄道、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- (ク) 災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (ク) 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は、輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

イ 取扱い無線局

官公庁、会社、船舶、アマチュアなどの総ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておくものとする。

なお、県内で非常通信を取扱う無線局を有する主な機関は、次のとおりである。

機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号
東日本電信電話株式会社 茨 城 支 店	災害対策室	水戸市北見町 8-8 029-232-4826	310-0061
関東管区警察局 茨 城 県 通 信 部	機 動 通 信 課	水戸市笠原 978-6 029-301-0110 (内)6061	310-8550
茨 城 県 警 察 本 部	通 信 指 令 課	水戸市笠原 978-6 029-301-0110 (内)3611	310-8550
国 土 交 通 省 下 館 河 川 事 務 所	機 械 課	筑西市二木成1753 0296-25-2173	308-0841
国 土 交 通 省 常 陸 河 川 国 道 事 務 所	電 気 通 信 課	水戸市千波町1962-2 029-243-5134	310-0851
東日本旅客鉄道株式会社 水 戸 支 店	電 気 課	水戸市三の丸1-4-47 029-227-3762	310-0011
茨 城 県 無 線 漁 業 協 同 組 合	参 与	水戸市三の丸1-5-6 029-225-1036	310-0011
茨 城 県	防 災 ・ 危 機 管 理 課	水戸市笠原町978-6 029-301-2885	310-8555
	消 防 安 全 課	水戸市笠原町978-6 029-301-2896	310-8555
	河 川 課	水戸市笠原町978-6 029-301-4490	310-8555
	茨城県漁業無線局	ひたちなか市新光町51 029-273-7911	312-0000
東京電力(株)茨城支店	電気通信担当課	水戸市南町2-6-2 029-225-1511	310-0021
日本アマチュア無線連盟 茨 城 県 支 部	支 部 長	那珂郡東海村舟石川821 029-282-1711	319-1111
日立市天気相談所	所 長	日立市助川町1-1-1 0294-22-5520	317-0065
N H K 水 戸 放 送 局	放 送 セ ン タ ー (技術)	水戸市大町3-4-4 029-232-9841	310-8567

機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号
株式会社茨城放送	編 成 局	水戸市千波町2084 029-244-2121	310-0851
日本赤十字社 茨城県支部	事業推進課	水戸市小吹町2551 029-241-4516	310-0914
文部科学省 水戸原子力事業所	無 線 係	水戸市愛宕町4-1 029-224-3830	310-0054
日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター	原子力科学研究所	那珂郡東海村白方白根2-4 029-282-5111	319-1195
〃	核燃料サイクル工 学研究所	那珂郡東海村大字村松4-33 029-282-1111	319-1194
日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター	総 務 課	大洗町成田町4002 029-267-4141	311-1393
日本原子力発電株式会社 東海発電所	総 務 室 総務サブグループ	那珂郡東海村白方1-1 029-282-1211	319-1198

ウ 頼信の手続

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報頼信紙（なければどんな用紙でもよい。）に電文形式（片仮名）又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

- (ア) あて先の住所・氏名（職名）及びわかれば電話番号
- (イ) 本文はできる限り簡潔に記載し字数は200字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。
- (ウ) 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって次のますをあげない。
- (エ) 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊100名派遣、毛布1,000枚を送りたい。」のように）を記入する。
- (オ) 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、また末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

(3) 放送の利用

市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合又は著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送を知事を通じてNHK水戸放送局及び株茨城放送に要請する。

(4) 防災相互通信用無線電話の利用

災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は防災相互通信用無線電話を利用する。保有機関、呼出名称等は次のとおりである。

(使用周波数：158.35MHz)

免 許 人	呼 出 し 名 称	局 種	出力 (W)	設 置 (常置) 場 所
東京電力株式会社	とうでんかさま 2	ML	10	笠間市笠間1619-1 下館支社笠間営業センター

免許人	呼び出し名称	局種	出力(W)	設置(常置)場所
茨城県	いばらき 10	ML	10	水戸市笠原町978-6 生活環境部 防災・危機管理課
	〃 11~12	〃	1	
	いばらきけんそうご	FB	10	水戸市笠原町978-6 生活環境部原子力安全対策課
	いばらき 21	ML	10	
〃 22~24	〃	10	水戸市石川1丁目4043-36 公害技術センター	
国土交通省 (関東地方整備局)	けんせつみと 84~87	ML	3	水戸市千波町1962-2 常陸河川国道事務所水戸庁舎及び 水戸国道出張所
	〃 81~83	〃	1	
日本赤十字社茨城県支部	につせきいばらき 6~10	〃	1	水戸市小吹町2551 日本赤十字社茨城県支部
	21~25			
	11	〃	10	

(5) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災関係機関は使送により通信を確保するものとする。

(6) アマチュア無線ボランティアの活用

前各号により通信の確保を図るが、これらにより通信の確保が困難な場合は、アマチュア無線の協力を求め、通信の確保を図るものとする。

ア アマチュア無線ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

市及び県は、災害発生後ボランティア「担当窓口」(県**防災・危機管理課**)の開設時にコーディネートを担当する職員を配備し、県・市内部及びボランティア「受入れ窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。

イ アマチュア無線ボランティアの活動内容

- ・非常通信
- ・その他の情報収集活動

(7) 自衛隊の通信支援

市は、災害応急対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣(通信支援)の要請を依頼することができる。なお、自衛隊の派遣要請の手続き等については、本章第25節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」に規定するとおりである。

第6節 広報計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 広報手段 ⇒ ①防災行政無線 ②電話 ③広報車 ④ハンドマイク ⑤回覧板、掲示板、市ホームページ、チラシ等 2 広報内容 ⇒ (1)災害発生状況及び気象情報、(2)被害状況及び交通情報、 (3)市民のとりべき措置、(4)救援物資等の状況、(5)その他 必要事項 3 広報活動 (1) 災害発生前 ⇒ 被害の防止等に必要な注意事項 (2) 災害発生後 ⇒ (1)災害状況と被害の推移 (2)避難準備及び避難の指示 (3)沈着な行動の要請	総 務 部 市 長 公 室

1 計画の方針

災害時における市民の適切な行動と人心の安定及び秩序の維持を図るため、災害及び応急対策の状況等を迅速・的確に周知するよう災害時における広報計画を作成し、広報活動を行うものとする。なお、広報事項は、あらかじめ災害対策本部の承認を得て行う。

2 広報内容

市は、消防機関、警報機関等の協力を得て、防災行政無線、有線電話、広報車、ハンドマイク、回覧板、掲示板、チラシ等利用できるすべてを活用して次の事項等について広報を実施する。また、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文章や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- (1) 災害発生状況
- (2) 気象・地震に関する情報
- (3) 災害応急対策の状況
- (4) 道路及び交通情報
- (5) 市民のとりべき措置
- (6) 避難の指示、勧告、準備情報等
- (7) 電気・ガス・水道等公益事業施設の状況
- (8) 医療・救護所の開設状況
- (9) 衣料、生活必需品等供給状況
- (10) 給食・給水実施状況
- (11) 河川・橋梁等土木施設の状況
- (12) 市民の安否に関する情報
- (13) その他必要事項

3 広報活動

市民に対する災害情報及び応急措置の状況を具体的にわかりやすくとりまとめて広報を行う。

(1) 災害発生前の広報

災害に対するあらゆる情報を収集して災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ広報活動を実施するものとする。

(2) 災害発生後の広報

ア 災害状況を迅速かつ的確に把握し、被害の推移、避難準備及び避難の指示、応急措置の状況と人心の安定と激励を含め、沈着な行動を要請する。

イ あらゆる広報機材を利用し、また報道機関等を利用して迅速に行うものとする。

4 独自の手段による広報

市、防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して市民に対して効果的な広報活動を行う。

その手段としては、次のようなものがある。

(1) 防災行政無線（同報系）

(2) 防災ヘリコプターによる呼びかけ

(3) 広報車による呼びかけ

(4) ハンドマイク等による呼びかけ

(5) ビラの配布

(6) インターネット（メール、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

(7) 立看板、掲示板

5 自衛隊等への広報要請

市、防災関係機関は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

6 広報資料の作成

被害状況の確認、記録の保存のため重要であるので、動員班は、災害及び応急対策の状況等に関する資料を収集するほか、各関係機関と緊密な連絡をとり、また情報の提供を求めて資料の作成にあたる。

(1) 広報担当者の撮影した災害写真、ビデオ

(2) 災害応急対策活動を取材した写真、ビデオ

(3) 各関係機関及び市民等が撮影した災害及び応急対策の写真、ビデオ

7 庁内連絡

動員班は、報道機関への災害情報及び被害状況の公表に基づき、必要に応じて庁内放送や庁内RANを利用し職員に周知する。

8 報道機関への対応

(1) 報道活動への協力

報道機関への独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、市は可能な範囲で提供するものとする。

(2) 報道活動への発表

動員班長は、次に掲げる事項の広報資料を取りまとめ、本部長の承認を得て報道機関に発表する。

ア 災害の種別及び発生日時

イ 被害発生場所及び発生日時

ウ 被害状況

エ 応急対策の状況

- オ 市民に対する避難勧告指示の状況
- カ 市民及び被害者に対する協力及び注意事項
- キ その他必要な事項

第7節 消防活動計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 火災を覚知した場合の消防団員の自主出動の徹底 2 消防団員の招集集合場所 ⇒ 消防団機械器具置場又は現場 3 消防団員の招集方法 ⇒ (1)サイレン (2)電話 (3)打鐘等 4 消防相互応援協定に基づく応援要請の実施	総 務 部 消 防 本 部 消 防 団

1 計画の方針

本計画は災害時における消防活動を円滑、適切に実施するため市が定める消防計画に基づき活動体制の整備、危険区域の調査、応援協力体制の確立その他消防活動の実施に必要な事項を定める。

2 消防活動体制の整備

市は、その地域における地震、台風、水火災等の災害を防ぎよし、これらの被害を軽減するため、消防部隊等の編成及び運用その他消防活動の実施体制について十分計画を樹立するものとする。

(1) 実施機関

ア 消防の実施責任は、市にある。

イ 大災害等の非常事態においては、知事は、市長に対し、災害防ぎよの措置に関し必要な指示をすることができる。

(2) 実施担当機関

笠間市消防本部、笠間市消防団

(3) 消防団の組織及び管轄区域

笠間市消防団の組織及び管轄区域は、別表1、2のとおりである。

(4) 消防団員の招集

ア 通常火災時

火災発生地区及び出動担当区の分団長は、別命を待たずに分団機械器具置場又は現場へ集合させるものとする。なお、火災を覚知した団員は、自ら招集を待たずに分団機械器具置場又は現場へ参集するものとする。

イ 火災警報発令時

火災警報が発令されたときは、所要の団員に対して非常招集を行い、分団機械器具置場に待機させるものとする。

ウ 非常災害時

非常災害が発生した場合には、全消防団員をサイレン、電話、打鐘等により招集し、分団機械器具置場又は現場に集結させるものとする。

団員は、招集がなくても非常災害が発生し、又はそのおそれがあると認知したときは、直ちに出勤しなければならない。

3 危険区域の調査及び被害想定図の作成

市は、市内における危険地域のうち、おおむね次に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、必要に応じ具体的な被害想定図を作成し消防活動の円滑な実施を図るものとする。

- (1) 住宅密集地帯の火災危険区域
- (2) がけくずれ等の危険区域
- (3) 浸水危険区域
- (4) 特殊火災危険区域（高層建築物、危険物及び放射線関係施設等）

4 応援協力体制の確立

(1) 応援派遣要請

市は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき笠間市消防本部を通じて他の消防本部等に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。なお、消防相互応援協定を締結している関係機関等は別表3のとおりである。

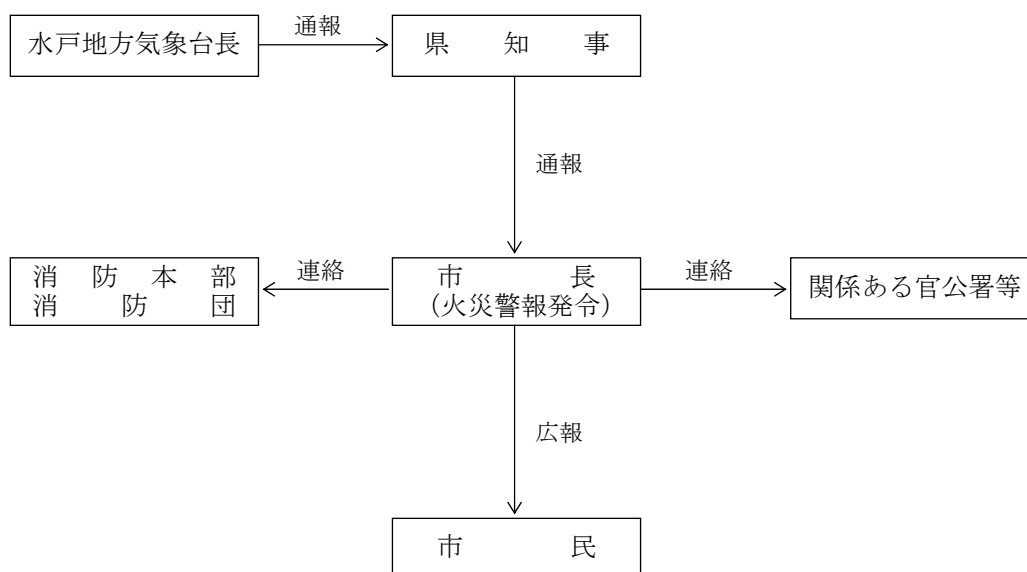
(2) 応援隊の派遣

被災市町村以外の市町村は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災市町村の消防活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出勤できる体制を確保する。

5 火災気象通報

市長は、消防法第22条によって、水戸地方気象台長から気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令するものとする。

なお、火災警報発令系統図は、次のとおりである。



6 救急業務

消防機関が行う救急業務は、火災をはじめ交通事故、労働災害等の11種類について、傷病者の搬送を任務として実施しているが、近年、急病によるものが激増の傾向にある。とくに、休日、夜間等における件数が多く、救急医療体制の充実強化についての関係機関との十分な協力体制が必要であり、地域の実態に応じた体制の確立を図ることとする。

また、火災及び事故によって、集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策として、下記事項に留意して、救急医療体制の整備に努め、救急医療の確保を図るものとする。

(1) 通報

災害発生の第一報の受信機関から、医療施設等に対する通報及び医療施設相互間の連絡の迅速・適正化を図る。

(2) 医師等医療関係者の出動

市長は、事故の通報を受信したときは、直ちに規模・内容等を考慮して、笠間市医師会長に対して医師等の出動を要請すると同時に火災の長期化等その態様に応じ隣接の都道府縣市町村に対しても協力が得られるよう配慮するものとする。

(3) 傷病者の搬送

災害現場における医療関係者と近隣の医療施設との輸送に関する連絡を密にするとともに、搬送中における医療の確保についても十分な配慮を払うものとする。また、県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送体制の整備を行い、積極的な活用を図る。

(4) 傷病者の収容

傷病者の収容施設については、医療施設のほか、学校、公民館等の収容可能な施設をあらかじめ明らかにしておくとともに、傷病者に対する看護体制の確保についても配慮しておく。

(5) 医療資器材等の確保

傷病者に対しては、大量の医療資器材を必要とするので、市においてはこれの確保計画、その運用及び医療施設に対する供給等に関してあらかじめ笠間市医師会等と協議して、円滑な運用を図る。

なお、地震等による災害長期化に対処して、現場における臨時的診療所設置に必要な天幕、医療資器材等の確保についても配慮が必要である。

(6) 民間の協力

災害時における救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における民間人の通報・連絡・傷病者の移送等の協力によるところが少なくないので、十分な協力が得られるようあらかじめ配慮する。

(7) 費用

救急医療活動は、笠間市医師会等の民間活動にまたなければならない現状であるので、市長の要請により出動した医師等に対する謝金・手当て・不慮の死傷の場合における補償費・医療材料等の消耗品費その他救急医療活動に伴う直接・間接の所要経費の負担及び支払方法並びにその支払責任者を明確にしておくとともに、災害の規模・態様に応じ隣接市町村の協力を得た費用負担区分についても明確にするよう配慮する。

7 消防通信体制の確立

災害時における市町村間の相互応援が円滑に行なわれるよう、通信体制の整備を図る。特に、消防無線通信については、全県共通波の活用を図ることとし、有線通信についても市町村は相互に専用線の確保に努める。

8 救急医療施設の整備

(1) 初期救急医療体制の整備

休日、夜間における救急医療の確保を図るため、地域の実情に応じて休日夜間急患センター及び在宅当番医制の実施を促進し、さらに救急医療告示医療機関及び救急医療協力医療機関の増設を促進する。

(2) 第二次救急医療体制の整備

ア 初期救急医療機関よりスクリーニングされた治療又は入院を必要とする救急患者の第二次救急医療の確保を図るため、広域市町村圏ごとに主として救急告示施設の中から中心的病院を二次病院として指定し、第二次医療体制の確立を図る。

イ 休日及び夜間の第二次救急医療体制の強化を図るため、広域市町村圏単位に病院群輪番制の実施を促進する。

(3) 第三次救急医療体制の運営促進

ア 県は、重篤な救急患者の救急医療を主眼とする国立水戸病院救命救急センターがその機能を十分に発揮して運営できるよう、下記のことについて協力を行う。

(ア) 救急医療情報コントロールセンターに指導医師を配置し重篤救急患者のスクリーニングを行う。

(イ) 初期、第二次医療機関及び患者運送機関と救命救急センターとの連携を強める。

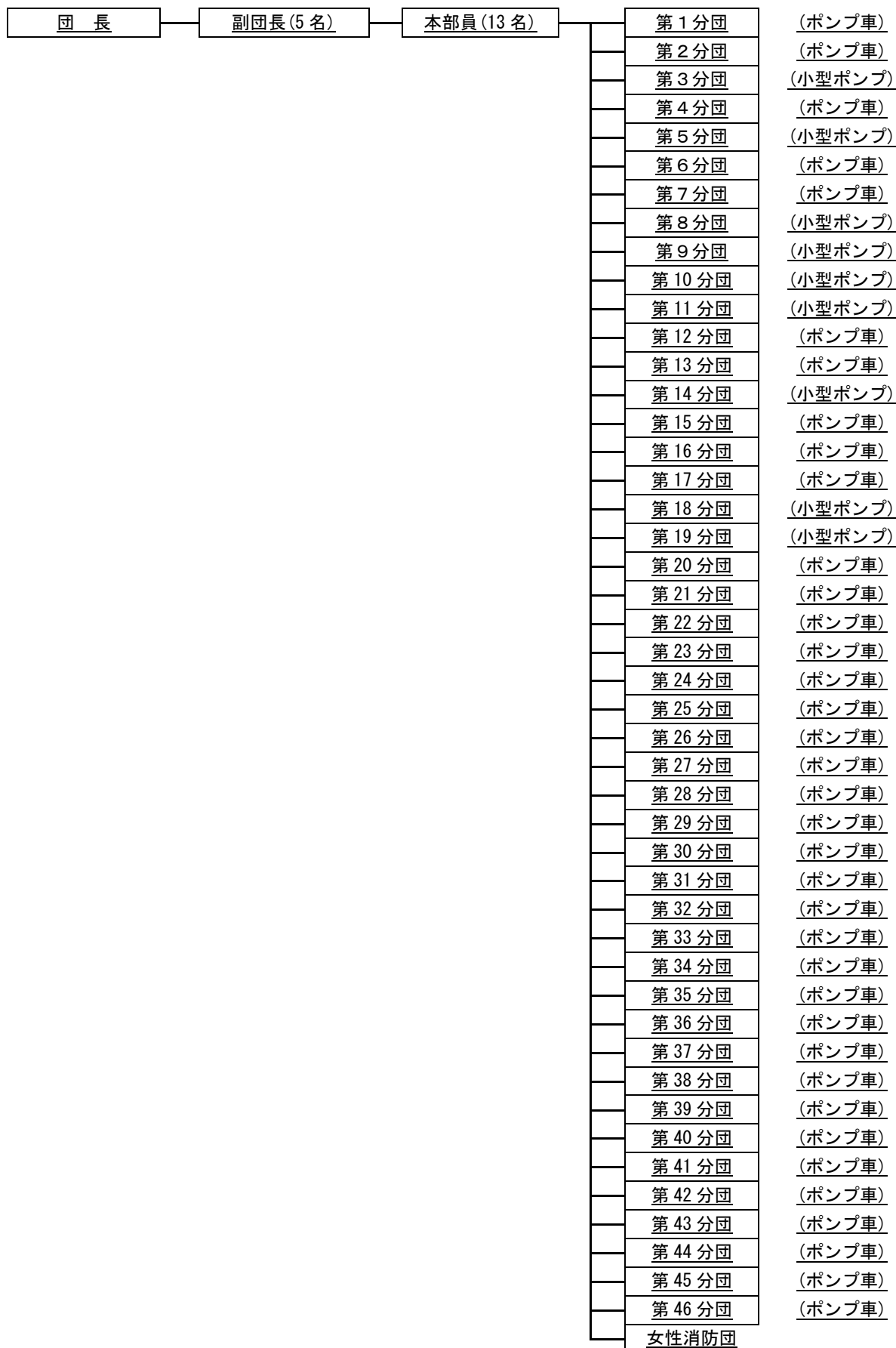
イ 主として鹿行、県南及び県西地区の重篤救急患者に対応するため、筑波メディカルセンター病院救命救急センター及び土浦協同病院救命救急センターの円滑な運営を図る。

(4) 救急医療情報センターの運営

救急患者に対する救急医療を迅速適切に処理するため、上記の各救急医療施設と救急搬送機関とを連結し、情報の収集と提供を行う本事業の円滑な運営を図る。

別表 1

笠間市消防団組織図



別表 2

笠間市消防団管轄区域

分 団	区 域
1	笠間（稲荷町・弁天町・逆川・堂ノ越）・下市毛
2	石井・赤坂
3	来栖
4	本戸
5	福原（田上・関戸・小池）
6	福原（北中山・南中山）
7	稲田（上稲田・神田・稲田沢）
8	稲田（下稲田・島・峰・大古山）・飯合
9	大郷戸・片庭（古山）
10	片庭（清水川・寺平・平・入組）・箱田（片倉）
11	箱田
12	寺崎・日沢・金井・大淵・石寺
13	福田・飯田
14	大橋・池野辺
15	笠間（大町・榊形・桂町・田町・大黒石・東沢・新町・愛宕町・相生町・才木・関場・新堤・坂尾・鉄砲町・日陰・片町・雁間・櫻小路）
16	笠間（高橋町・梅ヶ枝町・鷹匠町・行幸町・喜楽町・荒町・日向片町）・石井（甲）
17	笠間（山居・花香町・大和田・御旗前・四谷・五騎町・掘込・台町・檜町・桜町・昭和町・東町（北部）・表町（北部）・舞台・山居・馬廻り・広谷原・沓五郎・麦入）・日草場
18	北吉原・南吉原・手越
19	上加賀田
20	平町 1（上町・中町・下町・旧陣屋・小人町・星山）・橋爪・八幡下・下加賀田
21	大田町・平町 1（北山・八反山）
22	下市原・中市原

分 団	区 域
23	<u>上市原・小原（滝川・和尚塚・坂場・前田・明利沢）</u>
24	小原
25	南友部
26	駅前・中央（1丁目～4丁目）・八雲（1丁目・2丁目）・東平（1丁目～4丁目）・鴻巣
27	南小泉
28	矢野下・大古山・平町2（清住町）・南小泉（ひばりヶ丘団地）
29	美原（1丁目～4丁目）・平町1（八幡下）・平町2・東平4丁目（緑町）・橋爪（八幡台1・2）
30	鯉淵・五平・住吉（柿橋団地）
31	随分附・柏井・湯崎（東平）
32	旭町
33	住吉・湯崎
34	長兎路・仁古田
35	下安居・安居東部
36	上安居・吉沼・俎倉
37	下押辺
38	上押辺
39	土師
40	市野谷・福島・谷原・押辺（櫛山東部・櫛山西部）
41	下郷（旭町東・旭町西・東町・春日町・白旗・日吉町・南春日町）・吉岡
42	下郷（新渡戸・横関・古山・室野・滝尻・堂山・茅生・御加波）
43	下郷（上町・中町・栄町・参り坂・愛宕団地・大網）
44	市野谷・泉（仲村・平）
45	泉（北根・五霊・山根・橋場）
46	上郷

別表 3

消防相互応援協定締結団体等

(平成24年4月1日現在)

協定先 区分	大規模災害 消防応援	茨城県 全市町村	高速道路沿線 市町村及び 関係消防本部	水戸市消防 相互応援	高圧ガス 保安協会 笠間支部	東日本旅客 鉄道 (JR東日本)
協定の対象 区域	全 国	茨城県全域	常磐自動車道 北関東自動車 道	水戸市内	管 轄 内 の ガス供給施設	茨城県内の駅 間及び駅構内
災害の種類	大規模特殊災 害(資機材等含 む)	水火災又は地 震等の災害で 必要とするも の	火災救急	火災・救急事故 事故・その他の 災害	ガス災害の 事 故 全 般	火災・救急事故 事故・その他の 災害・調査
応援の種類	任務により出 動	相 互 応 援	同 左	同 左	火災・救急等の 消防関係業務	火災・救急等の 消防関係業務
要請の方法	県消防長会に 届け出後県に 報告電話・無線	茨城県に報告 後電話その他	消防本部・出動 消防隊 電話 等	消防本部同士 電話等	消防本部・出 動消防隊 電話等	消防本部・出 動消防隊等 電話等
応援隊の 指揮・命令	発災地の消防 長	発災市町村等の 長	受援側の現場 最高指揮者	同 左		
経費の負担 区分	経常的経費及 事故等に関する 経費は応援側 その他は受援 側負担	同 左	同 左	同 左	協議により決 定	協議により決 定
協定運用の 開 始 日	平成7年10月1日	従前 平成元年4月1日 新規 平成7年7月1日	協定 昭和59年3月20日 運用 昭和59年3月27日	協定 平成23年3月14日 運用 平成23年4月1日	昭和62年8月1日	平成19年6月1日
協定の方法	文 書	文 書	同 左	同 左	同 左	同 左

第8節 水防計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 水防本部の設置及び各部の事務分担の把握 2 区域内の河川・堤防等の巡視と、水戸土木事務所又は関係機関との連絡体制の確立 3 水防用資器材の調達体制の確立 4 電話及びその他の広報網を利用した立退き又はその準備の指示	総 務 部 都 市 建 設 部 上 下 水 道 部 産 業 経 済 部 消 防 本 部

1 計画の方針

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）及び災対法の趣旨に基づき、市内における河川・ため池の洪水や河川堤防等の損壊による水災を警戒、防ぎよし、又はこれによる被害の軽減を図り、もって公共の安全を保持するものとする。

2 水防の責任

(1) 水防管理団体の責任（水防法第3条）

水防管理団体は、各々その管轄区域内の水防活動が十分に行われるよう次の事項を整備確立する。

ア 水防組織の確立

イ 水防団、消防団の整備

ウ 水防倉庫、資機材の整備

エ 通信連絡系統の確立

オ 平常時における河川、海岸、堤防、ため池等の巡視

カ 洪水時における適切な水防活動の実施

(ア) 水防に要する費用の自己負担の確保

(イ) 水防団又は消防団の出動体制の確保

(ウ) 通信網の再点検

(エ) 水防資機材の整備、点検及び調達並びに輸送の確保

(オ) 雨量、水位観測を的確に行うこと

(カ) 農業用取水堰及び水閘門、ため池等の操作

(キ) 堤防、ため池等決壊及び決壊後の適切な措置

(ク) 水防上緊急に必要なあるときの公用負担権限の行使

(ケ) 市民の水防活動従事の指示

(コ) 警察官の出動要請

(ク) 避難のための立退きの指示

(シ) 水防管理団体相互の協力応援

(ス) 水防解除の指示

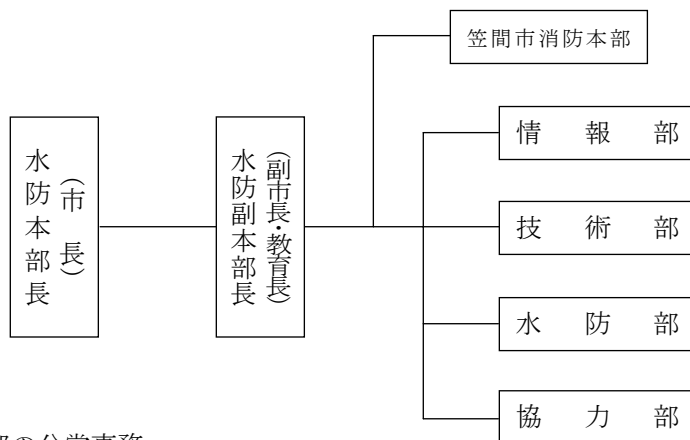
(セ) 水防てん末報告書の提出

3 水防本部の設置

市長は、本市に係わる洪水予報及び水防警報が発令されたとき又は集中豪雨等により市内各所に水防作業を必要とする災害が発生し、若しくは予想されるときで、市長が必要と認めるときは、洪

水等の危険が解除するまでの間、市役所に水防本部を設置し、水防事務を処理することとする。なお、市災害対策本部が設置されたときは同組織に吸収される。

(1) 水防本部の組織



(2) 水防本部の分掌事務

部名	担当	分掌事務
情報部	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・発表に関すること。 各部及び関係機関との連絡調整に関すること。 本部会議・本部員の動員に関すること。
技術部	都市建設課 道路整備課	<ul style="list-style-type: none"> 災害の応急対策及び現地指導に関すること。 労務に関すること。 技術的被害調査に関すること。
水防部	消防団	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導に関すること。 災害の応急対策及び現地指導に関すること。
協力部	水道課 下水道課 農政課	<ul style="list-style-type: none"> 各部の応援に関すること。

4 監視、警戒

(1) 平常監視

市長は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに水戸土木事務所長又は関係機関に連絡して必要な措置を講じる。なお、本市における重要水防箇所は次のとおりである。

番号	河川名	土木事務所名	岸別	重要度 種別	延長	重要水防箇所		備考
						地先名	位置	
1	潤沼川	水戸	左右	堤防高	8,500m	笠間市笠間～ 上加賀田	—	無堤地堤防断面小 堤防高不足
5	潤沼川	水戸	左右	堤防高	500m	笠間市平町	—	無堤地 護岸高不足

(2) 非常警戒

市長は、水防本部を設置したときから水防区域の監視及び警戒を厳にし、異常を発見した場合

は、直ちに水戸土木事務所長又はひたち河川国道事務所長に報告するとともに水防作業を開始することとする。

- ア 堤防裏のりの漏水等による亀裂及び欠け崩れ
- イ 堤防表のりで流水の当りの強い場所の亀裂及び欠け崩れ
- ウ 堤防天端の亀裂、沈下及び越水状況
- エ 橋梁等の構造物と堤防との取合せ部分の異常

5 水防用資器材の調達

水防用資器材の調達については、水戸土木事務所の協力を求めることとし、必要に応じ市内関係業者より調達するものとする。

6 気象状況、水位、決壊の通報連絡

市長は、洪水予報又は水防警報を受令したとき及び大雨により出水のおそれを察知したときは、関係機関に連絡するとともに状況変化に即応して水防活動がとれる体制を整えることとする。

(1) 水位の通報

- ア 水防団待機水位（通報水位）に達したとき及び事後毎時間水位が下がるまで
- イ はん濫注意水位（警戒水位）、最高水位に達したとき及び下がったとき。

(2) 決壊の通報

堤防決壊又はこれに準ずる事態が発生した場合は、直ちにその旨を関係機関に通報しなければならない。

通 報 連 絡 先	電 話 番 号
常 陸 河 川 国 道 事 務 所	029 (241) 1301
茨 城 県 防 災 ・ 危 機 管 理 課	029 (301) 2885
水 戸 土 木 事 務 所	029 (225) 1311
県 北 地 方 総 合 事 務 所	029 (225) 2803
笠 間 市 消 防 本 部	0296 (72) 0859 0296 (73) 0119
笠 間 警 察 署	0296 (73) 0110

7 消防機関等の出動と水防開始

(1) 出動準備

- ア 水防のための消防団の出動準備は、市長が水防上必要であると認めたとき。
- イ 出動が必要と認められるとき。

第 1 次 出 動 警 戒	第 2 次 出 動	第 3 次 出 動
消防団員の少数が出動して堤防の巡視、警戒にあたる	消防団員全員の出動は必要としないが水防活動の段階にあたるもの	消防団員全員が出動して水防活動にあたる

ウ 消防団長は、分団長に対し災害の規模に応じた人員を召集するよう命ずるものとする。

(2) 市長は、次の場合直ちに水戸土木事務所に連絡し、水戸土木事務所は県に報告するものとする。

- ア はん濫注意水位（警戒水位）又はそれ以外の場合に消防機関が出動したとき。

イ 水防作業を開始したとき。

ウ 堤防等に異状を発見したとき及びこれに関する処置をしたとき。

8 避難のための立退き

市長は、必要があると認めるときは、電話及びその他の広報網を利用し、水防法第22条の規定による立退き又はその準備を指示するものとする。なお、同指示をする場合は、笠間警察署長にその旨通知しなければならない。

9 水防解除

水位がはん濫注意水位（警戒水位）以下に減じ水防警戒の必要がなくなったときは、市長は、水防解除を命ずるとともに、広報等によって一般に周知し、また関係機関にも連絡するものとする。

10 水防顛末の報告

水防が終結したときは、市長は、遅延なく別記様式の水防顛末報告書の必要事項を取りまとめ、水戸土木事務所を経由し県に報告するものとする。

別記様式

年 月 日														
茨城県知事 様						水防管理者 印								
水 防 顛 末 報 告 書														
発生の日時		年 月 日 時 分頃												
発生の場所		地内 (川)												
発生の概況														
管理団体名		指定、非指定												
水防実施時の台風又は豪雨名														
気 象 状 況	日時	天候	風向	風速	気温		日	雨量	降雨時間					
								mm						
出 動 状 況		消 防 署 員		消 防 団 員		地 元 住 民		そ の 他		計				
	日	日～ 日		日～ 日		日～ 日		日～ 日		延 日				
	時間	時 分 時 分		時 分 時 分		時 分 時 分		時 分 時 分		延 時間				
	人員	人		人		人		人		延 人				
被 害 状 況	人 的 被 害			住 家 の 被 害				非 住 家 の 被 害						
	死者	行方不明	負 傷		全壊	半壊	流出	浸 水		全壊	半壊	流出	浸 水	
			重傷	軽傷				床上	床下				床上	床下
	人	人	人	人	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
	その他の被害													
	堤防	道路	橋	田	畑	鉄道								
m	m	m	a	a	m									
他団体からの応援の状況														
地域住民の出動の状況														
警察署の応援の状況														
現場指導者の氏名														

水防作業の状況	
---------	--

使用水防資材の種類	種類	員数	種類	員数
所要経費	人件費	円		
	物件費	円		
	その他	円		
	合計	円		
備考				

第9節 災害警備計画

関係機関

笠間警察署

1 災害に関する警察の任務

警察は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携の下に、市民の避難誘導、救助、犯罪の予防、交通の規制などの災害警備活動を行い、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序を維持するものとする。

2 災害警備本部の設置

(1) 警察本部長は、災害の種別、規模及び態様等を判断して、警察本部に災害警備本部を設置するほか、警察署に現地災害警備本部を設置する。

(2) 災害警備本部の組織及び事務分掌は、「県警察災害警備計画」による。

3 警備体制及び警備部隊の編成運用

「県警察災害警備計画」による。

4 災害警備活動

災害発生時に行う災害警備活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 危険箇所の警戒
- (3) 被害実態の把握
- (4) 市民の避難勧告及び誘導
- (5) 交通規制及び交通秩序の確保
- (6) 被災者の救出及び負傷者の救護
- (7) 被災地及び避難所の警戒
- (8) 犯罪の予防及び検挙
- (9) 広報活動
- (10) 死体の見分、検視及び行方不明の調査
- (11) 災害警備活動のための通信の確保
- (12) 関係機関の災害救助活動及び復旧活動に対する協力

第10節 交通計画

関係機関

笠間警察署

1 計画の方針

災害により道路、橋梁等の道路施設に被害が発生し、交通の安全と施設保全上必要があると認められるとき、又は交通の混乱により応急対策に支障をきたすおそれがあるときの交通規制並びにこれに関連した応急の対策は、本計画の定めるところによる。

2 規制の種別等

災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次によるものとする。

(1) 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害時において道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があるときは、道路管理者が交通を禁止し又は規制（重量制限を含む）するものとする。

(2) 道路交通法に基づく規制（同法第4条、5条及び6条）

災害において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会、警察署長、警察官（以下「警察関係機関」という。）は、歩行者又は車輛の通行を禁止し又は制限するものとする。

(3) 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のための必要があると認められるときは、公安委員会は緊急通行車輛以外の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(4) 豪雨・地震等の災害時に、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準及び具体的対策については、「異常気象時における道路通行規制要綱」および「異常気象時における道路通行規制の強化対策に関する実施要領」に基づき実施する。

道路情報の連絡系統は、別紙1のとおりである。

3 発見者の通知

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、またはきわめて混乱している状態を発見した者は、すみやかに警察官又は市長に通知するものとする。

通知を受けた警察官又は市長は、相互に連絡するものとする。市長はその路線管理機関にすみやかに通知するものとする。

4 交通規制の実施

(1) 道路管理者

道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき、又は通報等により承知したときは、すみやかに必要な範囲の規制を行うものとする。この場合には警察、関係機関と緊密な連絡をとり行うものとする。

(2) 市本部

市以外のものが管理する道路施設でその管理者に通知し規制するいとまがないときは、市対策本部はただちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施し、又は市が災害対策基本法第60条により避難の指示をし又は同法第63条により警戒区域を設定し、立入を制限し若しくは禁止し又は退去を命ずるなどの方法によって応急的な規制を行うものとする。

5 緊急通行車両の確認

公安委員会が災対法第76条による通行の禁止又は制限を行った場合、市長は、知事又は公安委員会（県警察本部又は笠間警察署）に対して、緊急通行車両の確認を申請し、認定を得て緊急通行を実施する。

(1) 申請手続

緊急通行車両であることの確認を受けるときは、市長は、緊急通行車両確認申請書を県（**防災・危機管理課**）又は公安委員会（県警察本部又は笠間警察署）に提出する。

(2) 緊急車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両の認定を受けた場合は、知事又は公安委員会から交付される標章（様式第1号）及び証明書（様式第2号）を、車両の前面の見易い位置に貼付及び携行して輸送を実施する。

6 道路、橋梁の応急対策

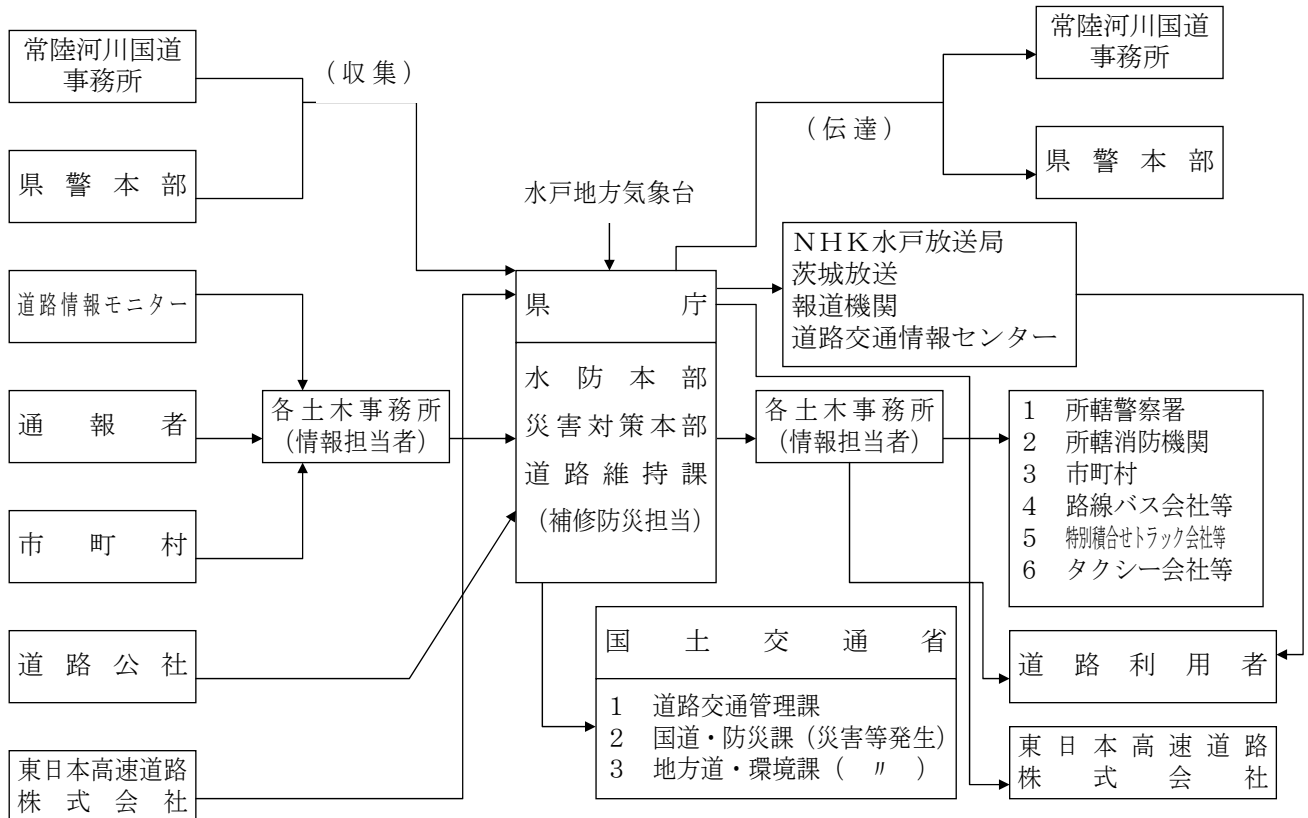
道路、橋梁の被害によって、交通が阻害されることは、災害の救助作業、復旧作業等に重大な支障をきたす。従って、道路、橋梁の災害は万難を排して応急処理により交通確保に努める。応急対策の基本的な構想として、次の段階による対策を考慮する。

(1) 建設班員により交通規制等の処置をする。

(2) 迂回路を確保し、これを表示する。

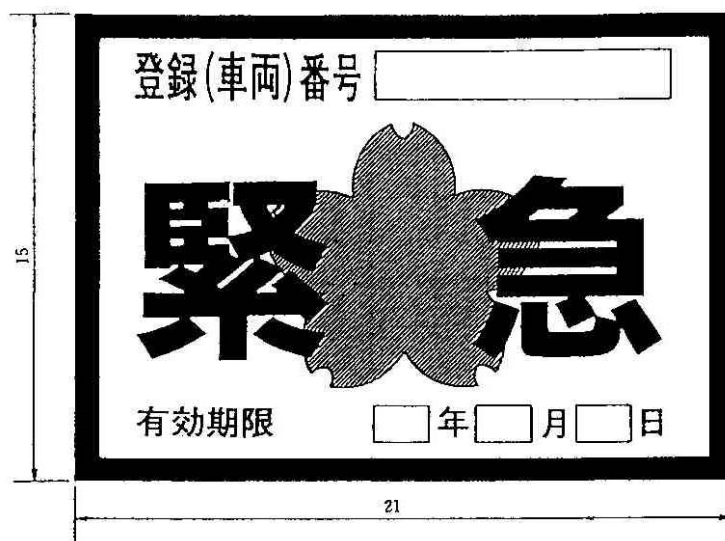
別紙 1

道路情報連絡系統図



様式第1号

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第2号

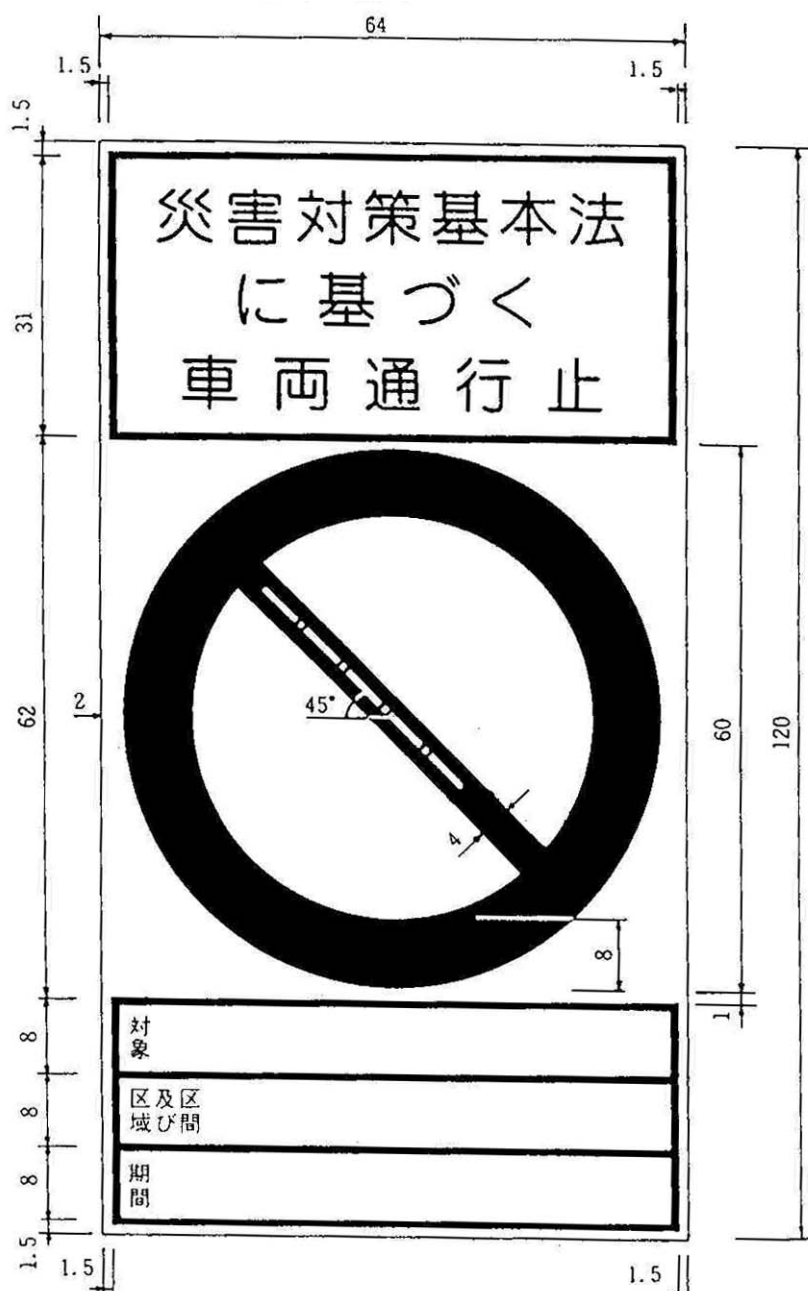
証 明 書

第 号	緊急(通行・輸送)車両確認証明書		年 月 日
			知 事 ㊦ 公安委員会 ㊦
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送)を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	経 由 地	目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

様式第3号

通行の禁止又は制限するときの標示



- 備考
- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白地とする。
 - 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

第11節 避難計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 市民に対する避難準備情報、勧告、指示の周知徹底 伝達広報の方法 ①防災行政無線 ②広報車 ③警鐘、サイレン等 ④放送（ラジオ、テレビ） 2 避難準備情報、勧告、指示の内容 ・周知事項 ⇒ ①避難対象地域 ②避難先 ③避難経路 ④避難理由 ⑤避難時の留意事項等 3 避難の誘導の留意事項 (1) 安全な避難経路の選定 (2) 災害時要援護者の優先避難 4 避難所の開設と管理 (1) 避難住民の管理 ⇒ 連絡員（職員の派遣） (2) 開設が長期間にわたる場合 ⇒ 住民による協力 5 避難状況の報告 ⇒ 県北地方総合事務所 ⇒ 知事	総 務 部 市 民 生 活 部 都 市 建 設 部 福 祉 部 保 健 衛 生 部

1 計画の方針

市域内において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、危険区域内にある市民に対して避難のための立ち退きを勧告又は指示し、安全な場所に避難させ人身被害の軽減を図る。また市は、避難の勧告・指示・誘導にあたっては災害時要援護者に配慮するとともに、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、必要に応じてゴルフ場の活用を図るほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努める。

2 実施責任者

避難命令を発すべき権限のある者は次のとおりであるが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である本部長（市長）を中心として、相互に緊密な連携を保ち実施するものとする。また、市長が不在かつ連絡不能な場合は副市長が代行し、副市長が不在の場合は総務部長が代行する。

事項 区分	実 施 責 任 者	措 置	実施の基準
避難準備（災害時要援護者避難）情報	市長	立ち退き準備の勧告（要援護者に立ち退きの勧告）	災害時要援護者が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まったとき。
避難の勧告	市長 （ 災 対 法 第 6 0 条 ）	立ち退きの勧告及び立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難の指示	知事及びその命を受けた職員 （ 水 防 法 第 2 9 条 ） （ 地 す べ り 等 防 止 法 第 2 5 条 ）	立ち退きの指示	災害発生により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水 防 管 理 者 （ 水 防 法 第 2 9 条 ）	立ち退きの指示	災害発生により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市長 （ 災 対 法 第 6 0 条 ）	立ち退きの指示及び立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	警 察 官 （ 災 対 法 第 6 1 条 ） （ 警 察 官 職 務 執 行 法 ）	立ち退きの指示及び立ち退き先の指示	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき。市長から要求があったとき。

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
	警察官 (災 対 法 第 6 1 条) (警 察 官 職 務 執 行 法)	警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合には危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自 衛 隊 法 第 9 4 条)	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

3 避難の勧告・指示・準備（災害時要援護者避難）情報

(1) 避難の勧告・指示・準備（災害時要援護者避難）情報の内容

避難の勧告・指示・準備（災害時要援護者避難）情報は、次のことを明らかにして行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先及びその場所名
- ウ 避難経路
- エ 避難（準備）の理由
- オ 避難時における火気の確認
- カ 避難の身仕度
- キ その他必要な事項

(2) 避難の勧告・指示・準備（災害時要援護者避難）情報の伝達方法

避難の事前準備の勧告又は避難の勧告指示を発令した市長等は、速やかに関係各機関に連絡するとともに、直ちに次の方法により当該地域の市民に伝達を行い周知徹底を図るものとする。

また、視聴覚障害者への周知徹底を図るとともに、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、災害時要援護者をはじめ市民への周知漏れを防ぐよう努める。

ア 防災行政無線による伝達

市防災行政無線により、関係地域に伝達する。

イ 広報車による伝達

市、消防機関、笠間警察署等の広報車により、関係地域を巡回して伝達する。

ウ 伝達員により戸別訪問

緊急避難を要する異常事態の場合に、関係世帯に対して避難の勧告、指示の完全な周知徹底を図るため、必要により消防団員等をして戸別訪問により伝達するものとする。

エ 警鐘、サイレン等

その他警鐘、サイレン等を鳴らして伝達、周知する。

オ 放送による伝達（ラジオ、テレビ等による放送）

NHKその他民間放送局に対して勧告、指示を行った旨通知し、関係市民に伝達すべき事項を指示し、放送の協力依頼を行う。

カ 緊急情報メールシステム

携帯電話各社が提供している緊急情報メールシステムを活用し、市のエリア全域に一斉に情報伝達が行えるよう整備する。

(3) 避難情報等の種類

市長又は法令で定める実施責任者が発令する避難情報等の種類及び市民に求める行動、自主避難所の開設基準及び市民に求める行動は、次のとおりとする。

	発令時の状況	市民に求める行動
自主避難所の開設	①避難勧告までには至らないと判断するものの、災害状況により、市民の不安を解消するために必要と判断する場合 ②地区集会所等 または拠点避難所 を自主避難所として開設し、職員を派遣 ③自主避難所を開設した旨を対象自治会長へ連絡	①必要に応じ、自主的に地区集会所等 または拠点避難所 へ避難 ②自主避難の際、必要な食糧、飲物、日用品等を持参 ③災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要するものは、できるだけ早期に自主避難
避難準備（災害時要援護者避難）情報	①災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	①災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始 ②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	①通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	①通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始
避難指示	①前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ②地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ③人的被害の発生した状況	①避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ②未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

(4) 避難準備情報、勧告、指示等の基準例

避難準備情報、立ち退き等の勧告及び指示は、原則として次のような事態になったときにこれを行うものとする。

ア 河川が**はん濫注意水位（警戒水位）**を突破する等洪水のおそれがあるとき。

イ 避難の必要を予想される各種気象警報が発せられたとき。

ウ 火災が拡大するおそれがあるとき。

エ 大量の有害又は有毒ガスあるいは可燃性ガス又は液体の流出等があったとき。

オ 地すべり、山崩れ等によって危険が切迫したとき。

カ その他市民の生命、身体又は財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

上記のほか、市長等は避難勧告等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難勧告等の判断基準を策定する。この場合、雨量、河川の水位（**はん濫危険水位（危険水位）**、**避難判断水位（特別警戒水位）**）などの形式的判断基準を導入し、具体的に策定するものとする。

■ 発令判断モデル 1（河川の氾濫）

河川の性格	過去に洪水等により損害が発生した、又は洪水の予想される河川で、洪水発生時間の予測が困難な河川		
特徴	水防団待機水位（通報水位） ・ はん濫注意水位（警戒水位） が設定された水位計がある河川	水位計はあるが、 水防団待機水位（通報水位） や はん濫注意水位（警戒水位） が設定されていない河川	水位計がないが、流域に雨量計がある河川

発令判断のポイント	はん濫注意水位（警戒水位） の時間設定の考え方を整理しておき、発令の運用をあらかじめ取り決めて判断の参考とする。	過去の災害実績や堤防の構造を事前に調査し指標となる水位を決めておくことで判断の参考とする。	過去の災害実績や堤防の構造を事前に調査しておき、雨量情報や気象台情報などを参考に発令する。
河川名	〇〇川 △〇水位観測所	〇△川 △×水位観測所	〇△川 △×雨量観測所
対象地区	〇〇地区、〇△地区、〇×地区、・・・・	〇〇地区、〇△地区、〇×地区、・・・・	〇〇地区、〇△地区、〇×地区、・・・・
避難準備情報（要援護者避難情報）	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇雨量局が〇時間雨量〇〇mm以上 上流の〇〇水位局水位上昇中 はん濫注意水位（警戒水位）到達の〇〇分後 	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇雨量局が〇時間雨量〇〇mm以上 上流の〇〇水位局水位上昇中 水位計の水位が〇〇mに達したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇雨量局が〇時間雨量〇〇mm以上
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 破堤につながるような漏水の発見 		
	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇雨量局が〇時間雨量〇〇mm以上 上流の〇〇水位局水位上昇中 はん濫注意水位（警戒水位）到達の〇〇分後 	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇雨量局が〇時間雨量〇〇mm以上 上流の〇〇水位局水位上昇中 水位計の水位が〇〇mに達したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇雨量局が〇時間雨量〇〇mm以上
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 堤防の決壊、越流のおそれがある 危険な水位に到達するおそれがある 破堤につながるような大量の漏水や亀裂等の発見 		
留意点	はん濫危険水位（危険水位） の設定がないため、事前に過去の災害実績や堤防構造などから危険な水位を決めておくこと重要。	事前に過去の災害実績や堤防構造などから危険な水位を決めておく必要がある。	判断の参考となる水位計を早期に設置する。

注) 基準は過去の災害から暫定値を定め、実際の災害で検証し精度を高めていく。

■ 発令判断モデル 2（土砂災害）

種類	判断基準		
避難準備（要援護者）情報	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁り等）の発見 降雨が、次の状況にあるとき 		
	【避難準備暫定基準例】		
	前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの降雨がない場合
避難勧告	当日の日雨量が50mmを超えたとき	当日の日雨量が80mmを超えたとき	当日の日雨量が100mmを超えたとき
	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報が発表された場合 		
	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で土砂災害前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等にクラック発生等）の発見 降雨が、次の状況にあるとき 		
避難勧告	【避難勧告の暫定基準例】		
	降雨が次の状況にあるとき	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの降雨がない場合
	前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	当日の日雨量が50mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が予想されるとき	当日の日雨量が80mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が予想されるとき
	当日の日雨量が50mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が予想されるとき	当日の日雨量が80mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が予想されるとき	当日の日雨量が100mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が予想されるとき

	・大雨警報の重要変更が発表された場合
避難指示	・近隣で土砂災害が発生 ・近隣で土砂移動現象、重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見

4 避難措置の周知

市長等は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の市民に対してその内容を周知させるものとする。この場合、文書（点字版を含む。）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

(1) 市民への周知徹底

避難の措置を行うに当たっては、当該実施者はその内容を直接の広報、又は報道関係機関等を通じて市民に周知徹底を図るものとする。

(2) 関係機関相互の連絡

県、県警察本部、市、自衛隊は、避難の措置を行なったときは、その内容を相互に連絡するものとする。

なお、市長等は避難の勧告、又は指示をしたときは速やかに知事に報告する。

5 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長等は、上記のような状態の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入を制限、禁止又は退去を命ずる。

市長、警察又はその職権を行う吏員が現場にいない場合、若しくはこれらの者から要請があった場合、警察官は市長の権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して通知する。

災害派遣を命ぜられた自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

消防活動、水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場近くに近づけないようにすることができる。（消防法第28条、水防法第14条）

(2) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様に、市民への周知及び関係機関への連絡を行う。

6 避難の誘導

(1) 避難誘導の方法

市、警察、その他が行う避難誘導は、市民の安全のため、次の事項に留意して速やかに行うものとする。特に、災害時要援護者が迅速に避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うよう留意する。

ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。

イ 危険な地点には標示、縄張り等を行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。

ウ 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

エ 市民に対し、高齢者、乳幼児、小児、心身障害者等、災害時要援護者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

オ 避難誘導は、収容先での救援物資の配給等を考慮して、できれば町内会等の単位で行うこと。

(2) 市民の避難対応

ア 避難の優先

避難にあたっては、災害時要援護者の避難を優先させる。

イ 携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）、タオル、ちり紙等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

7 避難所

避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備えている学校、公民館、体育館等の公共施設とし、避難所から遠距離にある地区については最寄りの一時集結場所に集結後避難するものとする。なお、指定されている避難所及び一時集結場所は別表のとおりである。

8 拠点避難所（追加）

避難所として指定した施設のうち、災害時に優先的に開設すべき拠点避難所6箇所を整備し、当該施設には、発電機等の資機材及び備蓄食料を配備するとともに、災害時にはあらかじめ指定された職員が施設管理者等と連携し開設を行うものとする。

拠点避難所一覧

番号	拠点避難所名称	所在地
1	笠間小学校	笠間2689-1
2	稲田中学校	稲田2145-3
3	笠間市民体育館	石井2068-1
4	友部小学校	美原3-3-1
5	友部中学校	中央4-1-1
6	岩間中学校	下郷4997

9 災害救助法による避難所の設置

災害救助法を適用した場合の避難所の設置は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。

(1) 実施責任者

避難所の開設及び収容並びに収容者の保護は、本部長（市長）が行う。

(2) 避難所の開設

避難所は、指定避難所の学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。なお、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

ア 避難所開設の目的

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込み

(3) 対象者

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ 現に災害に遭遇（旅館の宿泊者、通行人等）した者

ウ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

- (4) 避難所の開設期間は、災害発生日から7日以内とし、費用は、「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」の定めるところによる。また、帰宅する所のない者については、一定の避難所に集合収容し、応急仮設住宅が建設されしだい移動させるものとする。

10 避難所の管理

- (1) 連絡員の駐在

避難所を開設し、避難者を収容したときは、直ちに各避難所ごとに連絡員として所属職員を派遣し、駐在させ、避難所の管理にあたらせる。

- (2) 避難状況及び本部との連絡

連絡員は、避難者の実態を把握し、その保護にあたるとともに、たえず本部と情報連絡を行うものとする。

- (3) 組織の確立

避難所の開設が長期間になることが予想される場合あるいは避難者が多数にのぼる場合は、避難所の維持、管理あるいは運営等のため避難者、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得、統制を保ち、かつ公平に行えるよう努めるものとする。

- (4) 避難者の心得

避難者は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛けるものとする。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、市民に周知を図るものとする。

ア 組織の結成とリーダーへの協力

イ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守

ウ 災害時要援護者への配慮

エ 愛玩動物への配慮

オ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

11 避難所の防疫

環境班は、避難所内の防疫等衛生面について救護・防疫班等との連絡を保ち、十分注意を払う。

12 避難状況の報告

市長等は、避難の勧告又は指示をしたときは、次の事項を知事に報告するとともに、関係機関へ通報し、協力を要請する。

- (1) 知事への報告

ア 避難勧告又は指示をした日時

イ 避難先

ウ 対象地域及び人員（世帯）

エ 避難所開設の状況及び開設期間の見込

- (2) 関係機関への通報

市長等が避難の勧告又は指示を発令したとき又は警察官等から指示を行った旨の通報を受けたときは、総務課長は、次の要領により必要に応じて関係機関等に対して連絡するものとする。

ア 県の関係機関（**県福祉指導課**、笠間警察署、水戸保健所等）に連絡し協力を要請する。

イ 避難所として利用する施設等の管理者及び責任者に対し、至急連絡し協力を要請する。

ウ 地域住民が避難のため、近隣市町村内の施設を利用することもあり、また避難の誘導、経路によって協力を求めなければならない場合もあるので、近隣市町村に対しても連絡しておくものとする。

13 避難準備情報、勧告、指示の解除

市長等は避難の勧告、指示のあった後、当該災害によるその地域の危険状態が完全に終了したと判断したとき、避難の勧告、指示の解除を行うものとする。解除の伝達方法については避難の勧告、指示に準じて行う。

14 実施設定権者

設定権者	災害の種類	根拠法
市長	災害全般	災対法第63条
警察官	〃	〃
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	消防法第23条の2、第28条、第36条
水防団長、水防団員	水災	水防法第14条
自衛官	災害全般	災対法第63条

15 帰宅困難者対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、旅館等の各施設の管理者は、観光客の身体及び生命の安全を確保するため避難の必要があると判断した場合には、各施設の避難計画に即して避難を行うものとする。また、災害の状況によっては市の指定する避難所に避難するものとする。なお、交通機関の停止又は道路の欠壊等により帰宅不能となった観光客が避難所で避難生活を行う場合には、市は、交通機関又は施設の管理者と十分協議するものとする。

別表

避難所一覧

(1) 小学校

番号	名 称	所 在 地
1	笠間小学校	笠間2689-1
2	東小学校	大橋1713-1
3	佐城小学校	金井83-1
4	箱田小学校	箱田1115
5	南小学校	南吉原1188
6	稲田小学校	稲田2151-2
7	宍戸小学校	平町22
8	友部小学校	美原3-3-1
9	友部第二小学校	平町1718-93
10	北川根小学校	湯崎1085-1
11	大原小学校	小原3522-1
12	岩間第一小学校	下郷4108
13	岩間第二小学校	押辺529-1
14	岩間第三小学校	市野谷1542-1

(2) 中学校

番号	名 称	所 在 地
1	笠間中学校	笠間2702
2	東中学校	福田906-6
3	南中学校	北吉原15
4	稲田中学校	稲田2145-3
5	友部中学校	中央4-1-1
6	友部第二中学校	旭町510-1
7	岩間中学校	下郷4997

(3) 高等学校

番号	名 称	所 在 地
1	茨城県立笠間高等学校	笠間1668
2	茨城県立友部高等学校	大田町352

(4) 公民館、体育館等

番号	名 称	所 在 地
1	笠間市立笠間公民館	石井2068-1
2	笠間市民体育館	石井2068-1
3	笠間市武道館	石井2068-1
4	憩いの家はなさか	橋爪586-4

番号	名 称	所 在 地
5	笠間市立友部公民館	中央3-3-6
6	ゆかいふれあいセンター	仁古田長兎路入会地1-171
7	岩間海洋センター	押辺2259-1

一時集結場所一覧

番号	名 称	所 在 地
1	鷹匠町児童公園	鷹匠町17-1
2	城南・やきもの通り公園	下市毛591-1
3	いなだふれあい公園	稲田2315-1
4	大池公園	赤坂20
5	笠間駅北街区公園	笠間5095
6	石井街区公園	石井2068-1
7	福原運動公園	福原17-10
8	高田運動公園	福田3012-1
9	南山スポーツ公園	北吉原321-1
10	総合運動公園	箱田867-1
11	芸術の森公園	笠間2345
12	本戸公民館広場	本戸3154
13	上加賀田公民館広場	上加賀田329-1
14	友部第一児童公園	八雲1-5-23
15	友部駅前児童公園	東平2-1470-202
16	柿橋グラウンド	鯉淵6525-18
17	長兎路いこいの広場	長兎路1024
18	鴻巣グラウンド	鴻巣525-10
19	中市原農村集落センター	下市原1223-1
20	大原グラウンド	小原4118-1
21	小原農村公園	小原2911
<u>22</u>	旧笠間市立岩間公民館	下郷4407
<u>23</u>	岩間体験学習館「分校」グラウンド	上郷1742-1
<u>24</u>	第二分校跡広場	泉1204-2
<u>25</u>	上安居地区公民館広場	安居2058
<u>26</u>	岩間工業団地第二公園	安居2600-31

第12節 食糧供給計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 調達体制の強化 (1) 市内小売業者のリストアップ (2) 業者等との協定締結の検討 2 市民への備蓄推進についての広報実施 3 災害時の調達 ⇒ (1) 米穀小売販売業者に供給依頼 (2) 知事に米穀の調達要請 4 救援物資集積場所 ⇒ (1) 笠間市役所笠間支所 (2) 友部公民館 (3) 笠間市役所岩間支所 5 炊出しの実施 (1) 予定場所 —— 避難所（小・中学校等）内又はその近くの場所等 (2) 協力団体 —— 日赤奉仕団等	総 務 部 保 健 衛 生 部 産 業 経 済 部

1 計画の方針

災害時に、住家の被害等により自宅で炊飯ができず、また食品の販売機構が麻痺し、食品の購入が困難な被災者に対し応急的に炊き出しを行い、又は住家に被害を受け一時縁故先等へ避難する者に対し必要な食料品を支給し、一時的に被災者の食生活を保護するものとする。

2 実施機関

食糧の供給は、市長の責任で実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が自ら実施することを妨げない。また、市長限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

3 食糧備蓄の推進

市は、食糧の備蓄に努めるとともに、市民に対し自らの身の安全は自らが守るという防災の基本に則り、3日分の食糧の備蓄を図るよう防災訓練、広報紙等で啓発するものとする。

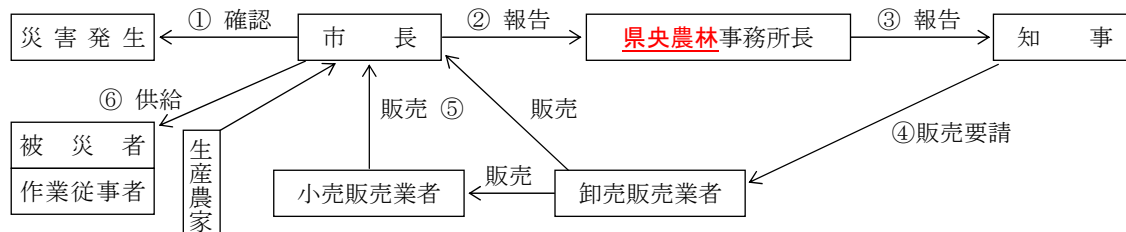
4 食糧の調達

(1) 米穀

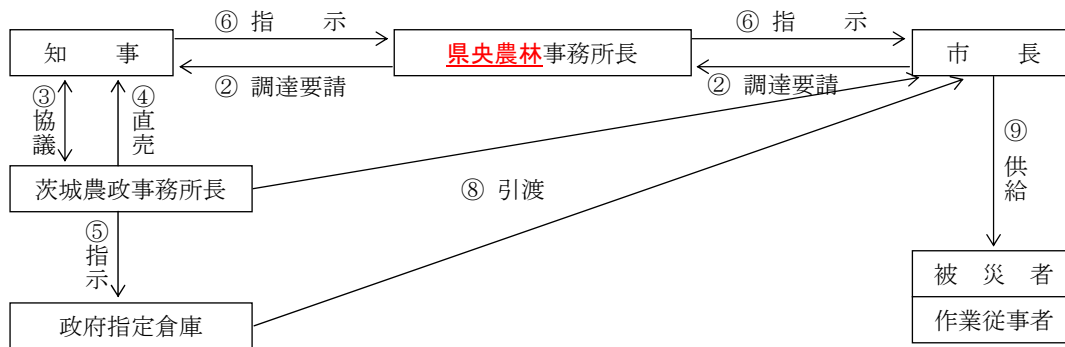
ア 市長は、災害応急用米穀が不足又は必要があると認める場合には販売業者又は、市内の生産農家から所要の米穀を購入し、被災者等に供給する。この場合の各関係機関の措置は次のとおりである。

(ア) 市長は応急食糧の供給を必要とする人員を県北地方総合事務所長を通じ知事に報告する。

(イ) 知事は、(ア)の報告に基づき、必要とする応急用米穀の数量等を御売業者に通知し、手持精米の販売を要請する。



イ 県は、市の要請を踏まえ、救助法が適用され応急食料が必要と認める場合は、農林水産省生産局長に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき災害救助用米穀の緊急引渡しを要請し、必要量を確保する。また、県、市および関東農政局水戸地域センターは、円滑に買い受け・引き渡しが行えるよう連絡、協力体制の整備を図っておくものとする。



5 食糧の給与

(1) 食糧の集積地

食糧の集積については、市はあらかじめ定めた救援物資集積場所を活用し、調達した食糧の供給を行うものとする。

救援物資集積場所は次のとおりであり、市は集積場所ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期するものとする。

番号	名称	所在地	電話番号
1	笠間市役所笠間支所	笠間市石井717	0296-72-1111
2	友部公民館	笠間市中央3-3-6	0296-77-7533
3	笠間市役所岩間支所	笠間市下郷5140	0299-37-6611

(2) 食糧の供給

食糧の集積については、市はあらかじめ定めた救援物資集積場所を活用し、調達した食糧の供給を行うものとする。

ア 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選定し実施する。

イ 配分漏れ又は重複支給の者がいないようにするため、組又は班等を組織し、各組に責任者を定めるものとする。

(3) 県、近隣市町村への協力要請

市は、多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等による食糧の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

(4) 品目

米穀（米飯を含む）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。なお、高齢者、乳幼児に対する炊き出しその他による食品の供給は、温かなもの、軟らかなもの、ミルク等配慮したものを供

与するものとする。

(5) 市民等の協力

炊き出し等食糧の配給にあたっては、日赤奉仕団等の協力を得て実施できるよう協力体制を整備する。

(6) 給与（配給）費用の限度額等

給与期間及び費用の限度等は、「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。なお、炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、1人1日あたりの費用（主食、副食、燃料費、雑費等の一切で、備品類に要する費用は除く。）であること。

第13節 衣料・生活必需品等供給計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 調達体制の強化 (1) 小売業者のリストアップ (2) 業者等との協定締結の検討 2 災害時の調達 —— (1) 市内業者・物資供給協定締結相手に供給依頼 ↓とりまとめ (2) 他市町村、県への応援要請 救護部商工観光班 3 救援物資集積場所 ⇒ (1) 笠間市役所笠間支所、(2) 友部公民館 (3) 笠間市役所岩間支所	総 務 部 福 祉 部 産 業 経 済 部

1 計画の方針

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

2 実施機関

- (1) 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、市長が主体となり実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 本市のみで実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

3 生活必需品の給（貸）与

(1) 給（貸）与の実施

市長は、生活必需品等の供給の必要があると認める場合は、商工会、市内の小売業者、物資供給に関する協定締結相手に供給を依頼して調達し、被災者に配布する。

(2) 県、近隣市町村への協力要請

市は、多大な被害を受けたことにより、市において生活必需品の給（貸）与の実施が困難と認めるときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。

4 救援物資の集積場所

調達した物資又は県等からの救援物資の集積場所は、本章第12節「食糧供給計画」中の「5 食糧の給与」のとおりである。

5 災害救助法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

災害救助法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、同法及び災害救助法施行細則（昭和36年茨城県規則第83号）等によるがその概要は次のとおりである。

(1) 対象者

- ア 災害により、住宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの）の被害を受けた者
- イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ウ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難である者

(2) 給与又は貸与の方法

物資の配分については、世帯単位とし、床上浸水以上の災害を受けた場合に世帯構成員別に行う。

ア 給与物資、あらかじめ定める業者等から購入して、配分する。

イ 救助物資は必ず受け払いの記録及び受領書を徴しておかなければならない。

(3) 被服、寝具その他生活必需品として認められる品目

ア 寝具（毛布等）

イ 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取り線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等）

ウ 衣料品（作業着、下着（上下）、靴下、運動靴等）

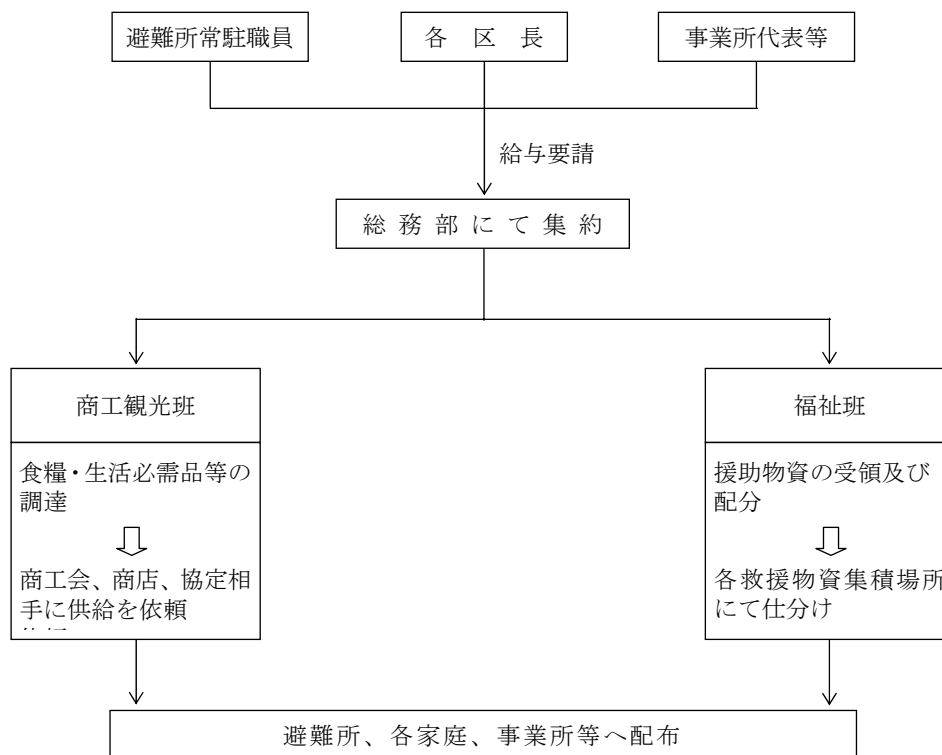
エ 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）

オ 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）

カ 光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）

キ その他（ビニールシート等）

なお、物資の配分は、次の要領で行うものとする。



6 給与又は貸与のための費用及び期間等

「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。

7 記録簿等の作製

給与又は貸与の実施には、責任者を定め給貸与の記録簿、受領書等を整理保存する。

第14節 給水計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 被災者への飲料水の供給 給水方法——— (1) 給水車 (2) 井戸 2 給水量——— 1人(大人) 1日約3リットル 3 水道施設の応急復旧 復旧の優先順位 ① 水源施設 ② 導水施設 ③ 浄水施設等基幹施設 ④ 主要給水所に至る送配水施設	上 下 水 道 部

1 計画の方針

災害のため飲料水が枯渇し又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給し保護するとともに、被災した水道施設の応急復旧等を行い、被災地の生活用水を確保する。

2 実施機関

- (1) 被災者への飲料水の供給は、市長の責任で実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が自ら実施することを妨げない。
- (2) 本市のみでは実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。
- (3) 水道施設の応急復旧は、**水道事業者**が行う。

3 応急給水の実施

(1) 活動内容

水道用水供給事業者(県企業局)は、給水拠点において応急給水を実施する。給水拠点からの輸送は、水道事業者の保有車及び調達車両等によって行うものとする。

(2) 給水基準

1日1人3リットル

4 災害救助法による飲料水の供給

災害救助法を適用した場合の飲料水の供給は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。

(1) 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(2) 飲料水供給の方法

飲料水の供給は、配水池の水を有効利用し、給水車、給水缶による給水及びろ水器等によるろ過又は浄水剤の交付等の方法により行うものとする。なお、本市における給水拠点及び給水量は別表1のとおりである。

(3) 検水の実施

一時的な断水が生じた場合など、井戸水等を飲用しなければならない場合は、それらの水源を浄水処理した水の飲用の適否を調べるための検査を行い、必要があれば、県に検水の実施を要請

するものとする。

(4) 給水量

飲料水の供給を行うときは、その責任者を定め、1人1日の必要量は、通常の場合大人で約3リットルとする。

(5) 飲料水の供給のための期間費用等

「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。なお、供給を実施するため支出できる費用は、ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水の薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

5 応急復旧

水道施設の応急復旧は、本復旧に先立ち次により行う。

(1) 応急復旧方針

水源（取水）施設・導水施設・浄水施設等基幹施設の復旧を最優先し、次いで主要給水所に至る送配水施設（送配水管、配水本管、配水小管）、給水装置の順に復旧する。

なお、応急給水活動を行う拠点に至る各管路についても可能な限り優先して復旧するものとする。

(2) 応援・協力

市は、指定給水装置工事事業者等（別表2）と連絡を密にし、災害時における応急給水及び応急復旧体制を整備しておくとともに、必要があるときは、被災地域外の水道事業者、水道工事事業者等の応援又は協力を求める。

(3) 広報

市は、断水した場合、市民に対し応急給水の実施、復旧の見通し等について広報車等により適切な広報を実施する。

別表1

給水拠点及び給水量

浄水場・配水場名称	給水能力
箱田配水池	5,000m ³
飯田配水池	800m ³
南友部配水池（高区配水池）	3,000m ³
南友部配水池（低区配水池）	2,000m ³
宍戸浄水場	3,000m ³
愛宕配水池	2,000m ³
安居配水池	600m ³
吉岡浄水場	1000m ³

別表 2

笠間市指定給水装置工事事業者（市内）

工事店名	住所	電話番号
（有）山口設備	笠間市石井 953-1	0296-72-4359
（有）大堀設備	笠間市下市毛 964	0296-72-1408
（有）根本設備工業	笠間市笠間 2567	0296-72-0471
谷田部ポンプ工業所	笠間市下市毛 824-2	0296-72-1379
（有）アオヤギ	笠間市稲田 4067-1	0296-74-2314
（株）ゴミタ	笠間市金井 80	0296-72-5694
（株）スガハラ	笠間市笠間 4336-1	0296-72-0411
（有）ヒラヤマ建設	笠間市笠間 2695	0296-72-0655
そのべ電設工業	笠間市笠間 1701-2	0296-72-2341
友部電気	笠間市笠間 1712	0296-72-1595
小森住設	笠間市笠間 2487-16	0296-72-5831
（株）山田住設	笠間市日草場 161	0296-71-0307
（有）イリエ	笠間市石井 501-1	0296-72-6875
（有）和田工務店	笠間市下市毛 218	0296-72-0482
（有）小池工務店	笠間市飯合 572	0296-74-4323
郡司サービス	笠間市飯合 698-2	0296-74-3861
（有）長谷川工務店	笠間市福原 1340-2	0296-74-2534
深谷商店	笠間市稲田 1414-2	0296-74-2621
（株）高田工務店	笠間市大郷戸 306	0296-74-2330
鈴木設備	笠間市片庭 1501	0296-72-6218
（有）松村造園	笠間市福原 2062	0296-74-2231
石井設備	笠間市大橋 408	0296-72-8542
逆川設備	笠間市手越 590	0296-72-2627
八重樫建設	笠間市石井 1348-1	0296-72-5932
旭設備工業（有）	笠間市八雲 1-8-7	0296-77-0218
荒川金物店	笠間市駅前 10-11	0296-77-0050
（株）平賀機工	笠間市鯉淵 6520-67	0296-77-0183
萬屋金物店	笠間市平町 103-3	0296-77-0412
湯崎設備工業	笠間市湯崎 725	0296-77-4155
深作設備（株）	笠間市大田町 929	0296-77-6050

工事店名	住所	電話番号
(有) 佐藤設備工業	笠間市南友部 409-3	0296-77-6946
須藤建設(株)	笠間市小原 4615	0296-77-7654
(株) カワイ	笠間市矢野下 399	0296-77-4555
(有) 菅谷工業	笠間市旭町 406-8	0296-78-4069
(株) イチゲ電設	笠間市鯉淵 6732-6	0296-77-8228
(有) 江幡塗装工業	笠間市上市原 1830	0296-77-2853
大昭建設工業(株)	笠間市湯崎 1029-4	0296-70-1211
富田デンキ	笠間市随分附 108-1	0296-77-0292
(株) スガヤ工務店	笠間市仁古田 744-2	0296-77-4495
(株) 大平工務店	笠間市南友部 750	0296-77-1808
上野工業	笠間市長兎路 706	0296-77-2555
赤津電気	笠間市長兎路 664-1	0296-77-2005
芳野工業(株)	笠間市長兎路 1155	0296-77-8355
北村電気	笠間市柏井 402	0296-78-3386
大平建設(株)	笠間市鯉淵 6340	0296-77-1265
スズショウ	笠間市旭町 206-16	0296-78-2235
(株) ライフメイト	笠間市柏井 571-215	0296-78-9811
(株) 根本金物店	笠間市下郷 4439-37	0299-45-2070
立原工業	笠間市下郷 4145	0299-45-5331
(有) マルイチ設備	笠間市押辺 1427-1	0299-45-3584
渡辺設備工業	笠間市下郷 4017-1	0299-45-2545
小松崎建設(株)	笠間市押辺 2709-101	0299-45-2443
システムショップおおわだ	笠間市下郷 4542	0299-45-2130
伊藤電気商会	笠間市下郷 4557-50	0299-45-2302
川根設備工業(株)	笠間市安居 1798-1	0299-45-6222
エバタ設備工業	笠間市下郷 4262-5	0299-45-6166
内野設備工業	笠間市市野谷 1356-41	0299-45-5517
石井商事	笠間市吉岡 47-11	0299-45-6526
滝田建材店	笠間市下郷 4104	0299-45-2512
東部設備工業	笠間市福島 599	0299-45-8911
札工設備	笠間市下郷 4349-1	0299-45-7436
西郷設備	笠間市下郷 4553-12	0299-45-2198

第15節 災害時要援護者安全確保対策計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
災害時要援護者の実情に応じた安全確保 (1) 社会福祉施設入所者等 ①救助・避難誘導、②搬送・受入先の確保、③食糧等の調達、 ④介護職員等の確保、⑤巡回相談の実施 (2) 在宅災害時要援護者 ①安否確認、救助活動、②搬送体制の確保、③要援護者の状況調査等、 ④食糧等の確保及び配布における災害時要援護者への配慮、⑤保健・福祉巡回 サービス、⑥保健・福祉相談窓口の開設 (3) 外国人 ①避難誘導、②安否確認、救助活動、③相談窓口の開設	福 祉 部 保 健 衛 生 部

1 計画の方針

災害時に自力で避難が困難になる、視聴覚や音声、言語機能の障害からの確かな避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になる災害時要援護者に対し、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で災害時要援護者の実情に応じて配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

2 実施機関

- (1) 災害時要援護者関連施設入所者等に対する安全確保対策は、施設管理者が実施する。
- (2) 在宅災害時要援護者に対する安全確保対策は、市長が実施する。
- (3) 当該施設及び市のみで実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て、実施するものとする。

3 災害時要援護者関連施設入所者等に対する安全確保対策

(1) 救助及び避難誘導

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。市は、施設管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア団体等にも協力を要請する。

(2) 搬送及び受入先の確保

施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。市は、施設管理者の要請に基づき、関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、医療施設及び他の社会福祉施設等の受入れ先を確保する。

(3) 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

施設管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市等に対し応援を要請する。市は、施設管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

(4) 介護職員等の確保

施設管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき他の社会福祉施設及び

市等に対し応援を要請する。市は、施設管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア団体等へ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

市は、被災した施設入所者等や他の施設等に避難した入所者等に対して、近隣住民、ボランティア団体等の協力により巡回相談を行い、災害時要援護者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

(6) ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

4 在宅災害時要援護者に対する安全確保対策

(1) 安否確認、救助活動

市は、民生委員、近隣住民、福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、居宅に取り残された災害時要援護者の安否確認、救助活動を実施する。特に、市は、あらかじめ定める避難情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画に基づく適切な避難支援を実施する。

(2) 搬送体制の確保

市は、災害時要援護者の搬送手段として、近隣住民等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車を活用する。また、これらが確保できない場合、県へ輸送車両確保を要請し、災害時要援護者の搬送活動を行うものとする。

(3) 災害時要援護者の状況調査及び情報の提供

市は、民生委員、ホームヘルパー及びボランティア団体等の協力を得て、在宅や避難所等で生活する災害時要援護者に対するニーズ把握など状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(4) 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の災害時要援護者への配慮

市は、災害時要援護者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。なお、市は、福祉避難所の食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど災害時要援護者に配慮した配布を行うものとする。

(5) 保健・福祉巡回サービス

市は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師等により、住宅、避難所等で生活する災害時要援護者に対し、巡回による介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

(6) 保健・福祉相談窓口の開設

市は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じるものとする。

5 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導

市は、語学ボランティアの協力を得て、広報車などを活用して外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導に努める。

(2) 安否確認、救助活動

市は、警察、近隣住民、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動に努める。

(3) 情報の提供

ア 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

イ テレビ、ラジオ、インターネット等による情報の提供

市は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して外国語による情報提供に努める。

(4) 外国人相談窓口の開設

市は、速やかに外国人の相談窓口を設置し、生活相談に応じるものとする。

第16節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 応急仮設住宅の設置場所の選定 ①公有地を優先、②保健衛生、交通、教育等を考慮 2 応急仮設住宅入居者の選定 (1) 特定の資産のない被災者の実情を調査 (2) 災害時要援護者を優先 3 応急修理の対象者の選考 (1) そのままでは当面の日常生活が営めず、かつ自らの資力で応急修理ができない者を優先 (2) 被災者の住家の実態調査	都 市 建 設 部 福 祉 部

1 応急仮設住宅の建設計画

(1) 計画の方針

災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅を建設し、被災者の居住の安定を図るものとする。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

(2) 実施機関

ア 応急仮設住宅の供与は、市長が実施するものとする。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行う。

イ 本市又は県限りで実施が困難な場合は、国、災害時応援協定締結者、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

(3) 応急仮設住宅の建設

ア 基本事項

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。また、建物の形式は軽量鉄骨組立方式とする。設置にあたってはリース方式や民間賃貸住宅などの借り上げによる方法も検討し、設置方法を決定する。

イ 設置基準

応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。

ウ 設置計画の作成等

市は被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。県は市からの報告を基に全体計画を作成する。

エ 設置場所の提供等

(ア) 設置場所の提供

国及び県は、応急仮設住宅の設置計画に応じて、国・県公有地を提供する。

(イ) 設置場所

設置予定場所は、国、県または市公有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

オ 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設は、社団法人プレハブ建築協会等と協定を締結し、その協力を得て建設する。

カ 応急仮設住宅の借り上げ等

県は借り上げる住宅の仕様基準や標準契約書、借り上げ可能住宅の情報などを市へ提供する。
市は必要な住宅の借り上げを行う。

キ 入居者の選定等

県が、市の協力を得て被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき決定する。

- (7) 住家が全焼、全壊、または流出した者であること
- (イ) 居住する住家がない者であること。
- (ウ) 自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること
 - ① 生活保護法の被保護者並びに要保護者
 - ② 特定の資産のない失業者
 - ③ 特定の資産のない未亡人、母子世帯、老人世帯、身体障害者世帯、病弱者等
 - ④ 特定の資産のない勤労者、中小企業者
 - ⑤ 前各号に準ずる経済的弱者

また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、災害時要援護者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、災害時要援護者の優先入居に努めるものとする。

ク 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、市の協力を求めて県が行う。ただし、状況に応じ市に委任することができる。

(4) 災害救助法による応急仮設住宅の供与

災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。

ア 対象者

県が、市の協力を得て被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき決定する。

- (7) 住家が全焼、全壊、又は流出した者であること
- (イ) 居住する住家がない者であること
- (ウ) 自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること
 - ① 生活保護法の被保護者並びに要保護者
 - ② 特定の資産のない失業者
 - ③ 特定の資産のない未亡人並びに母子世帯、高齢者世帯、身体障害者世帯、病弱者等
 - ④ 特定の資産のない勤労者、中小企業者
 - ⑤ 前各号に準ずる経済的弱者

また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、災害時要援護者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、災害時要援護者の優先入居に努めるものとする。

イ 設置場所

設置場所については、災害規模及び災害種別に応じ、保健衛生、交通、教育等を考慮し、公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は、私有地を利用するものとし、所有者等と賃貸契約を締結するものとする。

ウ 設置基準

応急仮設住宅は、住宅が全焼、半壊又は流出し、移住する住宅がない場合であって、自らの資力では住宅が得ることができない世帯を対象に設置する。

エ 費用等基準

「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」の定めるところによる。

3 住宅の応急修理計画

(1) 計画の方針

災害のため住家が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理ができない者に対し、居室、トイレ及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。

(2) 実施機関

ア 住宅の応急修理は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

イ 本市のみで実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

(3) 住宅の応急修理

ア 基本事項

(ア) 修理対象世帯

応急修理は、市が、災害のため住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では、応急修理をすることができない世帯に対して行う。

(イ) 修理の範囲

応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及びトイレ等日常生活に必要最小限の部分に対して行う。

(ウ) 修理時期

応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。

イ 資材調達

市において、資材が不足した場合は県(土木部)に要請し、調達の協力を求めるものとする。

(4) 災害救助法による住宅の応急修理

災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理は、同法及びその運用方針によるがその概要は次のとおりである。

ア 対象者

住宅が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活が営めず、かつ自らの資力をもってしては応急修理ができない被災者であること。

イ 応急修理の方法

応急修理の対象とする住家の実態調査及び選定は、特に慎重に行い、応急修理は現物給付をもって実施する。

ウ 資材調達

市において資材が不足した場合は、県(土木部)に要請し、調達の協力を求めるものとする。

エ 住宅の応急修理期間及び費用

災害救助法の適用の有無にかかわらず、「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。

第17節 医療・助産計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 救援・救助を要する状況の把握 2 医師会への応援要請と医療救護班の編成 3 医療救護所の設置（設置場所の決定） 4 医療品等の確保 ⇒ 指定備蓄業者 5 重傷者の搬送 (1) 医療機関の受入状況の把握 (2) 搬送手段の確保 ⇒ (1)救急自動車、(2)防災ヘリコプター	総 務 部 保 健 衛 生 部 市 立 病 院

1 計画の方針

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失ったときに応急的に医療及び助産を施し、被災者を保護する。

2 実施機関

- (1) 医療及び助産は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 本市のみで実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

3 応急医療体制の確保

(1) 初動体制の確保

災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うために、市の災害対策本部設置に併せ、各医療機関、医療関係団体においても初動体制としての連携・連絡体制を整えるよう努める。

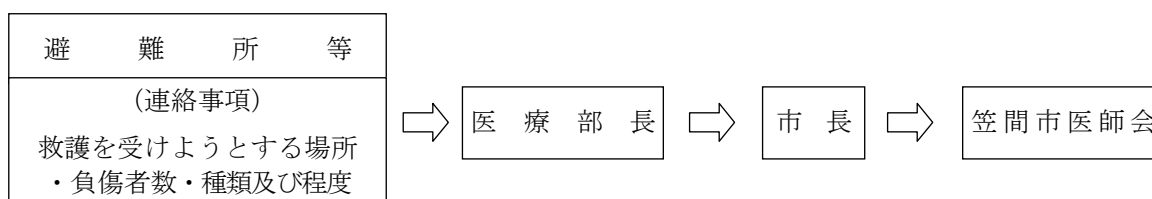
また、全ての医療関係者は、可能な手段を用いて迅速かつ正確な情報の把握に努め、被災により医療機能の一部を失った場合においても可能な限り医療の継続を図るとともに、自らの施設において医療の継続が困難と認めた場合には、自発的に医療救護所等の医療提供施設に参集するなど応急医療の確保に協力するよう努めるものとする。なお、市内の医療機関と薬店は別表1及び2のとおりである。

(2) 医療救護班の編成・出動

市長は、必要に応じて医療救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により笠間市医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。

また、災害の程度により市の能力をもってしては十分でないと認められるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

医療救護班の派遣要請連絡系統図



(3) 医療救護所の設置

市は、学校、公民館等の避難所、病院、診療所等に医療救護所を設置する。

県は、市災害対策本部の要請により、協議して、保健所または県の施設内に医療救護所を設置する。ただし、被害が甚大であると認めた場合や市との通信が途絶した場合には、市の要請を待たず、医療救護所を設置するものとする。

(4) 医薬品等の確保及び供給

茨城県災害用医薬品等確保対策要綱により、指定備蓄業者から災害医薬品等の確保及び供給を行う。

なお、指定備蓄業者は次のとおりとする。

指 定 備 蓄 者	備 蓄 場 所	電 話
(株)メディセオ茨城物流センター	水戸市杉崎町1586	029-259-6522
(株)メディセオ水戸支店	水戸市大塚町1852-4	029-251-5151
(株)メディセオひたちなか支店	ひたちなか市稲田1218-1	029-354-1680
(株)アスカム水戸営業所	茨城町中央工業団地6-20	029-241-8990
アルフレッサ(株)水戸支店	水戸市千波町字久保461	029-243-2911
山口東邦(株)水戸営業所	水戸市石川2-4063-1	029-251-3311
(株)スズケン水戸支店	水戸市見川2131-115	029-244-1641

また、別表2に掲げる薬局、薬店の在庫品より調達する。

4 後方支援活動

(1) 患者受入れ先病院の確保

ア 後方医療施設の確保

医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設（被災を免れた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

イ 被災病院等の入院患者の受入れ

県は、県内外の病院等における患者受入れ可否についての情報を逐次収集し、各病院等に情報提供する。

病院等は、被災により当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、この情報に基づき、病院等間で転院調整を図るよう努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

県は、病院等からの要請を受けて、後方医療機関（精神科病院を含む）を確保する。

(2) 搬送体制の確保

ア 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて、迅速かつ的確に後方医療施設を選定のうえ、傷病者を搬送する。

イ 搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車又は応援側消防機関

の救急自動車により後方搬送を実施する。ただし、救急自動車確保できない場合、あるいは救急自動車のみでの搬送が困難な場合は、市は、県に対して患者搬送のためドクターヘリコプターの出動要請をするものとする。

また、状況に応じて防災ヘリコプターの出動についても要請するものとする。

(3) 人工透析の供給

透析医療については、慢性透析患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性の患者に対して提供することが必要である。市及び県は、被災地域内における人工透析患者の需療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

病院等は、断水時にも人工透析医療を継続するため、備蓄や災害用井戸等透析用水の確保に努めるものとする。なお、人工透析の提供ができなくなった場合は、他の病院等への斡旋に努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

県は、病院等からの要請を受けて、透析医療機関の確保に努める。

(4) 人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等

県は、市、保健所、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに、必要に応じ在宅患者のために医療提供を行う。さらに、経静脈栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医薬品に不足があった場合は、関係団体（県薬剤師会、日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼する。

また、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

病院等は、人工呼吸器のバッテリー、非常用発電機等を準備している場合は、在宅患者への貸し出しを行うほか、人工呼吸用酸素等の必要な医療材料についての提供に努める。

5 災害救助法による医療及び助産

災害救助法を適用した場合の医療及び助産は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。

(1) 医療

ア 対象者

災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者

イ 実施方法

病院又は適当な地点に救護所を設置して医療救護班が行う。医師、看護師及び医薬品等不足する場合は、管内で協力可能な医師、県、日赤等の応援を要請する。重症患者等で医療救護班では医療不可能な者については、病院等に移送して行う。

ウ 医療の範囲及び費用の限度額

(ア) 医療の範囲

- ・ 診察
- ・ 薬剤又は治療材料の支給
- ・ 処置、手術、その他の治療及び施術
- ・ 病院又は診療所への収容
- ・ 看護

(イ) 医療のため支出できる費用及び実施期間等

「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。

(2) 助産

ア 対象者

災害のために助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者

イ 実施方法

医療救護班の医師又は助産師により行う。また、必要に応じ病院等に移送して行う。

ウ 助産の範囲及び費用の限度額

(7) 助産の範囲

- ・分べんの介助
- ・分べん前、分べん後の処置
- ・脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

(イ) 助産のための費用及び期間

「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。

別表 1

医療機関一覧

保険医療機関名	所在地	診療科目	電話番号
石本病院	石井2047	胃・外・内・皮・泌・呼・循・整外・放	72-4051
太田皮膚科	笠間179	皮	72-7777
神里医院	笠間1256	内・小・放・アレ・呼・消・循・リハ・リウ	72-0177
河村医院	笠間223-2	内・消・整外・外・肛・婦・放	72-2121
いけうち医院	笠間1200	内・小・心内	72-1105
関外科整形外科医院	笠間1740-4	外・整・皮・放・リハ	72-1382
佐藤医院	笠間981-8	内・小・呼・循	72-0032
笠間眼科	笠間4329-2	眼	72-9917
柳橋医院	稲田755	内・外・整外	74-2302
笠間耳鼻咽喉科	笠間1107-4	耳鼻咽喉	73-0111
下田整形外科	笠間4390-3	内・整・皮・リハ	73-0858
粟屋医院	笠間303	内・皮・放	72-1567
笠間中央クリニック	赤坂26-1	内	73-0875
磯医院	稲田2272	内・胃・呼・循・アレ・放・小 神内・心内・肛	74-4790
茨城県立中央病院	鯉淵6528	内・神内・呼・消・循・小・外・整外・脳神・呼外・皮・泌・眼・耳鼻咽喉・リハ・放・麻	77-1121
茨城県立こころの医療センター	旭町654	神・精	77-1151
笠間市立病院	中央1-2-24	内・外・皮	77-0034
立川記念病院	八雲2-12-14	内・呼・消・循・小・外・整外・形外・皮・泌尿・リハ・放	77-7211
あさひクリニック	旭町108-6	内・小・皮・神内・呼・胃・循・アレ・リハ	78-5011
石橋内科医院	鯉淵6268-102	内・循	71-3181
武藤医院	平町1635-1	内・小・皮	77-6610
山本内科小児科医院	東平4-5-34	内・小・胃・循	71-2232
ねもとクリニック	大田町215-13	内・外・胃・肛・リハ	77-7011

保険医療機関名	所在地	診療科目	電話番号
根本産婦人科医院	八雲1-4-21	産婦・小・内	77-0431
てらだ内科消化器科	東平3-1-21	内・消	70-5500
常陸クリニック	旭町472-1	消・循・内・外・整外・肛	78-5911
塙医院	八雲2-4-11	内・小・リハ・リウ	77-0072
ともべ皮膚科	鯉淵6267-78	皮	70-5181
わたなべ整形外科	鯉淵6266-140	内・リウ・整形・形成・リハ	70-5577
小沢眼科附属友部診療所	<u>五平72-1</u>	<u>眼</u>	<u>71-2311</u>
友部セントラルクリニック	<u>鯉淵6679-11</u>	<u>内</u>	<u>73-4110</u>
菅谷医院	下郷4425-37	内・ <u>胃</u> ・小・外・整外・皮	0299-45-2172
梅里クリニック	下郷4468	アレ・小・皮・内	0299-45-2002
高瀬医院	安居1291	胃・小・内・外	0299-45-2140
本多内科・循環器科医院	福島396	内・循	0299-37-8556
にしぼり整形外科	泉2077-3	整外	0299-37-6026

別表 2

薬局、薬店一覧

店名	所在地	電話番号
佐野薬局	笠間1328-1	72-0133
いけだ薬局	石井84-3	72-6385
かさま薬局	笠間1632-2	73-0040
みすず薬局（笠間店）	笠間4326-1	72-5355
寺島薬局(株)ドラッグストア-笠間店	笠間99-7	73-0998
広瀬薬品	笠間1698-1	72-2435
ウエルシア薬局友部東平店	東平3-1-7	71-2235
グリーン薬局友部店	鯉淵6526	70-9115
マツモトキヨシ(株)伊勢甚友部スクエア店	住吉1364-1	78-3361
アイン薬局こいぶち店	鯉淵6526-90	71-3261
青木薬局	八雲1-1-11	77-0056
あす薬局	安居1295-4	0299-45-8510
アルファーム薬局友部店	八雲2-1058-208	70-5777
今川薬局友部旭町店	旭町653-8	71-2105
今川薬局友部中央店	鯉淵6526-91	78-2323
SFC薬局岩間中央店	下郷4167-3	0299-45-0707
SFC薬局友部店	平町1635-22	70-5312
花梨薬局岩間店	福島465-3	0299-37-8110
きりん薬局	鯉淵6268-103	71-3161
コスモ調剤薬局友部店	東平3-1-22	78-5320
コスモ調剤薬局鯉淵店	鯉淵6267-86	78-0580
コスモ調剤薬局岩間店	下郷4446-186	0299-37-6733
菅谷薬局（本店）	下郷5012-10	0299-45-0158

店名	所在地	電話番号
ナップ薬局鯉淵店	鯉淵6266-1	70-5535
<u>有限会社</u> 根本薬局	八雲1-2-4	77-0040
ひかり薬局	大田町918-3	71-2102
ひまわり薬局	大田町208-144	70-5818
病院前ドラッグ <u>薬局</u>	鯉淵6526-236	78-0401
みつばち薬局	旭町107-4	71-2720
みどり薬局	旭町472-2	78-9771
ロイヤル薬局友部店	東平4-5-33	70-5375
コスモファーマ薬局稲荷店	笠間 <u>4376-5</u>	<u>70-0102</u>
ジャスコ笠間店ドラッグ	赤坂8	70-1700 (代)
(有) プリーズマム	笠間1529-10	
ツルハドラッグ友部店	旭町397-1	70-5778
美留町薬品	市野谷658	0299-45-3930
(有) チバリ-薬品	下郷4557	0299-45-7450
アイリス薬局	石井2031-2	71-1210
<u>フローラ薬局友部店</u>	<u>鯉淵6679-12</u>	<u>70-5593</u>
<u>カワチ薬局友部店</u>	<u>東平3-1-5</u>	<u>70-5446</u>

第18節 防疫計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 防疫活動の実施 ⇒ (1)市民への衛生指導及び広報活動、(2)感染症の未然防止、 2 防疫用機器及び薬品の現状把握と確保 3 県への応援要請 ・明示事項 ⇒ (1)防疫期間、(2)防疫を要する世帯数、(3)必要な防疫班、(4)派遣場所等 4 県への報告（水戸保健所長を經由） ・明示事項 ⇒ (1)被害状況、(2)活動状況、(3)必要な物品及び経費、(4)終息及び事務処理の結果等	市 民 生 活 部 保 健 衛 生 部

1 計画の方針

災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下の悪条件を考慮のうえ、迅速かつ適切に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期する。なお、防疫措置は、水戸保健所と緊密な連携をとり実施するものとする。

2 実施責任者

防疫活動は市長が実施するものとするが、本市のみでは実施が困難な場合には、県に応援の要請を行うものとする。

3 実施事項

(1) 清潔方法及び消毒方法の施行

ア 清潔方法

清潔方法のうち主なものは、次のとおりである。

(ア) ごみ処理

収集したごみ、汚泥、その他の汚物は、焼却、埋設等衛生的に適切な処分をすること。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の定める基準による。）

(イ) し尿の処理

し尿の処理については、許可業者により収集し、処理施設を利用する等の方法により不衛生にならないようにすること。

(ウ) 実施場所

市内における道路、溝渠等の公共の場所を中心に清掃を実施する。

イ 消毒方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「法」という。）第27条第2項に規定する消毒は、知事の指示に基づき、同法施行規則（平成10年厚生省令第99号）第14条の定めるところにより実施し、感染症の未然防止に努める。

(2) そ族昆虫等の駆除

法第28条第2項の規定により、知事が定めた地域内で知事の指示に基づき、同法施行規則第15条の定めるところにより、そ族昆虫等の駆除を行い、感染症の未然防止に努める。

(3) 生活用水の供給

ア 法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、速やかに生活用水の供給をするものとする

る。生活水の供給方法は、本章第14節「給水計画」の定めるところによること。

イ 生活水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底すること。

(4) 患者等に対する措置

被害地域において感染症患者が発生した時は、直ちに保健所に通報し指示を受ける。

(5) 避難所の衛生管理及び防疫指導

避難所内の防疫指導を行い、感染症の早期発見及び給食施設等の衛生管理並びに施設管理者を通じ衛生に関する自治組織を編成して、その協力を得て指導の徹底を図る。

(6) 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）

4 医療ボランティア

市及び県は、必要に応じて、薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を要請し、消毒の指導等について協力を仰ぐ。

5 防疫措置情報の把握

市は、災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いのある場合など、市又は保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にする。

6 防疫資器材等の調達

市は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び近隣市町村あるいは県に協力を求める。

7 予防教育及び広報活動

パンフレット等の配布、広報車、報道機関等の活用により、速やかに市民に対する予防教育及び広報活動を行い、災害時における感染症及び食中毒予防等に関する注意事項を周知させる。

8 県知事に対する応援要請

県知事に対し応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして行うものとする。

(1) 防疫期間

(2) 防疫を要する世帯数

(3) 必要な防疫班

(4) 派遣場所

(5) その他必要事項

9 報告

市は、災害防疫に関する記録を整備するとともに、速やかに水戸保健所長を経由して、次の事項を県に報告するものとする。

(1) 被害状況

(2) 防疫活動状況

(3) 防疫活動に必要な物品及び経費

(4) 防疫活動の終息と事務処理の結果等

10 被災動物の保護収容

災害により飼育されていた犬等が放浪することによる市民への危害発生を防止するためこれら動物の保護収容等の対策については、県・水戸保健所、獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、そのつど関係機関と協議して決めるが、おおむね以下をめやすとして行う。

- (1) 放浪動物の保護収容
- (2) 避難所で飼育されている動物に対する餌の配布
- (3) 負傷している動物の収容・治療
- (4) 飼育困難な動物の一時保管並びに所有者、新たな飼育者探し
- (5) その他動物に関する相談の受付

第19節 清掃計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 被害状況の把握 2 市民の協力要請 ―― 集積場所への運搬、自己処理等 3 災害時の緊急清掃作業の実施 (1) ごみ、し尿処理の人員、資機材等の確保 (2) 仮設トイレの設置 4 近隣市町村、県への応援要請 5 仮設トイレの準備 ⇒ 避難所又は地区毎	市民生活部

1 計画の方針

災害時における廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）の処理は、混乱の中で大量に収集、運搬及び処理を必要とするほか、処理施設の被害、通信、交通のふくそう等多くの困難が予想されるので、地域住民の保健衛生の確保及び環境の保全を図るよう迅速かつ適切に行うものとする。

2 実施責任者

被災地における清掃計画の樹立とその運営は、市長が行うものとする。

3 状況の把握及び清掃計画

災害が発生した場合、職員による巡視、市民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努め、あらかじめ定める清掃計画に基づき仮設トイレの設置、廃棄物の収集、運搬及び処理、市民に対する広報等緊急清掃作業を実施する。

4 協力要請

状況により、市民自らによる処理及び集積場所への運搬をおこなうよう、広報等により協力を求めるものとする。また、ごみ、し尿等の処理が不可能な場合は、近隣市町村及び市内関係業者の応援を要請する。なお、近隣市町村等の応援、協力をもってしても困難な場合は、県に対して協力のあつせんを要請する。

5 応急清掃

(1) ごみの収集処理方法

ア トラック等車両及び作業員を確保して収集運搬を能率的かつ衛生的に実施するものとする。

イ 市は、災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの（建物倒壊、火災による建物の焼失）と一般生活により発生するものとに区分し、それぞれについて排出量を推定し、清掃計画を策定する。

ウ 水分の多い難燃性、不燃性のごみは、環境保全課と連携を図り、ごみ処理施設へ持込処理する。

エ 可燃性ごみは、可燃ごみと資源物に分別し、ごみ処理施設へ持込処理する。

オ 市は、市民によって集められた仮集積場のごみを管理し、委託業者により、処理施設にできるだけ速やかに運び処理する。その際、処理能力を超え、かつ他に手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講じる。

カ 消毒は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則に定められた消

毒方法を実施するものとする。

(2) し尿の収集処理方法

ア 市は、災害により、し尿を処理する必要が発生した場合は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、清掃車（バキュームカー）を業者に依頼し、能率的かつ衛生的に収集し、処理するものとする。また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行うものとする。

イ 消毒は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則に定められた消毒方法を実施するものとする。

ウ 水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活用水の確保等を指導するものとする。

エ 市は、必要に応じて避難所又は地区毎に仮設トイレを設置するものとする。

(3) 死獣処理

死獣は、市が処理するものとし、処理できない場合には水戸保健所と協議の上、環境衛生上支障のない所で焼却等の処理するものとする。

6 臨時の措置

廃棄物の処理について処理能力を越え、かつ他に適当な手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講じる。

別表

ごみ処理機関

機 関 名	電 話 番 号	住 所
笠間・水戸環境組合	0296-77-2416	仁古田長兎道入会地1-62
エコフロンティアかさま	0296-70-2511	福田165-1

し尿処理機関

機 関 名	電 話 番 号	住 所
筑北環境衛生組合クリーンセンター	0296-75-2533	桜川市長方1245
茨城地方広域環境事務組合	029-292-0090	茨城町馬渡244

し尿処理収集運搬業者

会 社 名	電 話 番 号	住 所	数
博 相 社	0296-72-6670	笠間2192-36	10台
茨 城 友 清	029-259-4817	水戸市鯉淵町2911-1	3台
笠 間 保 全	0299-45-2249	吉岡1-27	10台
セ ン コ ー	029-259-3268	水戸市鯉淵4295-11	11台

第20節 死体の捜索及び処理埋葬計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 死体の捜索の方法 (1) 消防機関、警察官、市民等の協力の要請 (2) 必要な機械、器具の借上げ 2 死体の一時保存 死体安置所 ⇒ 笠間地方広域事務組合「やすらぎの森」 3 埋・火葬の手配 埋火葬許可証 ⇒ 市民課で発行	市民生活部 保健衛生部 福祉部 消防本部 消防団 笠間警察署

1 計画の方針

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の死体を捜索し、又は災害の際に死亡した者について死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

2 実施機関

- (1) 死体の捜索、埋葬は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 死体の処理は、市長が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合には知事及び市長が行う。
- (3) 本市及び県のみでは困難な場合は、国その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

3 災害救助法による死体の捜索、処理及び埋葬

災害救助法を適用した場合の死体の捜索、処理及び埋葬は同法及び同法施行細則等によるが、その概要は次のとおりである。

(1) 死体の捜索

ア 捜索を受ける者

行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

イ 捜索の方法

捜索は、消防機関、警察官、自衛隊、市民の協力等により捜索に必要な機械、器具を借上げて実施する。

ウ 捜索の期間及び費用

災害救助法の適用の有無にかかわらず、「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。

(2) 死体の処理

ア 死体の処理を行う場合

災害による社会混乱のため、死体の処理を行うことができない場合

イ 死体の処理の内容

(7) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(4) 死体の一時保存

(9) 救護班による検案の実施。ただし、死体が多数の場合等救護班によることができない場合

は、一般開業の医師の協力を得て実施する。

ウ 死体の収容

検視、検案を終えた死体は、市の設置する死体安置所に収容する。

(ア) 死体安置所の設置

大規模災害及び多くの犠牲者が出た場合には、死体安置所を次のとおり定め、ただちに施設の確保を図るものとする。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
笠間地方広域事務組合「やすらぎの森」	笠間市笠間4669	0296-72-7011

被害が甚大な場合には死体の収容、安置所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村に設置、運営の協力を要請するものとする。

(イ) 棺の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

(ロ) 身元不明死体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明死体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有すると考えられる場合には、身元不明死体を集中安置する。

(ハ) 身元確認

市は、警察、医師会、歯科医師会と協力をして、死体の身元を確認し、死体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

エ 死体の処理のため支出できる費用

災害救助法適用の有無にかかわらず、「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。

オ 死体処理の期間

災害発生の日から10日以内とする。

(3) 埋葬

ア 埋葬を行う場合

災害の際死亡した者に対して、混乱期のためその遺族が資力の有無にかかわらず埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に、死体の応急的な埋葬を実施するものとする。

(ア) 災害の混乱の際に死亡した者（災害発生前に死亡した者で葬祭が終わっていないものを含む。）

(イ) 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合

- ① 緊急に避難を要するため、時間的、労働的に埋葬を行うことが困難であるとき。
- ② 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。
- ③ 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないとき。
- ④ 埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。

イ 埋葬方法

死体の埋葬は原則として火葬とする。

市の火葬能力を超える死体が発生した場合は、周辺市町村に対して火葬場の利用を要請する。

ウ 埋葬のため支出できる費用及び期間

災害救助法の適用の有無にかかわらず、「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。

エ 埋火葬許可証

埋火葬許可証の発行は、市民課において発行する。

第21節 障害物の除去計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 除去資機材の調達 ⇒ 土木建築業者への協力要請	総 務 部 都 市 建 設 部
2 除去障害物の集積場所 ⇒ 日常生活に支障のない場所	

1 計画の方針

災害により、住居又はその周辺に運びこまれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）を除去し、被災者の日常生活を保護する。

2 実施機関

- (1) 障害物の除去は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 本市のみでは実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

3 障害物の除去

(1) 建築関係障害物の除去

市は、災害によって建物またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。
市で処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(2) 道路関係障害物の除去

道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、あらかじめ指定された緊急道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行うものとする。

(3) 河川障害物の除去

市は、所管する河川について漂流物等障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。

4 障害物の集積場所

除去した障害物は、市民の日常生活に支障のない場所を選定し集積するものとする。

5 災害救助法による障害物の除去

災害救助法を適用した場合の障害物の除去は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。

(1) 対象者

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- イ 住家が半壊又は床上浸水したもので、自らの資力では障害物の除去ができない者

(2) 実施方法

- ア 人夫、技術者を動員し現物給付をもって実施する。
- イ 除去の対象数は半壊又は床上浸水世帯数の1.5割以内とする。

(3) 障害物の除去のため支出できる費用及び実施期間

災害救助法の適用の有無にかかわらず、「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。

第22節 輸送計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 被害を受けた道路、橋梁及び交通状況の把握 輸送の方法 ⇒ (1)車両、(2)鉄道、(3)ヘリコプター 輸送の順位 ⇒ (1) 生命の安全確保に要するもの (2) 災害の拡大防止に要するもの (3) 災害応急対策に要するもの 2 緊急啓開道路の確保 3 市有車両の集中管理及び配車 ⇒ 総務部管財班 4 車両の確保 (1) 市有車両、公共的団体の車両、営業車両、その他自家用車 (2) 他市町村、県へ協力要請	総 務 部 都 市 建 設 部 笠 間 警 察 署

1 計画の方針

災害時における応急対策の実施にあたり必要な人員、物資、資機材等を迅速かつ的確に輸送するため、道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業を行う。また、保有車両等を動員し、状況により運送関係業者等の保有する車両等を調達して緊急輸送体制を確保するとともに、関係機関の協力を得て被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的として交通規制を迅速・的確に実施する。

2 緊急輸送の実施

緊急輸送は、次の優先順位に従って行うものとする。

(1) 総括的な輸送順位

- ア 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- イ 災害の拡大防止のために必要な輸送
- ウ その他災害応急対策のために必要な輸送

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

ア 第1段階（災害発生直後の初動期）

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (ウ) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者
- (エ) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階（応急対策活動期）

- (ア) 前記アの続行
- (イ) 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階（復旧活動期）

- (ア) 前記イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資

- (ウ) 生活用品
- (エ) 郵便物
- (オ) 廃棄物の搬出

3 緊急輸送道路の指定

県は、陸上及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、地震被害想定結果や地域の現況等に基づいて、あらかじめ、隣接県の主要道路と、県内の防災拠点及び緊急輸送拠点とそれらを結ぶ緊急輸送道路を選定し、緊急輸送道路の指定を行っている。

市内における県指定の緊急輸送道路は、次表のとおりである。

第一次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起 点 側	終 点 側
(一般国道)			
50	国道50号	笠間市福原(桜川市境)から	笠間市小原(水戸市境)まで
355	国道355号	笠間市市野谷(石岡市境)から	笠間市寺崎国道50号交差まで
(主要地方道)			
1	宇都宮・笠間線	笠間市片庭(茂木町境)から	笠間市石井まで
43	茨城・岩間線	東茨城郡茨城町小幡国道6号分岐から	笠間市泉国道355号交差まで
	(市 道)		
171	笠間市道0113号線	笠間市下市毛国道355号交差から	笠間保健サービスセンターまで

第二次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起 点 側	終 点 側
(一般国道)			
355	国道355号	笠間市押辺主要地方道水戸岩間線分岐から	笠間市下郷国道355号交差まで
(主要地方道)			
16	大洗・友部線	笠間市仁古田(茨城町境)から	笠間市橋爪国道355号交差まで
30	水戸・岩間線	笠間市押辺国道355号バイパス分岐から	笠間市泉国道355号交差まで
39	笠間・緒川線	笠間市金井国道50号分岐から	笠間市飯田(城里町境)まで
52	石岡・城里線	水戸市鯉淵主要地方道水戸・岩間線分岐から	水戸市杉崎国道50号交差まで
61	日立・笠間線	笠間市大橋(城里町境)から	笠間市笠間国道50号交差まで
64	土浦・笠間線	笠間市福原(石岡市境)から	笠間市福原国道50号交差まで
(一般県道)			
105	友部・内原線	笠間市南友部県道杉崎・友部線分岐から	水戸市鯉淵主要地方道水戸岩間線交差まで
193	杉崎・友部線	水戸市三湯国道50号分岐から	笠間市大田町国道355号交差まで
	(市 道)		
172	笠間市道3003号線	笠間市石井主要地方道宇都宮笠間線交差から	笠間市役所笠間支所まで

4 緊急輸送道路の確保

(1) 被害状況の把握

被害状況を迅速、かつ、的確に把握するため、組織機能を有効に活用して調査、把握し各関係機関に連絡する。

(2) 緊急輸送道路啓開の実施

市は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急道路上の障害物の状況を把握し、速やかに水戸土木事務所に報告する。また、県指定の緊急輸送道路と、災害対策本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等、防災重要拠点とを結ぶ市道について啓開し、応急対策の実施体制の確保を図るものとする。

(3) 啓開資機材の確保

市は、市保有の資機材及び市内関係業者、関係機関から資機材を調達し道路を啓開する。

5 輸送車両等の確保

(1) 市保有車両

市が保有する車両の種類等は、別表1のとおりである。

(2) 車両の借上げ

市保有車両で不足する場合は、別表2に掲げる市内の運送関係業者等に協力を依頼し調達を図るものとする。

(3) 借上げ車両等をもってしてもなお必要な輸送が確保できないときは、茨城県トラック協会や茨城交通(株)あるいは近隣市町村又は県に協力を要請するものとする。

また、地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、知事に防災ヘリコプター等による輸送を要請するものとする。また、必要により、県に自衛隊の派遣を要請するものとする。

6 交通規制の実施責任者

災害により交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により認知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び警察署は、密接な連携のもとに適切な処置をとるものとする。

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知 事 市 長	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警 察	公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合、通行禁止その他の交通規制をすることができる。	災対法第76条 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項

実施責任者	範 囲	根 拠 法
警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、必要限度において当該道路につき、一時歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第6条第4項

7 交通規制の実施

- (1) 市道における道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき又は通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制をするものとする。この場合には警察、関係機関と緊密な連絡をとり行うものとする。
- (2) 市道以外の道路施設でその管理者に通知し、規制するいとまがないときは、笠間警察署に通報して、道路交通法に基づく規制を実施し、又は市が災対法第63条により警戒区域を設定し、立入制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずるなどの方法によって応急的な規制を行うものとする。

8 迂回路の設定

道路交通の規制を各実施責任者が行った場合は、関係機関と連絡協議のうえ迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止するものとする。

9 緊急交通路の交通規制

災対法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。同法の規定に基づく標識の様式は、様式第3号(114ページ参照)のとおりである。

10 広報

道路交通の規制等の措置を講じた場合は、表示板の掲示又は報道機関を通じ、交通関係業者、一般通行者に対し広報することにより、一般交通にできる限り支障のないように努めるとともに、交通緩和や安全に協力を求める。また、あわせて近隣市町村に対しても速やかに規制の内容を通知するものとする。

11 通行禁止等における義務及び措置命令

(1) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

(2) 措置命令等

ア 警察官の措置命令等

(7) 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し移動を命ずるものとする。

(イ) 命ぜられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを撤去することができる。

イ 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとるものとする。

ウ 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその

措置をとるものとする。

12 災害救助法による実施基準

(1) 輸送の範囲

- | | |
|----------|------------|
| ア 被災者の避難 | オ 死体の搜索 |
| イ 医療及び助産 | カ 死体の処理 |
| ウ 被災者の救出 | キ 救援用物資の輸送 |
| エ 飲料水の供給 | |

(2) 費用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

別表 1

公用自動車保有台数

所 属	乗用車	ワゴン	ライトバン	トラック	バス	軽乗用	軽トラ	軽貨物	作業車	ダンプ	その他	合計
市長公室	3		1									4
総務部	10	7	6	2	3	19	4	4		2		57
市民生活部	2		1				1	2	1	1		8
福祉部	1		6		1	14		3				25
保健衛生部	1	1	1			8		4				15
産業経済部	3	2	3	1	1	1		3				14
都市建設部			6	1		3		5	2	2		19
上下水道部	2	3	7	2		5		5				24
議会事務局	1											1
農業委員会	1											1
教育委員会	6	2	7	1		8	3	8		1		36
消防本部		1									2	3
合 計	30	16	38	7	5	58	8	34	3	6	2	207

別表 2

運送関係業者等

業 者 名	住 所	電 話 番 号
日本通運株式会社水戸支店	水戸市梅香1-5-15	029-224-3111
茨城交通株式会社	水戸市袴塚3-5-36	029-251-2331
(株)水戸線通運	笠間市稲田3888-25	0296-74-4881
(株)青木商会	笠間市本戸403-1	0296-74-3604
(株)長谷川通商	笠間市来栖1320	0296-73-0300
笠間運送店	笠間市大町1083-1	0296-72-3792
高木電設(有)	笠間市笠間1025-4	0296-72-0666
(有)平野商事	笠間市笠間2543-1	0296-72-2594
(株)さしろ	笠間市大淵859	0296-72-4503
(有)石井物流システム	笠間市飯合135	0296-74-2488
市毛運送(有)	笠間市橋爪203-5	0296-77-2817
太平洋陸送(株)	笠間市南友部1966-5	0296-77-1183
(株)フェニックス物流	笠間市平町1422-4	0296-78-2420
白帆ロジテム(株)	笠間市大古山469	0296-71-2666

第23節 労務計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 労務供給の確保 ⇒ 労務者等の雇上げ ―― 茨城労働局 2 労務者雇上げの範囲 (1) 被災者の避難 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 死体の捜索・処理 (5) 物資の整理配分	総 務 部

1 計画の方針

災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても災害応急対策を実施できない場合のとりべき措置について定めるものとする。

2 雇上げの方法

- (1) 災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な労務者等の雇上げは、茨城労働局を通じて行う。
- (2) 求人を受けた茨城労働局は、求職者のうちから適格者を紹介する。また、必要に応じて求人連絡により労働力の確保に当たる。

3 災害救助法による労務者の雇上げ

(1) 労務者雇上げの範囲

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 災害にかかった者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の捜索
- カ 死体の処理
- キ 救援用物資の整理配分

(2) 期間

雇上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

(3) 経費

賃金の限度は、雇上げた地域における通常の実費とする。

第24節 文教対策計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 校長等への迅速かつ的確な情報の伝達 2 状況に応じた学校の措置 (1)避難誘導、(2)集団下校又は教職員による引率、(3)校内保護 3 保護者への連絡体制の確立 4 応急教育の方法 ⇒ (1)二部授業、(2)家庭学習等、(3)公共施設の利用、 (4)仮校舎の設営 5 教職員の確保 ⇒ 学校間における応援等	総 務 部 教 育 委 員 会

1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係機関と緊密に連携し児童、生徒の安全及び教育の確保をするものとする。

2 児童生徒等の安全確保

(1) 情報等の収集、伝達

ア 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、校長等に対し災害に関する情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。

イ 校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、あらかじめ定めるところにより速やかに教職員に伝達するとともに、ラジオ、テレビ等により市内の被害状況等災害情報の収集に努める。なお、児童、生徒への伝達にあたっては、混乱を防止するよう配慮するものとする。

ウ 校長等は、児童、生徒及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を市その他関係機関に報告する。

エ 市及び各学校は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておくものとする。

(2) 児童生徒等の避難等

ア 避難の指示

校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難所等を迅速に指示する。

イ 避難の誘導

校長等及び教職員は、避難を指示した場合は、児童、生徒の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。なお、状況により校外への避難が必要な場合は、市その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

ウ 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童、生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区毎の集団下校又は教職員による引率等の措置を講ずるものとする。

なお、通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。

エ 校内保護

校長等は、災害の状況により児童、生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、極力保護者への連絡に努めるものとする。なお、この場合、速やかに市に対し児

童・生徒数その他必要な事項を報告するものとする。

また、保護者との連絡がとれない場合は、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続するものとする。

なお、通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努めるものとする。

オ 保健衛生

市及び各学校は、帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、日頃から飲料水、食糧、毛布等の備蓄に努めるものとする。

また、校長等は、災害時においては、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童、生徒の保健衛生について必要な措置を講ずるものとする。

3 応急教育

(1) 教育施設及び授業

ア 被害状況を速やかに把握し、関係機関との連絡をとり、その措置に万全を期するものとする。

イ 被害状況に応じ次の措置を講ずる。

(ア) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。

(イ) 校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で合併又は二部授業を行う。

(ウ) 学校施設の使用不可能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。

(エ) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用又は他の学校の一部を使用し授業を行う。

(オ) 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。

(カ) 校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

(2) 学校給食

災害の状況によっては、給食の一時中止又は献立内容を変更するものとする。

(3) 教科書、学用品等の給与

ア 市は、災害により教科書、学用品等（以下「学用品等」という。）を、喪失又はき損し、就学上支障をきたしている小、中学校の児童、生徒に対して学用品等を給与する。なお、災害救助法が適用された場合における学用品等の給与の対象者、期間及び費用の限度額については、「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。

イ 市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。

(4) 教職員の確保

災害に伴い教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等により教職員の確保を講ずるものとする。

(5) 避難所との共存

学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う担当部局、教育委員会、学校は事前に次の措置を講ずるものとする。

ア 市は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。

イ 市は、避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。

ウ 避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。

エ 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。

オ 避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、避難所と同様の対応ができるよう努める。

4 学校以外の教育機関の対策

学校以外の教育機関及び保育施設等の長は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合は、上記2に準じて、施設の利用者の安全を図る措置を講ずるものとする。

第25節 自衛隊に対する災害派遣要請計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 派遣要請先 ⇒ (1)〔通常〕知事 (2)〔非常〕直接、自衛隊へ 2 派遣要請事項 ⇒ (1)災害状況及び要請理由 (2)派遣期間 (3)派遣区域及び活動内容等 (4)その他参考事項 3 派遣部隊の受入れ準備 ⇒ (1)資機材等、(2)連絡員の指名、 (3)宿営施設、(4)駐車場 4 ヘリポート ⇒ { 笠間市民球場、友部中学校、岩間公民館 岩間海洋センター	総 務 部

1 計画の方針

災害に際し、人命又は財産の保護のため自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請し、迅速・的確な応急対策の実施を図るものとする。

2 実施責任者

災害派遣の要請は、市長が知事に対し行う。

3 災害派遣要請基準

災害に際し、本市及び県並びに関係機関の機能をもってしても、なお応急措置の万全を期し難い場合又は事態が急迫し緊急措置を要する場合で、人命又は財産を保護するため、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に派遣要請を行うものとする。

4 災害派遣の活動範囲

自衛隊の災害派遣の活動範囲は、概ね次による。

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

項 目	内 容
救 援 物 資 の 無 償 貸 付 又 は 譲 与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し又は譲与する。
危 険 物 の 保 安 及 び 除 去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通 信 支 援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広 報 活 動	航空機、車両等を用いて、市民に対する広報を行う。
そ の 他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

5 災害派遣要請の手続き

市長が自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、「災害派遣要請依頼書」(様式第1)により、知事にその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電報、電話により行い、事後速やかに文書を提出する。

また、知事に対し要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を直接最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知するものとする。

6 災害派遣要請先

区 分	担 当 課 名	電 話 番 号	直 通 番 号
茨 城 県	防災・危機管理課	029 (301) 1111	029 (301) 2885

7 自衛隊との連絡

市長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確にその状況を把握し、下記部隊と必要な情報の交換をするものとする。

部 隊 等 の 長 (所在地)		連 絡 責 任 者		電 話 番 号
		課 業 時 間 内	課 業 時 間 外	
陸 上 自 衛 隊	第一施設団長 (古河駐屯地司令) (古河市上辺見1195)	第3科長	団当直長	0280-32-4141
陸 上 自 衛 隊	施設学校長 (ひたちなか市勝倉472)	警備課長	駐屯地当直司令	029-274-3211
航 空 自 衛 隊	第7航空団司令部(百里基地司令) (小美玉市百里170)	防衛部長 (防衛班長)	基地当直幹部	0299-52-1331

8 自衛隊の判断による災害派遣

自衛隊は、災害が発生又は発生のおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲

げるとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

9 災害派遣部隊の受入れ

派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努めるものとする。

(1) 災害派遣部隊到着前

ア 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。

イ 連絡員を指名する（部隊及び県との連絡は総務課長が担当する。）。

ウ 派遣部隊の展開、宿営の拠点準備する。本市の予定施設は、次表のとおりである。なお、派遣部隊の規模に応じて、その他適切な施設をあてるものとする。

施設名称	所在地	面積
芸術の森公園	笠間2345	35.7ha

(2) 災害派遣部隊到着後

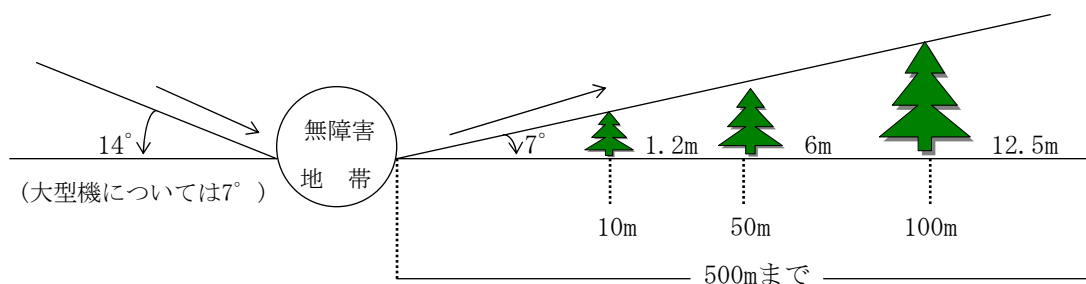
ア 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。

イ 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を市長に報告する。

(3) ヘリコプターの受入れ

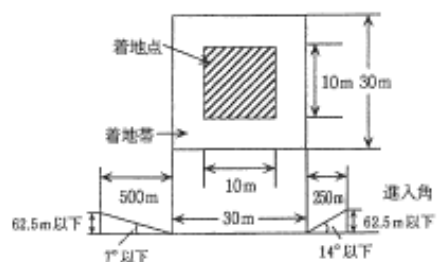
市長は、ヘリコプターの派遣要請を依頼した場合は、次の事項に留意し受入体制を整えるものとする。

ア 下記基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。非常の際に民有地を使用する場合には、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するものとする。

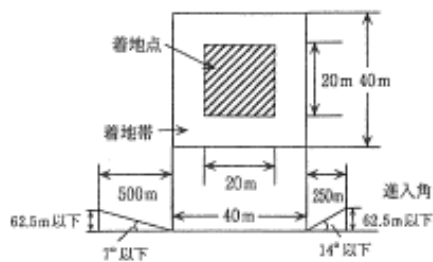


(ア) 離着地点及び無障害地帯の基準

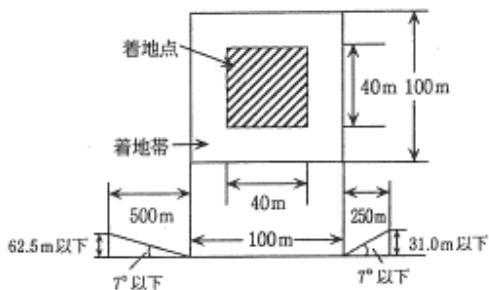
① 小型機 (OH-6) の場合



② 中型機 (UH-1、UH-60J) の場合



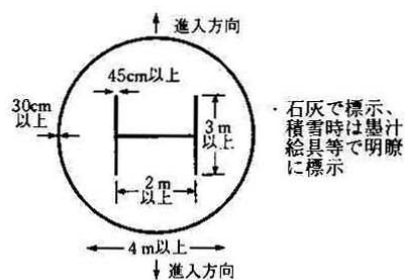
③ 大型機 (CH-47) の場合



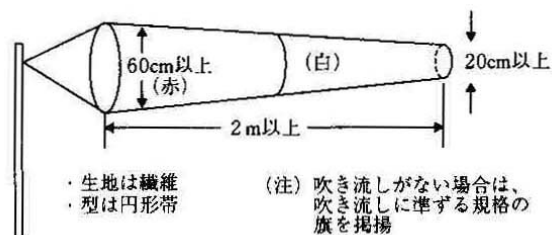
(イ) 離着地点の地盤は堅固で平坦地であること。

イ 着陸地点には、下記基準の㊸記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

① ㊸記号の基準



② 吹き流しの基準



ウ 危害予防の措置

(ア) 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入らせない。

(イ) 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

エ 災害応急用ヘリコプター発着場は、次表のとおりである。

なお、ヘリポート予定地内への車両の乗り入れを規制し、ヘリコプターの発着に支障をきた

さぬよう措置を講ずるものとする。

番号	ランク	所在地	名称	電話番号
H ₁	A	笠間市箱田867-1	笠間市民球場	0296-72-9330
H ₂	A	笠間市中央4-1-1	友部中学校	0296-77-0073
H ₃	B	笠間市泉1956-1	岩間運動広場	—
H ₄	A	笠間市押辺2259-1	岩間海洋センター	0299-45-7085

(注) ランク：離着陸可能なヘリコプターの数を示し、A＝5機以上 B＝4機以下を示す。

10 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、「撤収要請依頼書」(様式第2)により、速やかに県知事に対して撤収要請を依頼する。

11 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、派遣を受けた市が負担する経費は、概ね次のとおりである。

- (1) 派遣活動に必要な資機材(自衛隊装備に係るものは除く。)等の購入費、借上げ料及び修繕費
 - (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
 - (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
 - (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害(自衛隊装備に係るものを除く。)の補償
- なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と派遣を受けた市が協議するものとする。

様式第 1

	文 書 番 号
	年 月 日
茨城県知事 殿	
	機関・職・氏名 印
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）	
うえのことについて、自衛隊法第83条の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。	
記	
1 災害の状況及び派遣要請の理由	
(1) 災害の種類	水害、地震、津波、風害、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故、 その他（ ）
(2) 災害発生の日時	年 月 日 時 分
(3) 場 所	県 郡 町 市 市 村
(4) 被害状況	
(5) 要請する理由	
2 派遣を希望する期間	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
(1) 派遣希望区域	県 郡 町 市 市 村
(2) 活 動 内 容	
4 その他参考事項	
(1) 現地において協力しうる団体、人員、器材等の数量及びその状況	
(2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地又は宿泊施設の状況	
(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法	
(4) 気象の概況	
(5) その他	

様式第2

		文 書 番 号
		年 月 日
茨城県知事	殿	
		機関・職・氏名
		印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）		
年 月 日付 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり 部隊の撤収要請を依頼します。		
記		
1	撤収要請理由	
2	撤収期日 年 月 日 時 分	
3	その他必要事項	

第26節 他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 応援要請先 (1)他市町村、(2)県、(3)指定地方行政機関、(4)民間団体等、(5)消防機関 2 応援要請文書に記載すべき事項 (1)応援要請の理由、(2)応援要請職員の職種別人員、(3)応援を必要とする期間、(4)その他必要な事項 3 応援受入体制の確保 (1)連絡窓口 ⇒ 総務課 (2)受入施設 ⇒ ①笠間市役所本所、②笠間支所、③岩間支所	総 務 部

1 計画の方針

市は、市内において災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合に備え、積極的に相互応援協定の締結に努めるとともに、災害時においては、迅速・的確な応援要請の手続き及び受入れ体制の確保に努めるものとする。

2 応援要請

(1) 他市町村への要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災対法第67条の規定に基づき、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。なお、本市においては県内全市町村の外、兵庫県赤穂市外22市区町、栃木県矢板市及び和歌山県田辺市外2市町と災害応急対策活動の相互応援に関し、協定を結んでおり、その協定に基づき応援要請に努める。

(2) 県への応援要請又は職員派遣のあつせん

市長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣のあつせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

ア 応援要請時に記載する事項

- (ア) 災害の状況
- (イ) 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- (ロ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (ハ) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- (ニ) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (ホ) その他必要な事項

イ 職員派遣あつせん時に記載する事項

- (ア) 派遣のあつせんを求める理由
- (イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員
- (ロ) 派遣を必要とする期間
- (ハ) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

(3) 国の機関に対する職員派遣の要請

市長は、市内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地

方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請するものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員

ウ 派遣を必要とする期間

エ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 民間団体等に対する要請

市長は、市内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請するものとする。なお、本市においては、市内土木建設業団体等と協定を結んでおり、その協定に基づき協力を要請するものとする。

3 応援受入体制の確保

(1) 連絡体制の確保

市長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県及び他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

(2) 受入体制の確保

ア 連絡窓口の明確化

市長は、県及び市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を総務課に定めるものとする。

イ 受入施設の整備

市長は、県及び他市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設を笠間市役所、笠間支所、岩間支所に指定し、あらかじめ整備しておくものとする。また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。

(3) 経費の負担

応援に要した費用は、次に掲げるものとし、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

ア 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食料費

イ 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

4 消防機関の応援要請・受入体制の確保

(1) 応援要請

市は、自地域の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合には、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

また、市は、隣接県の市町村に対する応援要請が必要であると判断した場合は、消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

なお、応援派遣要請を必要とする災害規模としては、次のとおりである。

ア 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防ぎよが困難又は困難が予想される災害

イ 災害が拡大し茨城県内他市町村又は茨城県外に被害が及ぶおそれのある災害

ウ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害

エ 特殊資機材を使用することが災害防ぎよに有効である災害

オ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

- (2) 「大規模特殊災害時における広域航空応援実施要綱」の円滑な運用体制の整備
- ア 事前計画の作成
- 円滑な広域航空消防応援を受けるため、市長は、広域消防応援による災害応急対策活動を実施するにあたって必要な事項をあらかじめ定めておくものとする。
- イ ヘリコプター活動体制の整備
- 市長は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に実施するため、必要な活動体制を整備するものとする。
- (7) 市長は、ヘリコプター活動のための飛行場外着陸場を確保する。
- (3) 応援受入体制の確保
- ア 受入窓口の明確化
- 応援受入窓口は、総務課とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部とする。
- イ 受入施設の整備
- 市長は、人、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。
- ウ 応援隊との連携
- 指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。
- (7) 災害状況の情報提供、連絡・調整
- (イ) 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示
- (ロ) 部隊の活動、宿営等の拠点の整備・提供（公園等）
- (エ) 消防活動資機材の調達・提供
- エ 経費負担
- 応援隊が応援活動に要した費用は、原則として本市の負担とする。

第27節 農地農業計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 農地の応急対策 — 関係団体の協力による農業用施設等の応急工事の実施 2 農作物等の応急対策 — 農作物応急措置の技術指導による被害の軽減 3 家畜の応急措置 — (1) 畜舎内外の消毒、(2) 災害地域家畜の健康診断の実施、(3) 家畜伝染病の予防注射の実施	産 業 経 済 部

1 計画の方針

災害時、特に水害における農作物及び農耕地に対する応急対策を実施し、被害の防ぎよ又は拡大の防止を図るものとする。

2 農地の応急対策

(1) 農地が被災し、当該農地が冠水し、農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合は、関係団体と協力し、ポンプ排水等を行い、被害を最小限にとどめる。

(2) 農業用施設

ア 堤防

ため池堤防ののり崩れの場合における腹付工及び土止杭柵工事を行う。

イ 水路

仮水路（素堀）木造置樋、木造掛樋、土管敷設工事及び揚水機工（応急）を行う。

(3) 頭首工

一部被害の場合は土俵積等を行う。

完全被災における石積工、杭柵工、粹堰、そだ堰工及び揚水機工（応急）を行う。

(4) 農道

特に重要な農道の必要最小限の仮道、軌道及び仮橋の建設を行う。

3 農作物等の応急対策

農家に対し次に掲げる措置の実施を指導し、被害の軽減を図る。

(1) 農作物の応急措置

災害名	作 物 名	事 項
風 害	水 稲	1 成熟期に近い表稲が倒伏した場合は、早めに収穫し、風乾で水分が適正になるまで乾燥する。 2 病害の発生予防のため薬剤散布を行う。
	そさい及び ビニールハウス	1 収穫期にあたるものは若取を行う。 2 被害部分の整理を行い、早期回復を図る。 3 早期回復のため、肥料の葉面散布、液肥を使う。 4 病害の発生を予防するため、薬剤散布を行う。

災害名	作物名	事項
風 害	たばこ	1 成熟期に近いものは収穫し、自然黄変乾燥を行う。 2 落葉したものは自然黄変乾燥を行う。 3 倒伏したものは、必ず土寄せを行う 4 病害の発生を予防するため薬剤散布を行う。
	いちご	1 折損した茎葉の整理後、葉割散布を行う。 2 生育初期に被害を受けた場合、予備苗に植え替える。 3 土寄せ、葉面散布薬を行い、樹勢回復を行う。
	果 樹	1 枝から折れたり裂けたりした場合は切りすて、切り口に「接ロウ」を塗る。 2 傷が浅いときは、縄でかたく括ってゆ着を図る。 3 倒伏樹は早く起こし、支柱を立て固定する。
	飼料作物	1刈取期又は直前のものは、早めに家畜にあたえるか、サイレージ又は乾燥する。
水 害	水 稲 (苗 代 期)	1 冠水したものは早目に排水する。 2 傷みのない場合はなるべく早く植付ける。 3 傷んでいる場合は回復を待って植付ける。 4 田植3日位前に追肥。 5 病害虫発生を予防するため薬剤散布を行う。 6 被害激甚のときは追播を行うこと。(6月上旬まで)
	(本 田)	1 短期間冠水した場合 (1) 冠水したものは早急に排水し、汚物を洗い落とす。 (2) 土砂が押入った場合は早く株直しを行う。 2 長期間(2週間程度)冠水した場合 (1) 追播きを実施し、退水後の処置に備える。 (2) 残苗は仮移植しておく。 (3) 残苗がない場合、減株分株により再植する。 (4) 病害虫の発生を予防するための薬剤散布を行う。 3 成熟期に冠水した場合 (1) 冠水したものは早急に排水し汚物を洗い落とす。 (2) 早めに収穫し、風乾で水分が適正になるまで乾燥する。
	陸 稲	1 冠水、浸水した場合、早急に排水する。 2 根ぎわの土が洗い流された場合は土寄せを行う。 3 ほ場が乾いたら直ちに中耕する。 4 被害激甚の場合は追播を行う。 5 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。 6 成熟期に近い場合は、早めに収穫し風乾で水分が適正になるまで乾燥する。
	麦	1 冠水浸水したものは早急に排水する。 2 根ぎわの土を流された場合は、土寄せを行う。 3 成熟期に近い場合は早めに収穫し、風乾で水分が適正になるまで乾燥する。

災害名	作物名	事項
水害	そば	1 冠水浸水した場合は、早急に排水する。 2 育成初期に冠水浸水した場合は、8月中であればまきなおしする。 3 成熟期に近い場合は、早めに収穫し、風乾で水分が適正になるまで乾燥する。
	大豆	1 滞水した場合は早急に排水する。 2 欠株を生じた場合は補植をする。 3 成熟期に近い場合は、早めに収穫し、風乾で水分が適正になるまで乾燥する。
	そさい及び ビニールハウス	1 収穫期の若いものは若取りする。 2 速やかに排水に努める。 3 肥料の葉面散布を行う。 4 中耕古葉の除去を行い、土壌の乾燥を図る。
	たばこ	1 過湿の状態を防ぐため、ほ場の排水を図る。 2 根が洗い出されたら必ず土寄せを行う。 3 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。
	果樹	1 極力排水を行う。
	いちご	1 くずれた畝は早急に手直しする。 2 速やかに排水に努める。 3 泥をかぶった株は、水で洗い落とす。 4 樹勢を回復させるため、葉面散布を行う。
	飼料作物	1 冠水した場合、直ちに排水を行う。 2 収穫近いものは家畜に利用する。 3 まき直し種子の早期手配及び確保を行う。 4 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。
干害	水稲	1 <u>かん水</u> を行う。
	陸稲	1 川や井戸水を利用できる場所は、かん水を行う。
	いちご	1 できる限りかん水を行う。 2 生育回復を図るため追肥を行う。
	そさい及び ビニールハウス	1 できる限りかん水を行う。 2 除草を行い、むだ枝や古葉を除く。
	果樹	1 できる限りかん水を行うとともに、結果過多の木は摘果を早に行う。
寒害	麦	1 生育回復のため追肥を行う。
	いちご	1 保温、加温を行う。 2 被害部分を除去し、新芽の発生を促進させる。

災害名	作物名	事項
寒害	そさい及び ビニールハウス	1 保温、加温を行う。 2 被害部分を除去し、新芽の発生を促す。 3 肥料の葉面散布を行い、生育の促進を図る。
	果樹	1 降雪甚だしい時は、雪落しを行う。
凍霜害 (冷害)	水稲	1 苗代期に、低温予想の場合深水にする。 2 本田期の低温期には、田面に水を湛え保温を図る。 3 穂ばらみ期の低温時には深水として幼穂の保護を図る。 4 いもち病防除のため薬剤を散布する。
	陸稲	1 生育回復のため追肥を行う。
	麦	1 生育回復のため追肥を行う。
	いちご	1 被害部分を除去し、新芽の発生を促進させる。 2 保温、加温を行う。
	そさい及び ビニールハウス	1 被害部分を除去し、新芽の発生を促進させる。 2 枯死した場合は追播や補植を行う。 3 肥料の葉面散布を行い、生育の促進を図る。 4 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。
	飼料作物	1 生育回復のため速効性肥料の追肥を行う。 2 被害甚大な場合は、まき直しを行う。
ひょう害	水稲	1 苗代において被害を受けた場合は、追肥を行い、生育を回復した後(6～7日)に本田移植を行う。 2 被害当時本田移植を行ったものは浅水にする。 3 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。
	陸稲	1 埋没したものはなるべく晴天の日中を避け、曇天時又は夕刻に熊手等によって土を掻き出し、追肥を行う。 2 被害激甚のものは追播又は代作を行う。
	いちご	1 生育回復のため、追肥を行う。 2 茎葉の損傷したものは除き、病害虫発生を予防するため薬剤を行う。
	そさい及び ビニールハウス	1 生育回復のため追肥を行う。 2 被害激甚なものは追播又は代作を行う。 3 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。
	たばこ	1 被害激甚のものは抜取り代作を行う。 収穫皆無で廃作となるほ場については後作を図る。 2 幹の折れたものは切り取り、わき芽の生育を促進させる。 3 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。 4 生育回復のため追肥を行う。
	果樹	1 被害激甚の場合、枯死部分を除く。 2 生育回復のため追肥を行う。 3 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。
	飼料作物	1 被害激甚なものは代作を行う。 2 生育回復のため追肥を行う。

(2) 家畜の応急措置

ア 風害

- (7) 被害畜舎の早期修理、復旧に努めること。
- (イ) 外傷家畜の治療と看護に努めること。
- (ウ) 事故圧死病傷畜の早期処理により余病の併発を防止すること。

イ 水害

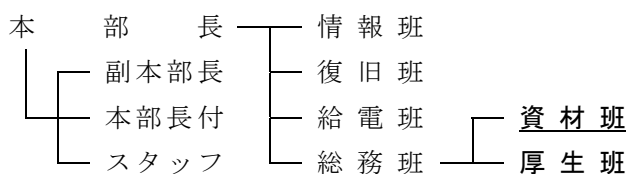
- (7) 畜舎内浸水汚物の排除清掃を図ること。
- (イ) 乾燥後畜舎内外の消毒を励行すること。
- (ウ) 家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、あわせて病傷家畜に対する応急手当を受けること。
- (エ) 栄養回復のための飼料調達並びに給与に努めること。
- (オ) 必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施すること。

第28節 電力施設の復旧計画

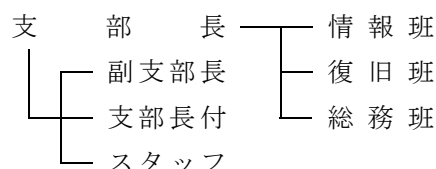
東京電力株式会社茨城支店地域内において災害が発生した場合は、電力設備被害の早期復旧並びに被災地に対する電力供給の確保を図るため下記に基づき対策を講ずるものとする。

1 非常災害対策本部の構成

[支 店]



[支 社]



2 非常態勢の発令

非常態勢の発令は、非常災害の情勢に応じ次表のとおり区分して行う。

区 分	情 勢
第1非常態勢	○被害の発生が予想される場合 ○被害が発生した場合
第2非常態勢	○大規模な被害が発生した場合（大規模な被害の発生が予想される場合を含む）
第3非常態勢	○大規模な被害が発生し、復電復旧に長期化が予想される場合 <u>○判定会が招集された場合</u> <u>○「警戒宣言」が発せられた場合</u>

○警戒宣言が発せられた場合は、上記区分に基づき、すべての事業所は非常態勢を発令する。

○第1～第3非常態勢は、地震・台風・雪等の自然災害、社会的影響の大きい設備事故等の電力供給上著しく支障となる災害について、被害の規模（局地的・広範囲）、停電復旧の状況に応じて関係部門と協議のうえ、適用区分を決める。

3 組織の運営

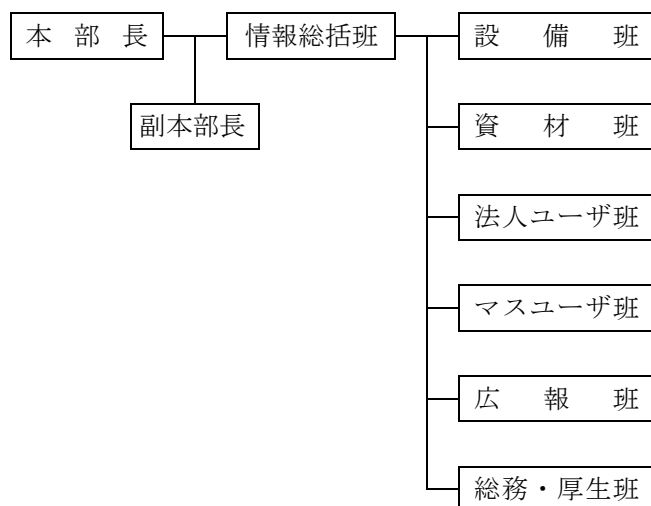
(1) 非常態勢の発令手続き

支店長及び支社長は、情勢に応じ適用すべき態勢区分（第1～第3非常態勢）を発令する。

第29節 東日本電信電話株式会社茨城支店の非常災害対策計画

管内において災害が発生した場合、通信設備被害の早期復旧を図るための計画である。

1 組織（茨城支店災害対策本部）



2 各班の分担

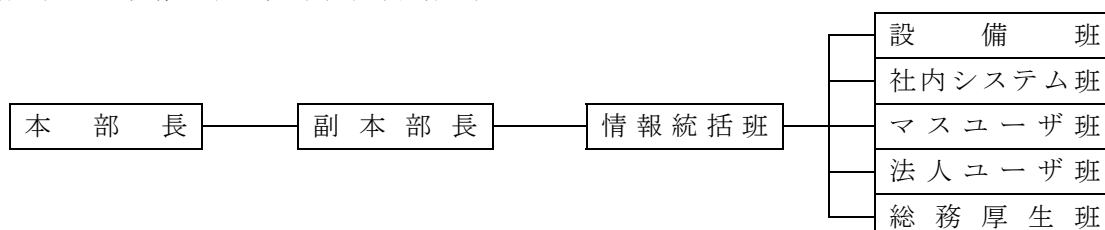
(1) 茨城支店災害対策本部

本部長	本部業務を統括、本部員の指揮統括に関すること
副本部長	本部長の補佐及び本部長不在時代行、各事業部門の指揮統括
情報統括班	本部の運営・調整に関すること 情報(気象・道路・河川・行政等)収集・記録・発出に関すること 行政(茨城県・市町村・警察・消防等)の対応に関すること
設備班	<u>電気通信設備の被害状況把握及び応急復旧に関すること</u> <u>災害対策機器の設置運用に関すること</u>
資材班	復旧資材の検討調達に関すること
法人ユーザ班	ユーザ情報の収集と意向調査に関すること 大口ユーザ・専用ユーザ・行政との対応に関すること
マスユーザ班	特設公衆電話の設置場所選定とお客様対応案内に関すること お客様の利便の確保と意向調査に関すること
広報班	<u>報道機関等の対応及び広報に関すること</u>
総務厚生班	復旧活動の後方支援(食料、宿泊施設、衛生、救護等)に関すること

第30節 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ茨城支店の非常災害対策計画

ドコモ茨城支店管内において災害が発生した場合、電気通信設備被害の早期復旧並びに被災地の通信確保を計るために災害対策本部を設置し必要な措置を講ずる。

1 組織（ドコモ茨城支店災害対策本部組織図）



2 各班の役割

	業 務 内 容
本 部 長	・本部の業務を統括、本部員の指揮統括に関する事
副 本 部 長	・本部長の補佐及び本部長不在代行、各班の指揮・統括に関する事
情 報 統 括 班	・県・市町村災害対策本部との情報連絡に関する事 ・被害状況の把握と速報、各班との連携と統制に関する事
設 備 班	・通信設備被害状況の把握と応急復旧に関する事 ・移動電源車、移動無線基地局車の設置、運用に関する事
社内システム班	・社内システム被害状況の把握と応急復旧に関する事
法人ユーザ班	・法人ユーザの対応に関する事
マスマユーザ班	・お客様の安全確保及びお客様窓口の被災状況把握等に関する事 ・臨時お客様窓口及び電話受付に関する事
総務厚生班	・通話利用状況及び復旧に関する利用者、報道機関への周知に関する事 ・復旧活動の後方支援（食料、宿泊施設、衛生、救護等）に関する事

第31節 郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護措置

郵便事業株式会社及び郵便局株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

1 郵便関係

(1) 被災者に対する郵便葉書の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯あたり、通常郵便葉書5枚及び郵便書留1枚の範囲内で無償交付する。

(2) 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。なお、取り扱いは郵便局株式会社が指定した郵便局とする。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

郵便事業株式会社は、公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受局はすべての郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

(4) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

第32節 防災ヘリコプター要請計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
<p>1 要請基準</p> <p>(1) 災害が複数の市町村等に拡大するおそれがある場合</p> <p>(2) 市の消防力では、災害防止が困難な場合</p> <p>(3) 防災ヘリコプターの応援が必要と認められる場合</p> <p>2 要請方法</p> <p>(1) 要 請 先 ⇒ { 県防災・危機管理課 県防災航空隊</p> <p>(2) 明示事項 ⇒ (1)災害の種別、(2)災害発生日時、場所及び被害状況、 (3)現場の気象状況、(4)飛行場以外の離着陸場の所在地及び地上支援体制、(5)必要な資機材の品目及び数量</p>	<p>総 務 部 消 防 本 部</p>

1 計画の方針

市長は、災害の状況に応じ県に対して防災ヘリコプターの出動を要請し、被害の情報収集、救出・救助活動を行うものとする。

2 要請基準

市長は、当該災害について、次の各号のいずれかに該当することにより防災ヘリコプターの応援を必要と判断した場合は、知事に対してその要請をすることができる。

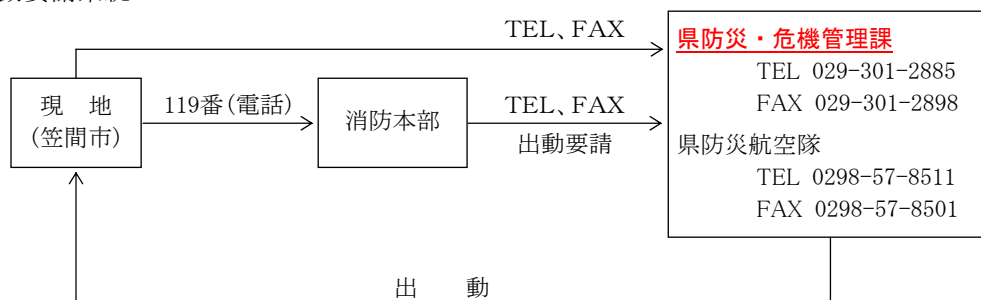
- (1) 災害が、複数の市町村等に拡大するおそれがある場合
- (2) 市の消防力によっては、災害防止が著しく困難と認められる場合
- (3) 被害者の救急搬送その他防災ヘリコプターの応援が必要と認められる場合

3 要請の方法

応援の要請は、県生活環境部**防災・危機管理課**防災航空室あてに、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害発生現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場以外の離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

4 出動要請系統



5 防災ヘリコプター緊急運航要請基準

防災ヘリコプターの運航基準は、次のとおりである。

(1) 救急活動

- ア 山村等からの救急患者の搬送
- イ 傷病者発生地への医師搬送及び医療機材等の輸送
- ウ 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
- エ 高速道路等の大規模事故における傷病者の搬送
- オ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

- ア 河川、海岸での水難事故等における捜索・救助
- イ 山岳遭難事故等における捜索・救助
- ウ 高層建築物火災による救助
- エ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出
- オ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(3) 災害応急対策活動

- ア 地震、台風、豪雨等の災害の状況把握
- イ 被災地等の孤立場所等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- ウ ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等の状況把握
- エ 各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達
- オ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(4) 火災防衛活動

- ア 林野火災等における空中からの消火活動
- イ 火災における情報収集、伝達、住民等への避難誘導等の広報
- ウ 交通遠隔地への消火資機材、消火要員等の輸送
- エ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

近都県市等との航空消防防災応援協定による相互応援

(6) 災害予防対策活動

- ア 災害危険箇所等の調査
- イ 各種防災訓練等への参加（他の公共団体の長から要請を含む。）
- ウ 住民への災害予防の広報

(7) 自隊訓練

(8) 一般行政活動

「茨城県防災ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱要領」に基づく一般行政利用活動

(9) その他総括管理者が必要と認める活動

6 緊急運航の要請基準

(1) 緊急運航の要件

防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、上記「5 防災ヘリコプター運航基準」の(1)から(5)までに掲げる活動で次の要件を満たす場合に運航することができるものとする。

公 共 性	地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
緊 急 性	差し迫った必要性があること。(緊急に活動を行わなければ、市民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)
非代替性	防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。(既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

(2) 緊急運航の要請

緊急運航の要請は、市長が「防災ヘリコプター緊急運航要請書」(別記様式)により県防災・危機管理課長に行うものとする。

別記様式

防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信時間	時 分現在		
1 要請機関名	電話	発信者	
2 災害の種別	(1)救急 (2)救助 (3)災害応急(調査・広報) (4)火災防御 (5)その他		
3 活動内容	調査、広報、撮影、傷病者搬送、空中消火、救急、救助 輸送(品名数量)、その他		
4 発生場所及び発生時間	市町村	地内	
	(目標)		
	(離着陸場所)		
	年 月 日 ()	午前・午後	時 分
5 現地の気象条件	天候 視程	風向 m 警報・注意報	風速 気温
6 現場指揮者	所属・職氏名		
7 現場との連絡手段	無線種別(全国波、県波) 現場指揮本部(車)呼出名称(コールサイン)		

8 要請を必要とする理由	※ 災害の状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること (救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記述のこと)		
目標	別添地図のとおり ※目標が明確となる大きめの図面を添付のこと		

茨城県防災航空隊	緊急要請専用	0298-57-8445	受信者
	F A X	0298-57-8501	
	防災 F A X	25-6550	
	勤務時間外	029-301-8800	

(防災・危機管理課)

9 傷病者搬送の場合	傷病者	氏名		年齢	歳	性別	男・女
		氏名		年齢	歳	性別	男・女
	症状						
	着陸場所の 目 標	出動先所 在地及び 目 標		搬送先所 在地及び 目 標			
	同 乗 者	医師及び 看護師の氏名		関係者の氏名			
	医療機関への搬送方法	救急車の手配		医療機関の手配			
	受入医療機関	所在地名称		連絡先	電話		
搬送先消防本部の担当者職氏名		消防本部 課 電話					

10 必要資機材	
11 他航空機への要請	(有・無) 機関名 要請機数
12 その他必要事項	

※以下の項目は防災航空隊で、出動の可否を決定後、連絡します。

1 使用無線等	無線種別 (全国波、県波) 現場指揮本部 (車) 呼出名称 (コールサイン)
2 到着予定時間	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 燃料の確保	要手配・手配不要 0 (ドラム缶 本)

第33節 救出計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 被災者の救出・救助活動 —— 重症者を最優先 2 県・警察・他市町村等への応援要請 (1) 本市のみでは救出・救助が実施困難な場合 ⇒ 他市町村・県 (2) 多数の死傷者がある場合 ⇒ 医師会等 (3) 行方不明者がある場合 ⇒ 警察署 3 応急救護所の設置 —— 傷病者の応急手当、トリアージ	保 健 衛 生 部 市 立 病 院 消 防 本 部 消 防 団 笠 間 警 察 署

1 計画の方針

災害のため生命、身体が危険な状態にある者あるいは生死不明の状態にある者を救出又は捜索してその者を保護するものである。

2 実施機関

- (1) 救出・救助は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 本市のみでは実施が困難な場合は、近隣市町村、県その他関係機関の応援を得て実施する。

3 救出・救助活動

- (1) 通報又は職員、消防団員からの情報等を総合し、初動体制を整え、負傷者の早期発見に努める。
- (2) 救出・救助活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。
- (3) 災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、消防団、地域住民等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージを行う。
- (4) 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い、医療機関に搬送する。
- (5) 多数の死傷者がある場合は、市長は、笠間市医師会等を通じて、医師等の現場派遣、医療機関への収容等必要な措置について応援を要請するものとする。
- (6) 行方不明者がある場合には、笠間警察署等に協力を求め、速やかに捜索を行うものとする。
- (7) 被災者の救出・救助活動を行う場合、関係機関と緊密な連携をとり、迅速かつ効率的な活動を行うものとする。

4 災害救助法による救出

災害救助法を適用した場合の救出は、同法及びその運用方針によるがその概要は、次のとおりである。

(1) 対象者

ア 災害のため現に生命身体が危険な状態にある者

- (ア) 火災の際に火中にとり残されたような場合
- (イ) 地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合
- (ウ) 水害の際に流失家屋と共に流されたり、孤立した地点にとり残されたような場合
- (エ) 地すべり、がけくずれ等により生き埋めになったような場合

イ 災害のため生死不明の状態にある者

- (ア) 行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者

- (イ) 行方不明は判っているが、生命があるかどうか明らかでない者
- (2) 救出の費用及び期間
災害救助法の適用の有無にかかわらず、「災害救助法に基づく救助の期間及び限度額等」による。

第34節 土砂災害応急対策計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 土砂災害発生に関する情報の収集と伝達 ・伝達方法 ⇒ (1)防災行政無線、(2)広報車、(3)消防車 ・伝達内容 ⇒ (1)気象情報・注意報等、(2)避難の準備、(3)避難先等、 (4)避難勧告、(5)その他周知すべき事項 2 警戒体制の基準 ⇒ (1)危険区域内における異状の発生 (2)過去の土石流災害発生時の雨量	総 務 部 市 長 公 室 都 市 建 設 部 消 防 本 部 消 防 団

1 計画の方針

土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の対策は、本計画の定めるところによる。

2 情報の収集及び伝達

(1) 情報の収集

本部班は、土砂災害の発生に係る情報（降雨、地震等）を入手したときは、消防本部に連絡するとともに、部内の関係ある班及び関係機関に連絡する。なお、各消防署及び消防団は、次に掲げる情報の収集と警戒にあたるものとする。

ア 区域内及びその付近の降雨量

イ 区域内における急傾斜地の地表水又は湧水の状況

ウ 区域内における急傾斜地の亀裂の有無

エ 区域内における急傾斜地の竹木等の傾倒の状況

オ 区域内における急傾斜地の建築物等の損壊等の状況

カ 区域内の住民及び滞在者の数

キ その他災害予防又は応急対策に参考となる事項

(2) 伝達方法

伝達担当者	伝 達 先	伝 達 手 段	伝 達 内 容
災害対策本部 本部班員 動員班員 消防班員	危険区域内 住民及び滞在者	1 防災行政無線、広報車及び消防車の放送並びに緊急情報メール等による。 2 現地と対策本部間の緊急な指令又は報告は、広報車、消防車を使用する。	1 気象情報、注意報、警報及び土砂災害警戒情報 2 予想される危険の程度 3 避難の準備 4 病人、高齢者、婦人、子供等に対する第1次避難の勧告 5 避難先及び避難経路 6 避難勧告 7 避難指示 8 その他必要な周知すべき事項

なお、伝達の内容については、上記の表の外、次の点についても伝達するものとする。

ア 住家の戸締り

イ 携行品と服装

ウ 家財道具の整理及び家屋の補強（余裕あるとき）

エ 単独行動の制限

オ 誘導員の指示励行

3 警戒

警戒体制をとるべき時期については、次によるものとする。

- (1) 危険区域内の状況等に異状が生じた場合で市長が必要と認めたとき。
- (2) 本編2第1章第2節「土砂災害防止計画」中の当該区域の危険性等を考慮して決定する。

4 避難

本章第11節「避難計画」に定めるところによる。

第35節 災害救助法適用計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 住家滅失世帯数の算定基準 (1) 全壊・全焼・流失等世帯 ⇒ 1世帯 (2) 半壊・半焼等顕著な損傷世帯 ⇒ 1/2世帯 (3) 床上浸水・土砂堆積等による一時的居住不能世帯 ⇒ 1/3世帯 2 災害救助法適用基準 (1) 基準1号 ⇒ 80世帯、(2) 基準2号 ⇒ 40世帯	総 務 部

1 計画の方針

この計画は、一定規模以上の災害に際して災害救助法を適用し、応急的、一時的に必要な救助を行うことにより、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

2 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は知事が実施する。ただし、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された事項について、市長は実施責任者となって応急救助活動を実施する。

3 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本市における適用基準は、次のいずれかに該当する場合である。

(1) 基準1号（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号）

市の住家滅失世帯数が、下表の基準に達したとき。

市 の 人 口	住 家 滅 失 世 帯 数
<u>79,409</u> 人（平成22年国勢調査）	80世帯

(2) 基準2号（災害救助法施行令第1条第1項第2号）

被害が相当広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が下表の基準に達したとき。

市 の 人 口	住 家 滅 失 世 帯 数
<u>79,409</u> 人（平成22年国勢調査）	40世帯

(3) 茨城県の地域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上である場合又は災害が隔離した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

(4) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

4 住家滅失世帯数の算定基準等

(1) 住家滅失世帯数の算定

ア 全壊（焼）又は流失世帯は1世帯とする。

イ 半壊（焼）等著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯とする。

ウ 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯は3世帯をもって1世帯とする。

(2) 住家の滅失等の認定

ア 住家の全壊（焼）流出により滅失したもの

(ア) 住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの

(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 住家の半壊又は半焼する等著しく損傷したもの

(ア) 住家の損壊、焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの

(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

ウ 住家の床上浸水、土砂堆積等で一時的住居困難状態となったもの

(ア) ア、イに該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達した程度のもの

(イ) 土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

イ 住家

現実に住居のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれ一住家として取り扱う。

5 適用手続

(1) 市長は、本市における災害が前記「3 適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を知事に報告するとともに、法の適用について協議する。

(2) 市長は、前記「3 適用基準」の(3)の後段及び(4)の状態被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請しなければならない。

(3) 災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。

6 災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。なお、知事は、救助を迅速、的確に行うため次に掲げる(1)から(10)まではあらかじめ職権の一部を市長に委任するものとする。

(1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与

(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(4) 医療及び助産

(5) 災害にかかった者の救出

(6) 災害にかかった住宅の応急修理

- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 死体の捜索及び処理
- (10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」の定めるとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

8 被害状況報告

県への被害状況報告は、本章第4節「被害情報の収集・伝達計画」による。

9 災害救助法に基づく救助費用の申請及び補助申請

(1) 災害救助法に基づく救助費用の申請

災害救助法に基づく救助実施の費用は、請求書に経費支払証拠書類の写を添えて、知事に申請する。

(2) 災害救助法が適用されない場合の災害救助費用の補助申請

災害救助法が適用されない場合において、市長が、被服、寝具等の生活必需品の給付（生活必需品購入のための金銭給付を含む。）又は災害による死亡者の埋葬を実施した場合は、茨城県り災救助基金管理規則（昭和46年茨城県規則第39号）の定めるところにより、知事に要した額の補助申請をする。

ア 補助を受けられる場合

滅失世帯が7世帯以上に達したとき。なお、滅失世帯の算定は次による。

- (7) 住家が半壊し、又は半焼する等、著しく損傷した世帯は、2世帯をもってそれぞれ住家が滅失した世帯とみなす。
- (4) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯は、5世帯をもってそれぞれ住家が滅失した世帯とみなす。

イ 救助補助額

それぞれ次に定める額の範囲で現に救助に要した額とする。

(7) 被服、寝具等の生活必需品の給付をした場合

「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による

(4) 災害による死亡者の埋葬を行った場合

「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による

ウ 申請の手続

市長は、補助金の交付を受けようとするときは、救助が完了した日から1か月以内に「小災害救助補助金交付申請書」（別記様式参照）を知事に提出するものとする。

別記様式

小災害救助補助金交付申請書

年 月 日	
茨城県知事 様	
市 町長 村	
□	
小災害発生年月日	
災害救助完了年月日	
補助金交付申請額	
添付書類	<p style="text-align: center;">小災害救助状況調査 別紙 1 支出調査書 別紙 2</p>

別紙1

小 災 害 救 助 状 況 調 書

イ 被服、寝具等生活必需品給付状況

被害程度	り災世帯主		世帯人員			救 助 物 資															金銭給付額	基準限度額	備考				
						品 名			品 名			品 名			品 名			品 名						計			
	住所	氏名	男	女	計	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額				数量	金額		

- (注) 1 救助物資の品名は、毛布、下着等種類、単価別に記載すること。
 2 金銭給付額欄には、り災世帯主が被服、寝具等生活必需品を購入するために市町村が給付した額を記載すること。

ロ 埋葬状況

死亡年月日	死亡原因	死亡場所	死 亡 者		埋 葬 料				市町村が埋葬を行った理由	備 考
			住 所	氏 名	棺 料	埋火葬料	骨 箱 料	計		

別紙2

支 出 調 書

科 目	支 出 済 額	備 考
款 項 目 節		

上記のとおり支出したことを証明する。

年 月 日

市
町長
村



